

第六十四回国会 社会労働委員会 議 録 第三号

昭和四十五年十二月八日(火曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木義武君

理事 栗山 ひで君

理事 大橋 敏雄君

有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二郎君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

別川悠紀夫君

箕輪 登君

山下 徳夫君

渡辺 肇君

島本 虎三君

古川 雅司君

寒川 喜一君

寺前 巖君

出席國務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

経済企画庁審議官 西川 喬君

厚生大臣官房国立公園部長 中村 一成君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

委員外の出席者

通商産業省公害保安局公害部公害第一課長 児玉 清隆君

運輸大臣官房参事官 原田昇左右君

建設省都市局下水道課長 久保 起君

最高裁判所事務総局民事局長 矢口 洪一君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

十二月七日

結核対策の強化に関する請願(寺前巖君紹介)(第二二一號)

看護婦不足対策等に関する請願(清井洋君紹介)(第二二二號)

同(津川武一君紹介)(第二二三號)

同(寺前巖君紹介)(第二二四號)

同(東中光雄君紹介)(第二二五號)

医療保険制度の改革に関する請願(中澤茂一君紹介)(第二二六號)

同(柳田秀一君紹介)(第二二七號)

同(佐々木良作君紹介)(第二二八號)

同(辻原弘市君紹介)(第二二九號)

同(中谷鉄也君紹介)(第二三〇號)

同(原茂君紹介)(第二三一號)

同(堀田雄雄君紹介)(第二三二號)

同(松平忠久君紹介)(第二三三號)

精神障害者に対する心身障害者対策基本法適用に関する請願(田邊誠君紹介)(第二三八號)

同(西宮弘君紹介)(第二三九號)

同(日野吉夫君紹介)(第二四〇號)

同(三宅正一君紹介)(第二四一號)

同(美濃政市君紹介)(第二四二號)

同(山本政弘君紹介)(第二四三號)

同(戸叶里子君紹介)(第二四四號)

患者給食の改善に関する請願(寺前巖君紹介)(第二四六號)

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二四七號)

失業対策事業存続に関する請願(合沢榮君紹介)

(第九八號)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第九九號)

同(西田八郎君紹介)(第一〇〇號)

同(和田春生君紹介)(第一〇一號)

同(池田禎治君紹介)(第一〇二號)

同(寒川喜一君紹介)(第一〇三號)

同(曾根益君紹介)(第一〇四號)

同(永末英一君紹介)(第一〇五號)

同(和田耕作君紹介)(第一〇六號)

管理美容師制度の改正に関する請願(岡沢完治君紹介)(第一〇七號)

同(寒川喜一君紹介)(第一〇八號)

同(栗山礼行君紹介)(第一〇九號)

同(岡沢完治君紹介)(第一一〇號)

同(岡沢完治君紹介)(第一一一號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一二號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一三號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一四號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一五號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一六號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一七號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一八號)

同(栗山礼行君紹介)(第一一九號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二〇號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二一號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二二號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二三號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二四號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二五號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二六號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二七號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二八號)

同(栗山礼行君紹介)(第一二九號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三〇號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三一號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三二號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三三號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三四號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三五號)

同(栗山礼行君紹介)(第一三六號)

過疎地域に小規模保育所設置に関する請願(江藤隆美君紹介)(第一三七二號)

スモン病対策の強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一三六六號)

寡婦福祉資金等貸付金の原資増額に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一三七七號)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

廃棄物処理法案(内閣提出第一五五號)

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四號)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

廃棄物処理法案を議題とし、審査を進めます。

質疑を続けます。大橋敏雄君。

○大橋敏雄委員 今度の公害国会といわれたこの臨時国会でございますが、根本になる公害基本法がいろいろと改善されるというものの、内容は非常に問題をばらんでおります。いずれにいたしましても、経済の発展の調和事項が削られたというところは、環境保全あるいは人命尊重という立場で、いわゆる公害防止は厚生省が中心で今後進んでいくんだ、このような考えに立つてまず間違いないんじゃないか。大臣の決意をまず要求し、しかも今後の対策に対する熱意をお願いする次第であります。

さて今回提出されました廃棄物処理法案は、その目的の中に示されておりますように「この法律は、廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」とこうあるわけでございますが、基本法の中の何条、どこを受けてこの法律ができたのか。

○内田國務大臣 基本法的一条ですか、二条です

か、要するに私は、公害というものは汚染局地の対象策ではなしに、これは人間の生活環境のポリニーションを排除するのが公害対策であるという観点に立ちまわって対処しておるものでございませうが、そういう見地から今回の公害対策基本法も何かしらの改正がされております。その中で特に第十二条でございしたか、いままでは下水道の処理施設の整備促進のことだけがうたわれておりまして、必ずしも清掃とか廃棄物の処理についての権限はございせんでしたので、わざわざそこにその廃棄物の処理についての施策の——どういふことばでございしたか、適正化あるいは推進をはかるべきことをうたい込んでございます。そういうことも関連いたしまして今度の廃棄物処理法案をつくりました。

○大橋(敏)委員 今度の廃棄物処理法案というのは、要するに公害対策の一環である、あくまでも公害防止対策であるという、そういう基本的な立場に立つて改正されたのかどうか、もう一ぺんその辺を確認したいと思ひます。

○内田国務大臣 狭い意味の公害ということでは、いま私が申し述べましたように、人間の生活環境の保全、清潔化というような広い意味での公害対策として私は取り上げております。したがって、基本法におきまして、いわゆる標準公害としては大気汚染とか水質の保全でありますとかあるいは騒音、振動等六つの公害原因が掲げられており、それに今回土壌汚染というものを一つ加えて七つになったはずであります。ですから、その狭い意味の標準公害ということではなしに、広い意味の人間の生活する条件をできるだけ適正、快適なものにする、こういうことが私は、今日の意味における、新しい意味における公害の対策に入るだろう、こういう考えをもちまして今回の法制に対処いたしました。

○大橋(敏)委員 広い意味の公害対策の意味で今回改正案が出された、こういうことであります。が、このところが一番肝心なところだと思ひます。廃棄物の処理は、確かにその処理のしかた次第で

は、もう想像もできないような公害を発生していく要因になるわけですね。また、処理法案といひながらも、あくまでも環境保全の立場に立つた公害防止のそうした強い精神の上に今後運営されていかなければならないと思ひます。これは非常に大事なところでございしますので、確認した次第でございします。

次に、第二条の定義の問題であります。ここに廃棄物あるいは一般廃棄物、産業廃棄物の定義内容が明示されておりますけれども、その中に建築関係から排出されておりますいわゆる土砂、瓦れきというものが、この定義のどこを見ても示されていないのですけれども、これはどういふ理由で入っていないのか、その点をお尋ねいたします。

○内田国務大臣 土砂、瓦れきにつきましては、これは廃棄物として出てまいるような形はとりませんが、これはまた有用物である場合が少なくありませんので、そのまゝ表現するには問題がありすこと、また土砂等がごみ、燃えがら、汚泥等と混在している場合は、明らかにこれらのものとして観念できることから、条文上の明示は避けてございしますが、しかし不要になった土砂、瓦れき等は当然廃棄物の範囲に含まれるものであります。これは、また当然であります。土砂、瓦れき等が産業廃棄物となります場合は、第二条の第三項の政令で定める産業廃棄物として指定をすることにいたす所存でございします。土砂については、特殊の工事現場から出る汚泥状のもの、あるいは有害物質を含有する特定のものなどもございします。そういうことを考えまして、この三項の政令で指定する、こういう考えでおります。

○大橋(敏)委員 どうもいまの説明では納得いきかねるのです。土砂、瓦れきは量としては非常に多いので、これを中心に入れるのはどうも入れにくいのだというような答弁があったと思ひますが、そこをもう一回はつきり答えてください。

○内田国務大臣 多いので入れないということではなしに、土砂、瓦れきはそのまま有用物として使用される場合もありますので、土砂、瓦れ

きとして、土砂、瓦れきの類がすべて廃棄物だということでは表現してしまいますよりも、土砂、瓦れきの中の真に廃棄物となつてしまふもの、また有害なもの等を考慮して、それはここにありますような第三項の「廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」、こういう中の政令で定めることを考えております。こういう次第でございします。

○大橋(敏)委員 それではお尋ねいたしますが、廃油だつてやはり次第ではこれは使えますよ。御承知と思ひますけれども、ヨーロッパではあの潤滑油、あのどろどろした油を一カ所に集めて、そうしてそれを再生あるいは資源活用として、もうすでにそれが実現しているじゃありませんか。そうでしょう。またそれが採算ベースにきちっと合つていくというわけですよ。こういうことは最近の新聞各紙にも取り上げられておりましたですよ。そうならば第二条の中の「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、」と、こうありますね。いまの理論からいくとおかしいじゃないですか。

○内田国務大臣 第二条第一項にはいろいろ書いてあります。その他の「不要物」と書いてあります。ところが土砂、瓦れきは、必ずしも全部が不要物ではない、有用物になる場合も多いので、その不要物になるような類型のものをねらつて第三項で政令できめると、こういうわけでありまして。あなたのようなことをおっしゃると、大根のしっぽからネギのしっぽまで、みな書かなければならぬということになつたら、これはまたたいへんでありますので、典型的なものをごに載せまして、その他は、この法の目的また処理の状況や実益等に照らしまして政令できめたほうが適当であらう、こういう考え方であるだけでございします。

○大橋(敏)委員 私が言っているのは、産業廃棄物のみならず、廃棄物全体の中で、建設業が占めている量というものはばく大なんですよ。これは大阪の実情を調査した、都市廃棄物処理対策研究

会の調査内容でございしますけれども、ちよつとその資料を御披露いたしますよ。「廃棄物月間排出総量二百二十八万トン」を排出源別にみると、最も多量に排出するのは、建設業の百四十八万トンであつて、総量の約六五%を占めてゐる。「建設業の土砂、瓦れきだけで六五%を占めてゐる。「しかもそのうちの九八・六%までが、建設現場から排出されるがれきおよび土砂類である。しかも推計によると建設業から排出される廃棄物は昭和五十年には約二百八十万トンに達し、昭和四十三年現在の約二倍となる。」また「建設業から排出される廃棄物量は、他産業の廃棄物量に比してきわめて多量であるばかりでなく、その排出量の伸び率もきわめて高率である。」これは完全なる調査の結果あらわれた内容なんです。大根とかその他のたぐいはわけが違ふんですよ。これはどの大きなウェイトを占めてゐる土砂、瓦れきの名目をこの中に全うしたわなかつたということはおかしいんではないか、こう言つてゐるわけですよ。

○内田国務大臣 それは書き方の問題でございしますが、土砂、瓦れきと書いても、土砂といふのは土と砂と書いてあるだけでございまして、いろいろな場所から出てきます。ですから土砂、瓦れきといふものは、ここで除外してゐるのでは決してない、問題は、廃棄物としての不要物あるいは汚物等でございしますから、二条一項で見ます場合には、「その他の汚物又は不要物」と読んでいただいて、現実にはそれが一般廃棄物か、産業廃棄物かということになりますと、私は建築業者等が建築現場等で扱つておりますのは、「事業活動に伴つて生じた」、そういうものでありますので、政令のほうで表現等は誤りないようには実体をとらえて表現するほうがよろしい。これはおことばを返すわけではございせんが、土砂、瓦れきは、これらの廃棄物のワケ外に置いて、どこに捨てても、どういふ処理をしても自由だというふうに放任する意味では全くございせん。表現上、土砂と書くわけにもいきませんししますので、たびたび申し上げますように、政令できめてまいるのがよか

ろう、こういうふうに私もは考えてきた、こういうことでございます。

○大橋(敏)委員 私は、ほんとうを言えば、今回の廃棄物処理法という名目が出てきている法律そのものの名称に対しても疑義があるのです。というのは、その中に「一般廃棄物」と「産業廃棄物」という出でてきておられます。産業廃棄物とは一体何だ、これは私は大きな問題があるように思うのです。

なぜならば、わが国の従来の産業発展の足取りを見ますと、石油産業あるいは製鉄産業、石炭産業が、それぞれの立場で伸展してきて、わが国の経済をささえてきたわけでございますけれども、石炭の例をとってみますと、石炭からコークスをとったわけですね。そのときに出てくるかす、それはいわゆるタールというものでございまして、このタールはいわゆる廃棄物だったわけですね。タールというのは、もとは何にも使い道がない、いわゆる廃棄物だったんですけれども、現在はどうです、その資源の活用の内容は。もう引っぱりだこじゃありませんか。このように、一時は産業廃棄物のような姿であったタールが、廃棄物に対する価値観の転換によっていふんと内容が変わっている。こういう現実があるわけですね。

また、海洋汚染防止法の中にも廃棄物の項が取り上げられておりますけれども、単に「人が不要とした物」、人が不要とした物が廃棄物であると、一字でこれは片づけられているわけですよ。私がこの定義のことをやかましく言うのはそこにもあるのです。これは海洋汚染防止法の第三条第二号に「廃棄物」として「人が不要とした物(油を除く)をいう。」「たつたこの一行ですよ。ですから、その定義をきめようときめまいと、ただ不要物をさういふんだということになればこれは問題じゃないですか。

そういうことから私はこの問題をやかましく言うわけでございますけれども、今度の廃棄物処理法案をながめてみますと、あくまでもその廃棄物を廃棄物そのものとみなして、とにかく捨てるこ

とだけ、最終処分することだけを考えているような感じがしてならない。いわゆる使えるものはうんと使え、再生できるものは再生して、なおかつ余ったものの処理をしていく、こういう姿勢が私は見受けられないように感じてならないわけですね。そういう点についてはどうです。

○浦田政府委員 なるほど、確かに御指摘のように海洋汚染防止法の三条では廃棄物の定義が非常に簡単に記述されているわけですが、廃棄物処理法案の中におきましては、先生もすでに御案内のとおり、第二条で、定義としてはできるだけ具体的に例示を設けまして、そして廃棄物の範囲、考え方を明らかにしているところでございます。それから御指摘のいわゆる資源再利用としての考えというものが入っていないではないかということでございますが、これらにつきましては、私どもはかねてから、ことに端的に申しますと、プラスチック類の問題にからみまして、その再利用、資源的な活用ということについては、関係のほうにも呼びかけているところでございますが、

【委員長退席、佐々木(義)委員長代理着席】この法案の中身といたしましては、やはり三条の二項に「再生利用等を行なう」ということによりましてその精神は盛り込んであるつもりでございます。

また、わざわざ再生利用についての業者の許可というものをこの廃棄物処理法案の中では明定してございせんけれども、むしろ除外した形になつておりますけれども、それは廃棄物というところの処理に着目いたしました場合には、回収し、それを資源的に再生利用するということは、これは純然たる廃棄物の処理という観点からは少し次元が違ふことではないか。また、最終的にそこから出てまいります廃棄物というもののについては、もちろんこの法律の中で適正な処理ということを考えていくことになつておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 いま、三条の二項を取り上げられて、その資源再利用のことについては、産業廃棄物再生利用等というところにその精神は盛り込まれて、最終処分することだけを考えているとおっしゃいましたけれども、これをずっと読んでまいりますと、要するに焼却するために運搬等に支障を来たすのであるたけ量を減らしなさい、量を、減らすための一つの考えとして再生利用もありまう、こういうふうにはしか私は読めないのです。そうではなくて、いま局長さんが言ったようにこれは判断するところですか。

○浦田政府委員 少し私の説明が足りませんでした。たが、廃棄物の再生利用ということ、厳密な意味で廃棄物という範疇にはまだ入っていない前の段階のものである、これはこの廃棄物処理法案とは別の次元で取り扱うべきものである。むしろまた必要があれば関係各省とも御相談して必要な規則なり法律なりの立案ということも、これはもし必要があれば別の段階で考えていくというふうに考えまして、今回は、この中で廃棄物という最終段階に着目して整理したわけでございます。

○大橋(敏)委員 大臣、では今度の法律の趣旨からいって、廃棄物処理あるいは処分、それを中心としたので、資源の利用等については別に考えては考へる、あるいはほかの段階で資源利用の問題は考へる、いま局長のこういうお話でありましたけれども、これは重大問題だと思ふのです。今後この法案を要件だと思ふわけですが、では大臣としては、あらゆる廃棄物の再生利用あるいは資源活用、そういう点については今後どういう方向でどういう立場でそれを進展させようと思へるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 大橋さんの御提案、たいへん御親切な御提案だと思ふわけでありまう。とにかく私どもは、今日廃棄物が出過ぎて、お互いにその処理に非常に悩んでおるわけでありまうから、廃棄物となつて捨てられてしまふものの始末に先立つて、出てくる廃棄物ができるだけ少なくなるようなことが望ましい第一でございます。ともにも、もう一つは、幾ら消費が美德だという時代になつたといひましても、これは地球の面積も資源の存在も局限されております。それが、いかに科学の発達等で埋め合はれたといひまして

も、私は無から有は生じないと考えますので、やはり廃棄物としてどんどん使ひ捨てるといふような習慣よりも、もう一ぺんできるだけ再生したり、さらに、使えるものは大事に使ひ、そういうことが政治の要諦である、二宮尊徳をまつてもなく、貝原益軒をまつてもなく、私は政治の要諦であると思ひまして、そういう私が厚生省におるのですけれども、こういうことを家庭におきまして親として子供のしつけにつかましても、廃棄物として捨てるなど、できるだけ再生利用するよう心がけておるなど、できるだけ再生利用する、おっしゃるとおりきわめて大切なことだらうと思ひます。しかし、大切なことであるにもかかわらず、この法律の段階では、そういうお互いの心がけをしておるにもかかわらず、なおかつ出てきた廃棄物をどう処理するか、どういふ体系で処理するか、またその残された廃棄物も、さらにそれを減量するために再生なり仕分けなりという狭い意味の再生利用ということだけしか取り上げておりません。御指摘のような、より高い意味のものは、この法律よりも一つ上に乗っかるものだ、こういうふうに局長も説明されたわけでございますので、それにつきましては、経済哲学あるいは経済原則、経済政策の問題として、あらゆる場合に、あらゆることに、おっしゃったことはこれからもう一つ大切なことになると私は心得ます。

○大橋(敏)委員 先日の連合審査のときに私はプラスチックの問題を取り上げましていろいろとお尋ねしたわけでございますが、プラスチックがいまいかにやつかい公害の発生の内容になつていくのか、十分御承知になつたと思ひます。そして、現実には現在どうやうな状況なのかという具体的な対策もないわけですが、そういうプラスチック等を含めた廃棄物の処理とともに、その再生利用あるいは資源活用の事柄が厚生省としていま何か案でもありませんか。

○浦田政府委員 全体的にいへば資源の再生利用、再生利用ということにつきまして、総合的な案

は厚生省としては持つておりません。

御指摘の合成樹脂の再生利用の点でございますが、それらの点につきましては通産省のほうにお願いいたしまして、まず合成樹脂の現在の性格のままでの再生利用ということについてひとつ至急に御検討願いたいということを御要望申し上げていこうでございます。

それから私も、局の中でその検討会をしまして、いろいろな具体的な再生利用の方式について文献その他でもって勉強中でございます。それらの知識に基づきまして具体的な面で、たとえば石油工業界の方々あるいは私も直接関係の牛乳業界の方々も呼びまして、いろいろその点についてはこちらからの要望も申し上げておる、こういったような段階でございます。

○大橋(敏)委員 それではさっきに属するのですが、土砂、瓦れきは再生利用の面では非常に内容が充実していると思うので、特にここには定義の中にそういうことは出さなかった、こういうお話だったので、政令できめるとおっしゃるわけですが、大体の方向として土砂、瓦れきをどのような立場でとらえた政令をおつくりになるお考えでしょうか。

○浦田政府委員 まだ成案を得た段階ではございませんが、できるだけ具体的に、その方法といたしましては、土砂につきましては特殊な工事現場、そういうものの種類を特定して、さらにそれから出るたとえば汚泥状のものあるいは有害物質を含有する特定のものといたしまして、はつきりと反映をさせていきたいと考えております。

○大橋(敏)委員 どうも納得いかぬのですけれども、時間ばかりとりますので次に移ります。

第三条でございますけれども、第三条には(事業者の責務)が示されております。「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」というわけでございますけれども、「この「事業者」というのはどういうものをさすのでしょうか。わかるような気がするのですけれども、個人あるいは中

小企業、大企業あるいは法人、いろいろと「事業者」の中には含まれると思うのですけれども、まずそれをはっきりするためにお尋ねするわけでございます。

○浦田政府委員 ここで申します「事業者」といいますのは、公害対策基本法の中でも「事業者」という表現をしているわけでございますが、事業を営んでおるものということで、いわゆる企業者、事業主、それからもつと広い意味でいきますと公共事業をやっている特定の公団、あるいは場合によりましては公共物の管理者、そういった人たちがあつては公共物に含まれる。それから都市活動といたしまして、たとえばごみ焼却場から出る最終的な燃えがら、そういったような場合にその事業者は一体だれかということになりますと、これは市町村長、こういうふうなことで、事業をやっておるその責任者でございます。

○大橋(敏)委員 それは、かりに五名、十名の小さな事業であつても当然この中に含まれるわけですね。

○浦田政府委員 原則的には含まれております。

○大橋(敏)委員 それではお尋ねいたしますが、「廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあるのですけれども、適正というからには何か基準があると思うのですよ。そういう基準があつて初めてこれは適正である、あるいは不適正である、こう出てくるわけですが、それども、一体何を以て適正であるとなさつておるのか、お尋ねいたします。

(佐々木(義)委員長代理退席、伊東委員長代理着席)

○浦田政府委員 「適正に処理しなければならない。」これは総則で包括的に「事業者の責務」ということでこのよう表現になっておるわけでございますが、その具体的な内容といたしましては、第十一条の(事業者の処理)というところの第二項、政令で定める基準、これでもってはっきりとさせる考えでございます。

○大橋(敏)委員 政令で定める基準ということば

ですけれども、私はこの適正処理ということばが非常に気になる。これはさる法じゃないか、つまり適当に処理してもいいような感じに受け取れてしかたがないわけですよ。一体だれが基準をきめるのか。国があるいは地方公共団体なのか、それとも国民、その地域住民なのか、こういうことに私は非常に関心がいくわけでございますが、いまだ政令で定めるところによりということだけでございませうけれども、それでは私はどうも納得がいかないのですよ。

○浦田政府委員 これはもちろん、政令で定めるということでございますので、形式的には政府で定めるわけでございますが、これらにつきまして、すでに生活環境審議会の中の清掃部会というところで、一つ一つのものについての衛生的あるいは生活環境保全上影響のない処理方式というものを現に御検討中でございます。すでに二、三のものについてはその答申を得ているところでございませうが、そういったように学術的に見ましても公正妥当なる、また、その委員会の中には市町村側の代表の方も入つておられる、実務家もおられることとございますので、一般的に地方の実情というものも十分に勘案いたしまして定めていく。形式的には、最終的には政令という形で定めていくということとございまして、「適正」ということばの字句どおり、私どもとしてはその点遺憾なきを期していきたいと考えております。

○大橋(敏)委員 第五条に「市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。」とありますね。また、第十条には「都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。」このようにありますね。これと、いま言われたものとの関連はどうなるのですか。

○浦田政府委員 第五条によりまして「一定の計画」と申しますのは、市町村がその固有事務として行ないます一般廃棄物の処理、つまり収集、運搬、処分という一連の事業を行なうわけでございます

ますが、それ全般についてどの程度の廃棄物の排出量を見込むか、それに対してどのような人員あるいは車両を用意するか、その次にそれをどこに運搬し、どのような施設でもって最終的にどのように処分するかといったような一連の計画を立てるわけでございます。したがって、これにはすなわち人員計画とかあるいは施設、資材の計画、予算、そういったようなものが伴うわけでございます。その中身といたしまして、いろいろと技術的な面で廃棄物を衛生上無害に、また環境保全上影響のない形でもって扱っていくという基準が政令で定める中身になってくるのでございます。

また、十条の都道府県で広域処理の計画を定めるといふ場合には、これもやはり実際には数市町村にまたがった区域でもってこのような計画を立てていかなくちやならないということと、市町村の場合よりもっといろいろと計画立案について十分に練らなくちやならないという、中身は少しそういった意味では複雑になると思ひますけれども、同様に、人員、資材あるいはそれに伴う予算というものの、総合的な計画ということとございまして、技術的な中身というものが政令によつてきまつてくる、このように私も考えております。

○大橋(敏)委員 政令で適正な基準が定められるというお話でございますけれども、では実質的には結局その市町村できめる一定の計画、それから産業廃棄物に対する処理計画、これに従うか従わないかということになるのでしょうか。

○浦田政府委員 市町村あるいは都道府県が立てます計画というのは総合的なものでございませうが、この産業廃棄物処理法案の目的としております最終的な産業廃棄物の適正な処分ということの中身、これをいかにして担保するかと申しますと、やはりこれは取り扱ひのそういった処分の科学的、技術的な基準であらうと思ひます。その点を政令で定め、それに基づきまして総合的な計画というものが市町村あるいは都道府県でもって立てられていく。最終的な担保は、やはり技術的な基準として政令できめていく、こういう考えでございます。

○大橋(敏)委員 どうもわからぬですね。いいですか。要するに、政令で定めようと、市町村の一定の計画にせよ、あるいは県で定める廃棄物の計画にしろ、廃棄物の処理というものは、収集、運搬、処理、処分、それ以外にないでしょう。したがって、適正な処理ということについては、やはり事業者における適正な処理というものは、収集はこうあるべきだ、あるいは運搬についてはこうあるべきだ、処理についてはこうあるべきだ、最終処分はこうなんだぞ、これがはっきりしない、はたしてみずからの責任においてどうのこうのというのをうたわれても、先ほど言ったように、適正な処理ではなくて適当な処理になるのではないかと。私が心配しているのはそこなんです。その点どうなんですか。

○浦田政府委員 説明が晦渋でわかりにくいかなと思います。市町村で立てます計画と申しますのは、いわば量的な、つまり人員とかあるいは車両の配置とか、施設をどのように整備していくか、こういうような総体的な計画になるわけでございます。それから、政令で定める基準と申しますのは、そのことの中心としてどのようにすれば生衛的に廃棄物が最終的に処分されるか、それから環境保全上影響のない形でもってそれを行なわれるかということをしつかりと守ってもらうための基準というものは、やはりそれは市町村のほうに個々の判断にまかせるというわけにはまいりませんので、少なくともその最低必要限の基準というものは政令でもって定めるという考え方でございます。

○大橋(敏)委員 いや、市町村とか都道府県がきめる処理計画等は、適正な処理、適正な処分、これは直接の関係はないわけですね、いまあなたがおっしゃることからいけば……

○浦田政府委員 総体的な計画を立てるにあたって、個々の具体的な収集、運搬あるいは処分の技術の中心、ことに衛生的に見た場合の中心というものは、どうしても国の段階で最低基準は確保する必要がありますので、それに基づいた計画でな

くてはならない、中身はそれに基づいたものでなければならぬ、こういう関係になるわけであります。

○大橋(敏)委員 私もそうだろうと思うのです。ですから、この「自らの責任において適正に処理」というところに、「自らの責任において地方公共団体が計画する処理計画に基づき」というふうな具体的に入れたほうが、よきことばは的確になるんじゃないでしょうか。この点はどう思いますか。私はこれは大事な——総論の中でうたわれているものだからいいかげんでいいというのじゃないと思うのです。地方公共団体が計画する処理計画に基づき適正に処理しなければならぬ、このように私は明確にうたうべきだ、こう考えるのですけれども、どうでしょうか。

○浦田政府委員 条文の表現上いろいろの考えがあるかと思いますが、ここで廃棄物として取り上げておられますものに、いわゆる一般廃棄物とそれから産業廃棄物二通りに区分して考えているわけでございます。しかも今回の法改正の主目的は、産業廃棄物についての事業者責任を明確にするという点にあるわけでございます。一般廃棄物の処理につきましては、原則として現行行なっております市町村の固有事務とその固有事務の体制を踏襲しようということで整理しているわけでございまして、したがって、法文の表現上、市町村の固有事務にかかわる部分は従来の表現からその考えを持ってきた。しかしながら、事業者につきましては、やはりそのみずから処理しなくてはならないというところを、その両方のかね合ひでもって、表現上はいまここに書いてありますような表現になったわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、先ほどの説明を伺っておりますと、結論的には市町村が計画するその内容あるいは都道府県が計画する処理計画、こういうのが現実的には、具体的には適正処理に大きく関連していくんだ、こういうふうに私は理解したわけでございますが、それはそれでよろし

いですが、——そうなるとまいますと、市町村あるいは産業廃棄物の処理計画を立てる都道府県、この計画を立てる人のそのメンバーといいますが、そこが大事になると思うのです。現在、基本法を受けて、都道府県には公害対策審議会というのがあるわけでございますけれども、その審議会の意見を聞くというのには、産業廃棄物の処理計画、いわゆる都道府県の立場だけがうたわれております。市町村のほうの関係については、ただ一定の計画を立てるというだけであって、何のチェックもなければ示唆もない。これでは先ほどの適正処理についての関係からいいますと不十分ではないかという感じがするのですが、その点はどう思われますか。

○浦田政府委員 都道府県が市町村のいわば肩がわりとして広域的に産業廃棄物を処理するという仕事をやって出ます場合、一番肝心なのは、現実的に即した処理計画を定めるということであると思っております。

その手続につきましては、先生御指摘のとおり、地方公害対策審議会の御意見を聞いて定めていくことになるわけであります。もちろんその公害対策審議会の構成メンバーをどうしようかという別の面があるわけでございますが、形式的にはそのようになるわけでございます。

御指摘のように市町村を直接呼びまして、そしていろいろと聞けという公的な取りきめというものは明らかにされていくわけでありまして、これは当然ながら、実際問題といたしまして、これは当然都道府県といたしましては、関係市町村の方々をお呼びして、そしていろいろと協議するのでなければ適正な計画は立てられないということでございますので、法形式上のことはともかくとして、実質的にはそうなるはずだと思ひますし、私どもとしてはそのように強く指導してまいりたいと思っております。

○大橋(敏)委員 適正処理云々の問題は、あとにいろいろと法文に関連していくところでありまして、非常に大事なところですよ。そして、いま言

われますように、市町村の一定の計画にしろ、あるいは都道府県の処理計画にしろ、これは重大な問題でありますし、それが結局実質的な基準になるわけですから、いま法律的には何もきめられておらないけれども、実質的にはその県の公害対策審議会の中に市町村の代表も入っている、こういうお話がありました。これはやはり何かききうお話がありまして、これは必要があるんじゃないか、こう思うわけです。この点については大臣でなければ答えられないと思うのです。要するに、いいですか、大臣聞いてなかったからもう一回言います。市町村が産業廃棄物の処理計画を立てるときには公害対策審議会の意見を聞いて立てるというふうになっているわけですね。これはわかる。ところが、市町村の一定の計画については、そういうチェック機能は何もないわけですよ。これでは適正処理の問題から見た場合非常に不安を感じるわけですね、一番柱となるところですか。いま局長は、法文上どこにもそういう内容はないけれども、実質的には県の公害対策審議会の中に市町村の方々の代表が出ているんだ、こういうことです。私は、これを何らかの姿で明確に成文化すべきではないか、こう言っているわけですよ。

○浦田政府委員 都道府県で広域処理計画を立てます場合には、先ほど申しましたように、現実の問題としては市町村の意見が十分にうたわれていくように運営してまいりたい、その点は強力に指導してまいりたいと思ひます。

それから、市町村単位でやります場合、これにつきましては現在までの実績といたしまして、各市町村が条例でもって十分にいろいろの計画を立てていく等やっておりますので、いづれにいたしましても地域住民の方々の御意見が、また、その地域の実情に即した計画というものが立てられるように配慮されておると思うのです。またこれからもそのようにして指導してまいりたいと思ひます。

○内田国務大臣 大橋さんのお説ももっとも存じますが、法律で定めます際に、とにかく市町村が思いつきの処理計画ではなしに、市町村民が見

ても、また県が見ても、国が見ても、これならば市町村内の一般廃棄物等の処理がうまくいくであろうというような客観性のある計画を立てることが望ましいということ、この法律には市町村は思いつきではなしに、一定の計画を定めておやりなさいということ、一定の計画を定めておやりなさいというのをうたつてあるわけで、その定め方については審議会を設けるとか設けられないか、あるいは、たいがい市議会などに、ちやうどこの社会労働委員会と同じように委員会制度もございいますので、実際にはそういう市議会の分野の検討の対象になる場合もございまいし、その辺のことはそれぞれの市町村におまかせする。元来が一般廃棄物の清掃というのは、地方自治法のたてまえでも、清掃法のたてまえでも、市町村の固有事務ですから、あまりこまかいところまで規定をしなくても、心がまえだけ、こういうことでこういうふうにしてあるわけです。

○大橋(敏)委員 今度は特に事業者の責務がはっきり打ち出されて、みずからの責任において適正な処理をする、こうあるわけですから、非常に大事な問題だというわけです。公共団体のほうに一任していくこともいいでしょうけれども、また、そうあってもいいかもしれせんが、いま言ったような排出者の責任を明確にしていけないと、今後の公害はおさまらない、こういう立場で私は申し上げているわけです。

そこで、では一歩譲りまして、現在ある都道府県の公害対策審議会の中に自治体の職員の代表を入れてその意見を反映させる、これは私は必要だと思ふ。いま入っていないでしょう。どうですか、そこは。

○浦田政府委員 現在では地方公害対策審議会は必置にはなっておりませんが、今度の法改正でもってこの必置義務を都道府県に課したい、かように考えております。また、その構成の中身につきましては、できるだけ地方の実情が反映するように検討してまいりたい。

○大橋(敏)委員 ですから、地方の意見が反映されるためには、やはり地方自治体の職員の代表を

その中に加えるべきである、こう言っているわけですから。これは当然じゃないですか。そうでしょう大臣、そう思いませんか。

○内田国務大臣 ちよつと私にも答えられない問題でございまして、いままでは公害対策基本法によりまして中央公害対策審議会が必置で置かれてきたのですが、各地方は置いていないし、置かなくともいいという規定でございまして、今度公害対策本部また衆議院の産公特にかかつておりますように、公害対策基本法を改正いたしまして、それを地方の必置制にいたしましたわけでありまして、でありますから、必置制になりますと、その構成なんかにつきまして、北海道と九州とがまちまちだということも考えられせんので、おそろくそれは一つの基準を示すような形で進められることと思ひます。これは公害対策本部の担当大臣がそのほうのことをやっておりますので、ここで私がこうするということとはちよつとお答えできませんが、たいへんあなたの御意見に賛成いたします。

○大橋(敏)委員 じゃ、いまの私が言いました地方自治体の職員をそういう審議会の中に代表として入れるというこの私の考え方、いま主張したことは、あなたいきなり返事はできないけれども、その意見は非常に重要なことである、それを尊重する、そして、今後そういう話し合いの場においてそのことを主張していくというふうに理解してよろしいですか。

○内田国務大臣 それは私がそういうふうにするのが適当だろうと考えますので、ひとつまた産公特のほうでもそのような趣旨で御発言をいただければ、これは両方からそういう運び役となるので、その辺よろしくお計らいください。

○大橋(敏)委員 それじゃもう一回、先ほどの問題に戻りますけれども、第三条の二項に事業者は「再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、」こうありますね。これは再生利用のほうと減量というほうとどちらにウェイトを置かれた条文なんでしょうか。

○浦田政府委員 廃棄物処理法案のその処理のたてまえからいいますと、減量ということに重点があるのは当然でございしますが、それだけではなかなか目的が達成されないということで、事業者の廃棄物の再生利用、そういう根元にかかるところにまで触れておるわけでございします。それから、後段でもってさらにものをつくる、あるいは加工し販売するという場合に、処分することまで考えておるわけで、減量というところにウェイトが置かれておるわけでありまして。

○大橋(敏)委員 わかりました。その後段のほうですね。「減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工(販売等)に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。」こうあるのですね。これは努力規定なのですね。現実問題として、この前も話しましたようにプラスチックの実例がございしますね。そういうことになりましたと、こんな単なる努力規定ではおさまらぬのじゃないか、これは義務規定にすべきである、こう考えるのですけれども、その点どうですか。

○浦田政府委員 私も一義的にはそのようにできないかということ、先生の御意見のように義務規定ということで考えたのでございしますが、よくいろいろと実態に即して考えてみますと、結局最終的に廃棄物とするというその最終段階は、やはり国民の皆さま方、消費者の皆さま方の意思による。そこに一つのスプリングボードと申しますか、踏み切り台があるわけでございします。したがって、これをすぐ即座に現状でもって義務規定にするということは、いささか問題があるのではないかと。とにかくこういう項目を設けて御協力をお願いしたいということとどまるべきではないか。また、ここではいわゆる総則として項目を並べてありますので、実際にはあとのところの項目のところである程度は個々の場合には義務として課することもできるところが部分的には生じてくるかと思ひますので、ここではいわゆる努力

規定ということで考えたわけでございします。

○大橋(敏)委員 このところをきびしくしないと、いわゆる公害が発生してくるわけですね。これが問題なんです。先ほどプラスチックあるいは特殊なものについての処理の問題については、いま通産省のほうにその研究をお願いしているというふうなお話でありましたけれども、いずれにいたしましても、この条文を、努力規定よりも義務規定に直して強力なものにしたいかないと公害はおさまらない、こういうことを私は主張しております。

通産省の方にお尋ねいたしますが、いま厚生省のほうからプラスチック等の再生利用等について、あるいは処理方法についての研究を依頼されていると言われましたけれども、どの程度進んでおるのでしょうか。

○山下政府委員 昭和四十四年、去年から技術開発費を予算でいただきました。工業技術院関係の試験研究所で基礎的には五年計画でやっております。

○大橋(敏)委員 それでは、五年後にならないと、ちよつとそうした具体的なものはでき上がらない、あるいは達成されない、こういうふうな考えでよろしいですか。

○山下政府委員 現状では、プラスチックの加工業者あるいはユーザーのほうで工場内で自社再生をやっております比率が高まっております。また、削りくず等をまとめて廃品屋が引き取りまして、そしてそれを再生してビーズ等の製品にして販売する業者もふえてきております。

「伊東委員長代理退席、委員長着席」民間側でそういう現実の努力が進んでおりますので、通産省といたしまして、基礎的な研究とまた別に現実の線に沿った、半年先、一年先でもできることも技術指導してまいっておるわけでございします。

○大橋(敏)委員 それでは、いまのところ、そうしたプラスチック、合成樹脂等の特殊なものについては、自分の会社で再生利用している、そういう

うのがだんだんふえてきた。これはそちらのほうにまかせておいていいのではないかとしようにも受け取れるわけですが、通産省のほうで、こうしたプラスチック関係についての排出量、そういうものをお調べになっていると思うのですが、一体現在はどうなのか、あるいは五年後はどういうふうになるのか、数字をあげて説明願いたいと思います。

○山下政府委員 第一次調査でございますが、通産省として調査をいたしまして、原則として従業員二百人以上の五千の対象工場に調査表を出して、提出されましたものを集計した結果でございますが、合成高分子系の廃棄物、これの処理比率は、約七割を自社の中で処理しておりますが、そのうち三二・五割を焼却処理しておりますが、三三・八割を化学処理しております。なお、物理的処理を一・七割しております。その自社処分いたしました中で一九・二割を再生利用、これは廃品回収業者に売って技術指導して再生化したものを含みますが約二割、一九・二割を再生処理しております。

○大橋(敏)委員 それも聞いたかったのですが、私が聞いたのはプラスチックの廃棄量の推定です。通産省で資料があるでしょう。それを聞いています。

○山下政府委員 全体につきまして私どもの推定は、かりにことし五百万トン弱のプラスチック総生産があったと見た場合に、御承知のように雑貨その他で家庭用品に回る品物は約半分と見ております。残りの半分はパイプですとか建築用材とかで、家庭以外に回ると思っています。

その中でどれだけが廃棄物になるかということとは、確たる推定方式はまだございませんが、私どもの立てております計算は、そのうちの三分の一が一年間で寿命が来る。残りのものは、三年もつものも十年もつものもございしますが、平均して五年の寿命と仮定をいたします。その年の生産量の三分の一がその年に廃棄物になり、残りの三分の一が五年後に廃棄物になり、残りの三分の一が

廃棄せずに済むという想定で計算いたしました結果は、大ざっぱに申し上げまして毎年の生産量の五割前後が廃棄物化する、こういう想定でございます。

○大橋(敏)委員 私の手元に通産省化学第二課作成の資料があるのですよ。それを見ますと、現在四十五年でプラスチック生産量が五千三百トンになっておる。そしてそれに対する廃棄量が二千三百一十トンです。これが五十年になると一万トンのプラスチック生産量が出て、廃棄量が何と五千百トン。ここまで伸びてくるぞ、こういう資料が私の手元にあるのです。これは通産省のものですが、こういう資料を出されたことは間違いないでしょう。

○山下政府委員 先刻私が御説明しましたのもそのときの作業基準でございまして、四十四年、四十五年には五百三十万トンの生産で、廃棄物は二百三十万トン、五年後には一万トンの生産で五百三十万トンの廃棄物と想定しております。

○大橋(敏)委員 一万トンの生産量ですか。

○山下政府委員 そうです。

○大橋(敏)委員 これは単位が千トンになっておるのですけれどもね。

○山下政府委員 数字の書き方が少しお読みにくかったかもしれませんが、単位は千トンで一万単位でございますので、一千万トンでございます。

○大橋(敏)委員 わかりました。いまの通産省の説明を聞いてもわかるだろうと思えますけれども、現在のプラスチックその他の特殊な特殊な廃棄物というものは全部が回収できるわけじゃない。自分の会社で再生利用しているのが七割あるといつても、きわめてその一部だと思わなければならない。要するにそうした公害をまき散らす特殊な製品が今後続々と出ていく可能性はあるわけですね。そういう点からいって、いまの三条二項の問題については、努力規定ではなくて義務規定に改めるべきである。私はあえてこれを主張するわけでありませう。

なぜならばいまさっき言いましたように、この

規定がゆるいと公害が出る。加速度的に増大しております。廃棄物の処理というものは、現在埋め立てかあるいは焼却ですね。たとえば東京の例をとって見ますと、あの有名な夢の島、あれはもう満ぱいになりましたね。そして、今日十五号埋め立て地がそのあとに続いているわけでございますけれども、それも話によればあと三年ということですから、その焼却場に持ってこれたものを焼却して三年しかもたない。焼却しなかつたならばあと一年か一年半でここはだめになるであろうというやうなことであります。それは御承知ですね。まずその埋め立ての東京の例を聞いておきましょう。

○浦田政府委員 東京都が収集したごみの処分に ついて、焼却が大体半分、残りは埋め立てその他で処分しておるという事実については承知しております。それから、その処分地については非常に難渋しておるということも承知しております。

○大橋(敏)委員 そうですね。埋め立ての場所がほんとに困る状態、なくなつてきているという事実ですね。それから焼却の施設の問題、この前も話しましたが、数といひ、その能力から見ても、きわめて不十分、不備でございます。その上いま申しましたようなプラスチックの公害のために続々と破損されあるいは故障してあります。焼却能力はもう急激に低下しているというのが現状ではないかと思わなければならない。加えて都市過密による交通の渋滞、これが収集から運搬、最終処分に至る作業を困難にしているために、結局はどこに捨てていいかという問題が出てくるわけですね。交通でも平気で行ける場合ならまだいいのですけれども、交通が渋滞しているわ、焼却場も埋め立て地も不十分である。こうなれば、どうしても河川とかあるいは海、そういうところに不法投棄をせざるを得なくなってくる。また居住地にゴミの山ができるという結果になるわけですから、こういうのがいわゆる公害になっていくわけ

です。そこで私はこう思うのです。特に企業の処理

責任をまず明確にして、その責任を負わせるのは当然の中の当然ではないか。厚生大臣は、ヤクルトに回収を義務づけて許可条件などとしていたけれども、どの程度回収できるのか、それもあやふやなものです。それに違反した場合どうなるかなんというものも、この条文から見ると限りにおいては何の規制もありません。したがって、くどいようでございますけれども、第三条二項は義務規定に改めるべきである、大臣、どうですか。

○内田国務大臣 よく私も状態はわかるのでありますが、どういふふうな義務規定に改めるかというのには二つ書いてあります。前段は、自分の事業場から出るものはあまりよそに出さぬようにしてほしい、自分で燃すなり再加工するなり始末しないといふのが前段であり、後段のほうは、そういう産業廃棄物はなしに、自分の製品を外に売る、あるいは自分の製品をプラスチックの容器なりあるいは化粧品でもそうでございますし、百貨店の包み紙でもそうでありまして、百貨店の包み紙を外に売るのでございまして、それが、そういうものを外に売るのでございまして、それから、産業廃棄物ではなしに、お互いの家庭にいつてしまったものまでについて、そういうものが処分しやすいたうな状態を来すように初めからメーカーは努力しなさい、こういうことで、義務規定というのは、努力すべしと書く場合には、これを口語体に直すと努力しなければならぬ、こういうふうを書くことになるんじゃないでしょうか。どういふふうになるのでしょうか。

○大橋(敏)委員 あなた、そういうふうにごまかしてはいけませんよ。しなければならぬとなればいいのです。そして、義務規定というのは、それに対して違反した場合罰則がつくわけですよ。これは罰則がないじゃないですか。そうでしょう。

○内田国務大臣 そうなりますと、これは厚生省がどういふこととやらあります、これは厚生省が議論になっておりますように、今日プラスチック製品というのは塩化ビニール、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、それが非常に人間

生活に必要なものとしてつくられておるのですが、会社、工場が自分で使うのではなくしに消費社会に出しているわけです。消費社会に出してしまいが始末に困っているわけでありまして。その始末のしようがどんなことをやってもできるものではないので、とにかくそれぞれの会社も工場も、それからも物を売るほうも、みんなで知恵を出し合って始末する以外にないのですが、始末する方法がなければそれはつくれないというところはいかなければならないと思うのです。つくらせて売り出させておいて、それに対しては義務規定の書きようがない、こういうふうに私は思うのです。

たとえば私自身が、私は大臣で年もとっている。法制局の参事官でもないのですが、私自身がこれについては注文をつけて、こういう規定を入れてくれという直接談判をして、法律上はきれいかどうか知りませんが、私自身が実はこれまでやってきたという努力をいたしておるのです。義務規定ということばは、ことばは簡単ですが、それはどういうふうにしたらいいかという問題になります。これは一体どういう場合に処罰の対象になるのか。百貨店はプラスチックの容器に入れたプラスチックの容器にしては始末がつかぬから売ってはいかぬというところまでやってみれば別であります。いまの流通界、国民生活の状況においては、そこまでなかなか一挙にできない。だからこれはみんなで知恵をしぼってやるようにして、メーカーにも、自分のところだけじゃなしに、売り出すところについてもそれだけの努力をさせる。それからまた、その処理機構につきましても金を出すし、費用もとるしというように、また、自分の中にあるものについては、さつき七〇%くらい自社で処理しているというお話であります。これは七〇%じゃなしに一〇〇%まで処理させるような指導をしていくというところまで持っていく以外にないとは考えまして、これまたたいへん規定でございしますが、やっとな

こまできたというのが私の苦心談であります。○大橋(敏)委員 あなたの努力を私は認めないわけでもない、それはわかる。わかりますけれども、いまの条文の前段ではなるべく廃棄物は出さないようにしてください、減量してください。それから品物をつくるほうも、現状をよく知って、なるだけそういう処理に困るようなものをつくらないでほしい、そこはわかるのです。わかるのですけれども、そういう甘ったるい考えでは現在のプラスチック公害は押え切れませんよ。かりに法制局のほうで、それがある意味において義務規定にできるという裏づけがとれば義務規定になりますか。

○内田国務大臣 まず法制局の考え方と――義務規定にするということになります。これはわれわれは当然そういうプラスチック製品が一方に果たしておる国民生活上の利便というものは拒否するだけの生活準備ができていないと私はやれないことだと思えます。その点は、これは単に議論の問題や文章の問題ではない、人間生活の問題だと思えます。

○大橋(敏)委員 いまのプラスチック公害がどれほど人体に危害を与えているか、お考えになったことがありませんか。

○内田国務大臣 毎日考えております。

○大橋(敏)委員 それでは今度は、経済の発展、調和条項が削られた。基本法ですよ。それはあなたたは産業ベースものを考えていけばそのとおりになるでしょう。しかし今度は、あくまでも人間の生命、健康、環境保全、これを基本にしていかなければだめだ。だから私は、一番最初、わざわざこの処理法を公害対策の一環として出されたものでしょうねと念を押したわけです。そういう立場から言っているわけです。ですから法制局のほうで、この点がこうこうこういう状態ならば義務規定としてきめられますということになれば、そこはのむべきじゃないか、こう言っているわけ

○内田国務大臣 それは規定だけの問題ではなし

に、法律技術上の問題ではなしに、そういう法律上でプラスチックの使用を規定してしまっているようなないま事態なのかどうかということをも考えてまいらないうと、この書き方だけの問題ではないと思えます。要するに私は決して企業寄りではない。何しろ厚生省でございます。御承知のように牛乳びんにいたしても、農林省のほうは――

このごろは厚生大臣の考え方もあるもので、それに従わざるを得ないということでも考え方を直してくださっているようでありまして、ついでこの間までは、物価の問題、あるいはその他牛乳なり乳製品を国民に飲ませるという利便の問題から、プラスチック容器についてはむしろ前向きな政策をとっておったことも御承知であります。そういうことに対しては、私もものはほうは、これは厚生省でありまして、全く企業寄りよりも消費者寄り、人間寄りの立場から、それでは困るということに厳重に申し出ておることは御承知のとおりでございます。通産省に対しては、私は同じようなことで、処分がしにくいようなそういうプラスチック製品は、幾ら人間の役に立つても指導をしない――それはできるだけ処分がしやすいようなそういう性質のプラスチックというものの開発を検討してもらわなければならぬ、こういうことを申し入れており、またそういうことを言いつても、現実にはプラスチックの廃棄物というものは出るのがあります。それをいま一般廃棄物と一緒にいただきます。御承知のとおりあいう害毒を出します。仕分けをして、プラスチックを焼却処理その他の処理をする際にそれに耐え得るような焼却炉などの開発につきましても、私もは努力をさせております。

最近京都大学でございますか大阪大学などにおきまして、そういうもののある程度の成功をおさめたというのを聞いておりますので、私もそれは非常に高く評価をいたしておりますが、そういうような行政方向を一本に持ってきたり、あと始末をする処置を、この精神に従って、社会にいい面ばかり強調しないで、悪い面も考えて、いい面も

進めていくようなことをしなければならぬというところが私の立場であります。ただここで縛ってしまえばそれでいいというふうには私にはどうしても考えられない。私は、これは乏しい能力であります。いまの段階としては、この辺からまず進めていくのが一番よろしい、こういう私の結論でございます。

○大橋(敏)委員 これ以上論議しても尽きないと思えます。

それでは農林省に牛乳のプラスチック容器については差しとめたいなことをやりました、それを説得した、こういうお話でございましたけれども、当然のことだと思ふのです。というのは、生産コストは確かに物価問題とからめて低いかも逆になります。しかし今度は処理コストからいけば逆にまた上がってくるわけですから、ちよつと冷静に考えてみれば問題ないことなんです。ただ一つ問題なのは、いま乳製品の乳業者がそうしたプラスチック容器の生産段階に準備を整えてしまっている、こういうことなんです。それだけに、この処理についての、あるいはこの方向についての監視といふもの、あるいは見きわめといふものは大事なことですから、そういう点だけはしっかりと腹に入れて押えてもらいたい。

では次に参ります。要するに廃棄物の処理については下水道問題も非常に大きな関連があるわけですね。今度第三次下水道整備五カ年計画で事業費総額二兆六千億ですか、これが策定されて進もうとしているわけでございますけれども、これは一体五年後にはどの程度のものになるのか、それを説明願いたいと思ひます。

○久保説明員 下水道整備五カ年計画の第三次計画達成後――昭和五十年年度末でございますが、昭和五十年年度末には市街地面積全体の約三八%まで公共下水道が普及することを目標にいたしております。

○大橋(敏)委員 私は専門家ではないので、まことに初歩的なことを聞くようでございますが、今度たしか二十五カ所計画されていると聞いたので

すけれども、もとの法律からいいますと、公共用水域が四十九カ所指定されていたわけですね。その四十九カ所がこの五十年で全部でできるといふことでしょうか。それとも二十五カ所だけができるということでしょうか。その点を説明願いたいと思います。

○久保説明員 ただいまの先生の御指摘はこういうことだと思っております。先般九月一日に公共用水域の水質汚濁につきまして、四十九水域の水質環境基準が閣議決定になったわけでございます。その四十九水域に對しまして、二兆六千億の下水道工事をするに よりまして、五十年内にその環境基準が達成されますのは二十五水域でございます。したがって、残りの二十四水域につきましては、五十年内には達成できませんけれども、可及的すみやかに達成すべく二兆六千億の中に二十四水域の投資額も見積もられておる、こういうことでございます。

○大橋(敏)委員 よくわかりました。要するに五十年後に完備したとしても、これは市街化区域のいわゆる三八%というふうに見てよろしいのでしょうか。

○久保説明員 そのとおりでございます。

○大橋(敏)委員 それでは全部が完成していてもわずか三八%ですね。市街化区域の三八%、これは問題にならぬと思うのですが、それにいたしましていま議論になっておりますことは、財源の裏づけの問題ですね。従来は五十年計画で九千億です、それが今度は第三次計画では単年度で約五千億以上の予算になるというふうに計算ができるのですけれども、こういう財源措置は一体どういうふうになっているのでしょうか。

○久保説明員 現在の下水道の建設のための財源でございますが、これは国の補助金とそれから地方債並びに一般市費、さらには一部下水道の区域内の受益者から受益者負担金をいただいておりますが、その四つが主要な財源でございます。

○大橋(敏)委員 一番問題になるのは国庫補助の問題なんですね。下水道法では政令で定めるとい

いながらもいまだに定まっていな。今日四分の一の補助が大体なされていように聞いたんですけれども、こういう実情からいいますとやはり国庫補助のほうは二分の一に早急に改めるべきである、こういう意見がもうあらゆるところに出てくるわけですが、これに對してはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○久保説明員 下水道事業の建設財源の問題でございますが、御承知のように現行の下水道法第三十四條には下水道の設置、改築その他災害復旧等に関しまして政令の定めるところにより予算の範囲内で国が補助することができ、こういう条項がございまして、しかしながら現在まだこの政令は定めておらない、こういう状況でございます。これにつきましては現行の下水道法は昭和三十三年四月二十四日に制定公布になりました約一十年の準備期間を置きました昭和三十四年四月二十三日に施行になったわけでございます。しかしながらその昭和三十三年当時の下水道事業の補助率は、公共下水道に對しては三分の一と大都市が四分の一、それから一般都市は三分の一という状況であり、なお総事業費に對しては、大部分は地方の単独事業として実施される、こういう状況であつたわけでございます。したがって私どもといたしましては、そのような時点で政令を定めるといふことは、今後大いに建設を進めていかなければいけないという実態からいいますと、適切な時期ではないんじゃないか、こういうふうな考えはわけてございますが、その対策といたしましては、全体の下水道事業をいかなる財源で、どういふふうに進めていくのが適当であるか、こういう問題を研究するために全国市長会並びに都市センターに委嘱をいたしまして、関係者寄りまして下水道の財政に関する問題を研究したわけでございまして、その成果はすでに都市センターから発表されておりますけれども、そのような努力を昭和三十五年並びに昭和四十一年と二回続けた結果、その間におきまして、昭和四十年には京都市が単

独でございすけれども補助率が四分の一であつたものが三分の一になり、それから昭和四十二年には、公共下水道が大都市が四分の一、一般都市が三分の一のものが、現行の十分の四に改められましたし、さらに昭和四十三年には流域下水道という広域的な下水道につきましては補助率が三分の一であつたものを二分の一に改める、こういうふうな逐次補助率を改善するとともに、国の補助対象の範囲というものを拡大してまいつたわけでございます。現在でも必ずしも十分だといふふうに考えておるわけではございませんが、先生御指摘の下水道整備第三次五十年計画は二兆六千億にものばる巨額にもなりますので、その五十年計画策定の時期に国並びに地方公共団体等の負担の明確化をはかつて政令を定めることによりまして第三次五十年計画の円滑なる実施を期したい、かように考えておるところでございます。

○大橋(敏)委員 政令を今度は定められるわけですね。要するに尿尿の処理の問題は廃棄物処理の大きな立場から見ても非常に大きな内容を占めておるわけですので、これはほんとに本気になってその対策に乗り出していただきたと強く希望して、あなたに對する質問はこれで終わります。

次に移ります。第九条でございますけれども、市町村は、単独にまたは共同して、一般廃棄物を処理しているけれども、これにあらわして処理することができない産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物は処理することができ、こうあります。また都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物を処理する、こうあるわけでございすけれども、この「必要であると認める」とか「適当であると認める」とかというの、これはどこでどのように定められていくか。簡単にけつこうです。

○浦田政府委員 九条の二項の意図しておりますところは、市町村は現行の固有事務としてやつておる清掃事業、これはもちろん従来どおりひとつしかりおやりください、しかし産業廃棄物とい

うものに対してどのような態度であるべきかということに對して、全然これをシャットアウトするということでは現実としていろいろと支障がありますので、市町村におきまして、一般廃棄物の処理以外に、それとあわせて産業廃棄物の処理についてその処理を行なうことができる余地を残したということでございます。

それから第三項につきましても、同じように現行では都道府県が産業廃棄物の処理という現業をやるといふ規定はつきりしておりましたが、今回はこれをつきりさせて、入ってこられる余地を置いたということでございます。

○大橋(敏)委員 この産業廃棄物の区分について、その区分が明確にならないと、市町村もばく大な産業廃棄物の処理を余儀なくされるようなことになるのではないかと、私はこう思うのです。きのうの答弁を聞いておりましたら、商店街から出るごみもあるいはビル街から出るごみも、これは産業廃棄物だと言われたように聞いたのですけれども、これを確認の意味でお尋ねいたします。

○浦田政府委員 ちよつとことばが、法律上のことばと、一般的に考えておりますことばと多少のそがあらうかと思ひますが、事業主がその事業活動によつて出るものは原則的には全部、私どもはまず産業廃棄物というところをえするべきであると思ひます。しかしながら現状、一般的な実情というものを考えますと、全部この法律で明定している産業廃棄物として処理させる、それに伴ういろいろな責任を事業者に課するといふことは適当でないという場合があるかと思ひます。その例として、いろいろ零細な商売をやつておる方々の店先から出るごみでございます。これはその方々の一般消費生活、家庭生活から出るごみと事実上区別できないといふこともございまして、これは原則的には厳密なことばの意味から、一般的な日常のことばの意味からいまして産業廃棄物物かもしれないけれども、この法律では、この場合は除くといふ考えでおるわけでありす。その意味で産業廃棄物についてはいろいろとここに明

定してあります。こういう考えであります。

○大橋(敏)委員 いまの説明もわからぬでもないのですけれども、ただ私がひっかかるのは、第九條の三項にいう都道府県が処理するというのが、いわゆる主として広域的に処理することが認められる産業廃棄物、それ以外の産業廃棄物はみな市町村の責任において処理しなければならぬ、こういうふうな読めるのですけれども、これはどうでしょうか。

○浦田政府委員 これはすでに総則で、第三条で、事業者の責務ということで明確に書いてありますように、またあらためて第三章の御指摘の第九條ではっきりと書いてありますように、事業者がその産業廃棄物をみずからの責任で処理するという原則は一貫しておるわけでございます。では第二項、第三項のきめはどうかといいますが、市町村が全然産業廃棄物についてノータッチであるというところは、現状に即さない場合も出てくるだろう。市町村においては余力があった場合に、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物等を処理するということができる余地があってもいいんじゃないか。第三項についても、都道府県が行なう場合も同じ考えでございます。したがって、その根拠に事業者の責任ということがあることを御了解いただきたいと思います。

○大橋(敏)委員 それでは、産業廃棄物というのは結論としてその廃棄物の性質といいますが、これはその量、こういうもののほうからとらえていくほうが適切だ。いまのように主として広域的な処理以外の産業廃棄物なという、非常にこれは不明確ですね。むしろ量ないしはこの内容からして産業廃棄物であるかどうかということを定義していったほうがいいんじゃないか。私はこう考えるわけです。またさらにそういうふうにはつきりしていきまますと、排出者の区分、企業区分が明確になってくるとも考えられるわけですね。そういう点について……

○浦田政府委員 また第二条の定義に戻るわけでございますが、産業廃棄物というもので、先生の

御指摘のように物の量あるいは質というもので考えらるべきではないか、御意見ももっともだと思います。ただこの法律で取り上げます場合には、単にその量とか質とかいうことだけでなく、その根底にいわゆる事業活動に伴って生ずるということがなくてはならないと思えます。したがって、第二条第三項におきましては、特に「事業活動に伴って生じた廃棄物」といたしまして、その排出源を明確にして、それと、それ以外のものと二つに分けておるわけでございます。さらにこれと、今度は横割りといたしまして、燃えがらとか汚泥、廃油とか具体的に例示いたしまして、それらのたとえば先生御指摘の量とか、具体的なこれよりももっとこまかい質の問題とかいうことにつきましては、政令で定めていくことが適当ではないかというふうにして区分けしたわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、そういう産業廃棄物、それから一般廃棄物の内容については、こまかくは政令で定められるわけですね。わかりました。それが非常に大事なことだと思えます。そういう区分けが明確になっていかないと、たとえば手数料等が産業廃棄物から家庭廃棄物へまたがってしまつて心配されるわけです。こういう点、やもすると住民負担がしられる結果になりますので、その点は政令でその基準を厳密に規定すべきだということを要望しておきます。それからいざいざにいたしまして、今回の法の内容から市町村は、産業廃棄物の処理施設があるいは改築せざるを得ない状態になっていくわけでございまして、大幅な設備投資を要することが予想されるわけでございしますけれども、きのうの連合審査のときにも、国庫補助で云々ということがあったんですが、実質的な補助率が高まるように、この際もう一回確認したいと思ひますので、その点大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○内田国務大臣 大蔵省がここにお見えかどうか知りませんが、私どもが補助の際に一番不満に思うこともございます。事実、せっかく補助金が三分の一、四分の一ということになりましたが、そ

の補助率をかけられる事業の対象というものがしばしばありますので、したがって、たとえば一般廃棄物の焼却施設をつくります場合には、補助の対象となる部分だけではその施設がでかき上りませんので、全体をつくります際には非常に巨額の金が必要のに対して、補助率は実質的には非常に薄められるということになりますので、今日廃棄物が多くて急速に焼却の施設その他の処理の施設をいたさなければならぬ際に、でき得る限り実質的に助成の高まるようなことを私どもも強く希望してまいりますとともに、また現在ちょうど第二次五カ年計画の明年が最後の年になりまして、その年についてはいままでありきたりの清掃に對する考え方の年度割りの最後の年になっておるわけでありまして、こういう法律もできまして、また産業廃棄物の実態が数年前とまるで違つておりますので、実質的には明年度は新しい産業廃棄物処理の長期計画、中期計画の初年度と考えまして、現に四十五年年度の補助予算よりも相当大幅な要求を大蔵省にいたしておりますし、また財政投融资につきましても要望いたしておりますので、そういう点が貫徹されますようにできる限り努力をいたしてまいります所存でございます。

○大橋(敏)委員 処理施設については市町村では深刻な問題ですから、いまの精神をほんとうに踏襲していただきたいと思います。

それから今度の四十六年度の厚生省予算の要求を見れば、五カ年計画に基づく清掃施設整備費というものが計上されております。その写しをいま持っているわけでありますけれども、それに尿尿処理施設整備費、地域尿尿処理施設整備費、ごみ処理施設整備費、新産工地域等の分として出ております。これと先ほどの終末処理施設、建設省との関係ですね。これは全然もう調整とか関連はないんですか。厚生省は厚生省で一本でこうしてやっていくんですか。

○浦田政府委員 尿尿処理の点につきましては、これはいろいろと方式はあるわけでございまして、最も現代における理想的な方式と申しますの

は、申すまでもありませんが、公共下水道による方式でございます。したがって当然私どもがそれ以外のくみ取り尿尿の処理につきまして計画を立てる場合は、この下水道の計画との関連においてきめていくことでございます。それは清掃施設整備緊急措置法という法律がございまして、その中ではっきりと尿尿処理施設を整備するにあつては下水道の処理計画と十分に連絡をとつてそのないようにならなければならないという規定がございしますので、それに従つてやっておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 当然そうあつてはいいわけでございます。しかし実情はいま建設省の下水道整備費についても非常に立ちおくれしておりますし、また市町村のそうした尿尿処理についてはいろいろ問題が起つておるわけですから、こういう計画も慎重に立てていただきたいと思います。

そこでまた話はちよつと変わるのですが、けれども、企業の廃棄物に対する費用負担、排出の責任の原則から明確にすべきだと思ふのです。はつきりという企業の廃棄物に対する費用というものは全額企業負担、こういうふうな基本的な考えをすべきではないかと思ふのですけれども、その点はどうですか。

○浦田政府委員 この法の趣旨にもその点ははっきりと、産業廃棄物については事業者の責任であるということを書いてあります。その意味は先生のおっしゃったとおりだと思ひます。

○大橋(敏)委員 それで、事業者は要するに全額企業負担が原則である、こう確認してよろしいですね。

それでは十二条の二項、これは産業廃棄物の手数料を規定しております。それから第五条の六項は家庭廃棄物の手数料を規定しておりますけれども、内容はもう全く同じですね。読んでみると、こういう点で非常に何か矛盾を感じるのですけれどもね。

○浦田政府委員 おことばを返すようですけれども、市町村は、「一般廃棄物の収集」——つまり

家庭から出てまいりますを主体としたものの「収集、運搬及び処分」に關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができるといふこと、やってもよろしいといふか、そういつたような意味合いの表現になっております。ところで第十二条の第二項では、この一番最後のところが「徴収するものとする」といふことで、これは当然そうしないといふふうな表現になっておるわけでございまして、精神がそれだけ違っているわけでございまして。

○大橋(敏)委員 それではもう時間もまいりましたので結論的に申し上げていきますが、一般家庭の廃棄物は市町村が直営または無料、こういうものを原則とするという考え方はどうですか。

○浦田政府委員 現行の市町村が行なっております清掃事業につきましては、現行の法律をお読みいただければおわかりいただけるかと思いますが、また実際の運用といたしまして、市町村の固有事務といたしまして原則として直営でやってくれ、それができないときにはその手足として業者に一定の基準を定めて委託しろ、また許可するならばできるだけほんとうにできないといふときに限って許可するようにしろということ、その思想はやはり市町村がみずからの仕事としてやってくれということであらうかと心得ております。したがって、それに伴います手数料ということになるわけでございしますが、これらに關しましては、現状を考えます場合に、必ずしも市町村の全域に収集義務がかかっておったという実態でもなかったということでもございまして、それから当該市町村における清掃事業そのもの、たとえば施設設置も含めまして非常に緊急の事態に置かれておりまして、やはり財源としていろいろと考えていかなくちゃならないというような実態もございまして、それらも勘案いたしまして、実際上の問題としてはそれぞれ当該市町村の判断において、条例を定めて手数料を徴収していくという現行の規定ができておるわけでございまして。

が、いまして、今回の法改正においてこれをどう取り扱うかということでもございしますが、必ずしも現行におきましてもそれらの状況が一挙に改善されたといふふうにも受け取れませんし、まあ原則としては現行のもの、まあ今回はほかでいろいろ問題もございまいしうけれども、やはり従来どおりの線で踏襲したというふうないきさつもあつたわけでございまして。

○大橋(敏)委員 それじゃ厚生省の考えとしては、一般家庭から出るごみについては無料というのが原則なんだ、市町村にいろいろな事情があつて一応いままでも徴収しているところもあるけれども、原則としては無料の方向が望ましい、こういうふうにお考えと考えてよろしいかどうか。

○浦田政府委員 まあその辺につきましては判断はいろいろあるかと思いますが、私どもはやはり厚生省の立場としては、それぞれの市町村の実態あるいはまたその市町村の中で、自治省のほうで定めておられますいわゆる基準財政需要額と申しますが、その中身との関連もございしますので、一がいには言えないんじゃないかと思ひます。

○大橋(敏)委員 これは非常に大事なところだと思ひます。今度の改正案の中で手数料が全部徴収されるようになるのじゃないかと非常に心配をした住民も多いわけですから、こういう点はさつき言われました、直営、無料というのを原則として、当分の間はやむを得ないところにおいては徴収もよろうというふうな、そういう精神に立つて進んでいただきたい。

そこで第六条の第二項ですね。一般廃棄物処理業の許可の要件でございしますが、このところにはさき局長が言つたように、市町村が直営するのが原則だ、どうしても手が及ばないところだけを民間業者あるいは下請業者にやらせているんだということでもございしますので、今度の六条の二項の中に、いままでも清掃法の中にあつた、当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であることという、これを私は盛り込んでおく必要があると思ひますが、この点について

はどうお考えになりますか。

○浦田政府委員 これは第六条、またその前にあります第五条の市町村の責務と市町村における処理計画といたつたようなものをずっと一貫して流れております考え方からいたしまして、特に現行五条の二のような表現を入れなくても、当然に市町村が立てる一定の計画というものは市町村みずからがやるというところは明らかである、こういうことから今回の改正法案の中にはそれとことさらに入れる必要はないのではないかと、このこと、条文上の整理をいたしたわけでございまして。

○大橋(敏)委員 私は入れるべきであると思ひます。このこと、これはここまでは即座に返答はできないと思ひます。大臣、このところは非常に大事なところですから、あとで十分検討されて、必要であるとお感じになつたならば入れる、これはどうでしょうか。

○内田國務大臣 昨日から議論になつてゐる問題でございまして、大橋さんがこの廃棄物処理につきましましては全く私どもと同じ気持ちで非常な情熱を傾けられておられるのを伺つておるわけでありますので、これは原理原則からいへば、一般廃棄物でも、これは市町村もあれば、あるいは手が足りない場合には委託もするし、あるいはそれで手が足りない場合には特定の業者に許可する、あの手この手で廃棄物をなくす、こういうことだろふと思ひます。しかしこれはせつかくいままですてきた、一般廃棄物については市町村を中心とする処理体系の仕組みがあるわけでありまして、私どももそういう仕組みをぶつておいて、新方式でやりさえすれば万事うまくいくとは思ひません。その辺は私もよく心得ておりまして、あなただからそういうお話が、また他の議員から昨日もございまして、あつたということだけを十分テークノートいたします。

○大橋(敏)委員 それは十分検討していただきましたところですが、もう時間がずいぶんたつてきましたので次に移りますが、海洋投棄の問題でございまして。今度は

法律を見ましても、海洋投棄のところに、なると海洋汚染防止法に譲られてゐるし、海洋汚染防止法から見ますと、逆に今度はそこにはまだ何もきめられていない。政令で定めるといふようなことで非常にあいまいなんです。私はこの廃棄物の処理法案の一番重要なところはここではないかと思ひます。この点について大体どういふものを海に捨てようとなさつてゐるのか、基本的な考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 いわゆる廃棄物の海洋還元の問題でございしますが、これは従来として小規模では自然のサイクルの中に入れるといふことで、ある種の廃棄物については行なわれておつたところでございまして。いまさしあたり考へられますものといひましては、当座、施設の能力から申しましてどうしても処理し切れない尿尿あるいはある種の汚泥、こういったようなものについては、海洋において浮遊物が残らないようにあらかじめ夾雑物を除去するとか、あるいは不快な臭気とか、その他支障が生じないようにある程度の薬剤の添加をする、それから、ちゃんと海洋の浄化力というものに見合つた量を投入する、その他、海洋中にいろいろな危険な細菌類がわかないようにちゃんと消毒をする、また、そこで行なわれる漁業上の作業に支障がないようにする、そういったようなことを条件といたしまして行なうという考え方でございまして。

○大橋(敏)委員 時間がなから次へ行きます。これは厚生省の検討の資料だと思ひますが、この資料を見ますと、要するに、海洋投棄するのには、食品衛生業から出る——スラッジAという符号が書かれてあります。それから畜産業、都市施設、スラッジA、それも海洋処分するのだ、それから廃アルカリ類あるいは廃酸類も化学処理をして海洋投棄するのだ。要するに厚生省は、ものとの質と量、これをきめると思ひます。つまり、陸上では厚生省の範囲であるけれどこれを海に捨てますよといふことがいづれ政令で定まると思ひますが、それについて、今度は引き受けるほう

は運輸省ですね。

運輸省の方でいらっしゃるのか。——いまのような品物がいずれ厚生省のほうで示されると思ふのですけれども、一体それはどこにどのような方法で捨てられようとするのか、もう計画は立っているのですか。

○原田説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法の第五条三項または十一条二項の政令におきまして、海洋を投入処分場所とすることが出来るものと定められました廃棄物につきましては、廃棄物の性状に応じまして、海流、水深等の海象条件などを考慮いたしまして、海洋をよきないよう、かつ、沿岸及び海洋におきます諸活動に影響を与えないような排出海域とその排出の方法を定めるところが、海洋汚染防止法の第十条第二項第三号の政令の基準になるわけでございます。

そこで、現在大まかな考え方はございますけれども、その具体的な基準につきましては、むしろ各分野におきまして学識経験者あるいは関係行政機関の専門家等の意見を十分徴しまして、今後政令基準として定めていきたい、このように考えております。

○大橋(敏)委員 問題は尿尿なんです、厚生省の調査によれば、毎日一万四千四百七十七キロリットルが海洋投棄されている。厚生省としては、大体、尿尿は海洋投棄するのが当然だと考えていらっしゃるのか、それとも、そういう方向はなるたけやめていこうという考えでいらっしゃるのか、その辺ちょっと聞かしてください。

○浦田政府委員 厚生省といたしましては、終始、できるだけ早い機会に尿尿の海洋投棄というものはやめさせたいというのがいまの方針でございます。

○大橋(敏)委員 要するに、厚生省としては、尿尿の海洋投棄は本来ならばやりたくない、しかしいまは施設やその他の条件が整わないためにやむを得ず投棄しているのだというわけですね。それ

では厚生省としては、海洋投棄しないで済むような施設その他を整備しなければならぬと思うのですけれども、それは計画はあるのですか。

○浦田政府委員 これは全般的には下水道の整備計画との関連もあるわけでございます。厚生省といたしましては、もちろん下水道の終末処理場というものに対してその維持管理の監督権を持っているわけでございますが、それと関連いたしまして、問題は、先ほども少し触れましたが、くみ取り尿尿の処理施設というものが現実として要るわけでございますので、すでに尿尿処理施設につきましては、第二次の五十年計画を執行中でござい

ますが、昭和四十二年に発足いたしました、四十六年度を最終年度といたしまして、少なくとも対象人口の約九千三百九十三万人の尿尿をこのごとく処理施設をもって処理できる——これは下水道も入れますでございまして——ように進めていく。現在、四十四年の計画まででございますが、それが約八割近くまで進捗しているようでございます。

○大橋(敏)委員 それではいま厚生省が思っているように、海洋投棄しないでも済むというところまでは、大体いつごろまでかかると予想されておりますか。

○浦田政府委員 当初の見通しといたしましては、昭和四十六年のこの計画が完了するところでは、はいけるのではないかと見通しを立てておったのでございまして、実はその後の特掃地域の人口——今度特掃地域はさらに廃止されるわけでございまして、それと既存の施設のある程度の破損といえますが、そういったようなことで能力が落ちたといったようなこと、あるいは人口移動に伴ういろいろな問題があつて、多少そこら辺のところに見込み違いが正直申しますとございまして、これをさらに第三次の五十年計画というものを立てて、昭和五十年を目途として全体的に尿尿の海洋投棄は廃止するようにとめたいというところで、目下計画を策定中でございます。

○大橋(敏)委員 それでは厚生省は計画としては

大体五十年になるうちにはもう海洋投棄する必要はなくなる、そこまでがんばるということに理解していいわけですね。しかしながらその五十年まではある程度の海洋投棄はやむを得ないという立場に立っているわけですね。これは運輸省のほう、しっかりと願ひします。やむを得ない立場で海洋投棄するわけですよ。ところがいま尿尿を運んでる船というのは非常に小さいわけですね。貧弱です。だから今後運輸省で定められるであろう深海あるいは遠海、そういうところまで実際に運搬していかないと、非常に困難だと思うのです。私が言いたいことは、そういうところから不法投棄がまだまだ続発するのではないかと。したがっていましてその監視体制、これについてがっかりと対処していただきたい、こういうわけですが、その監視体制のほうはどの程度にきめられているのか、説明願ひしたいと思います。

○原田説明員 海洋汚染防止法案におきましては、廃棄物の排出をいたします船につきまして、第十一条で海上保安庁長官の登録を受けなければならぬことになっております。そして登録する場合にはその船の設備等についての一定の基準、それから同時に、船に登録番号等を外から見やすいように表示しなければならぬようになっております。そしてさらに十六条で廃棄物処理記録簿を船に持たせまして、廃棄物の投棄についての詳細な記録をさせる、こういうことによつてまず船自身に自律的に、その規範を与えまして厳正に投棄をさせる、指定した場所にかやせないということをまず担保いたします。そのほかに海上保安庁の監視取り締まりも強化いたしましてこれに対処していく、こういう仕組みになっております。

○大橋(敏)委員 時間があればその点ももう少し詰めてみたいところでございけれども、不法投棄は環境を汚染する一番大きな問題でございまして、その監視体制を強力に充実してもらいたい。ヘドロの投棄なんかも次から次へ起るわけなんです。ヘドロの語が出ましたので、ちょっと経企庁の方にお尋ねいたしますが、北九州の洞海湾、ここ

が十一月に水質基準が告示された。その内容を見ますと、非常にきびしい水質基準でございまして、その点についてはわれわれは御苦労さんと言いたいところでございますけれども、たとえばあと五年するうちに、絵の具を流したようなきつなりの洞海湾にボラが泳げるようになるとか、ボート遊びができるようになるとか、現地の部会の答申案の中にそういう案が出てくるわけでございまして、これはたして五年でそうできるのかどうかという問題なんです。またヘドロを掲げた場合、相当なヘドロがいま予想されておりますけれども、それは一体どこに処理されるのか、そういう点具体的にも計画があればここで説明願ひたいと思ひます。

○西川政府委員 洞海湾につきましては、先生がいまおっしゃいましたとおり、排水基準を決定いたしました。この排水基準を決定いたします根拠となります環境基準につきましては、洞海湾の外の影響はA類型、若戸大橋まではB類型、そのほかがC類型、このように当てはめて行なっております。

環境基準によりまして、B類型までは魚が住むのに適当であるということになっております。C類型につきましては、魚もむろいないわけではございませんけれども、相当強い魚でないといふ、ただ環境保全上、においがしなくなるというような程度が最低のランクといたしましてのC類型になっております。CODで申しますと八PPMということでございます。

現在の洞海湾の水質基準をきめましたときに、計算によりまして排水規制だけで環境基準はほとんど達成されます。四十八年一月一日に最終のきびしい基準がかかることになっておりますので、それによりまして、計算上は奥洞海湾のほうのごく一部を除きましてA、B、Cとも達成できる、こういうことになっております。ただ海域の場合につきましては非常に潮の関係その他ございまして、川の場合の希釈と違ひまして、排水の水質が海の中におきましてどのようになるかというよう

そこから発生するのではないかと思います。

最後に大臣に一言。いろいろないままで法案の逐条的な審議をやってきたわけでございますが、時間が短かくてほんとうに意を尽くすほどまでの議論ができなかったわけでございすけれども、問題はまだまだたくさんあるように思われます。したがって、たかくなにもうこれでいいんだというような考えでなくて、もし修正を要求されれば、のめるものは大いにのんで、よりりっぱな処理法案としてこれを成立させる、こういうような考えで進められんことを望むわけでございす、大臣の御決意を聞きたいと思ひます。

○内田国務大臣 私どものほうといたしましては、この法律は現行の清掃法にさらに現況に即した前進を加えることを目標とした十分な推敲をしてこまで持ってきたものでございすので、政府みずからがこれの修正をするという考え方はございせん。しかし法律は国会が御審議になり、また国会が唯一の立法機関でございすので、修正等のことにつきましてはこれはもう委員長以下皆様の御意向によることであると私は考えております。

○大橋(敏)委員 終わります。

○倉成委員長 午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時四十三分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、最高裁判所長官等の出席説明の承認に関する件についておはかりいたします。

今会期中、国会法第七十二条第二項の規定による最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出席説明の要求がありました場合、その承認に關しましては委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

す。

○倉成委員長 廃棄物処理法案を議題とし、質疑を続けます。田畑金光君。

○田畑委員 今度の国会には、公害対策基本法の一部改正法をはじめ、事業者の費用負担法、あるいは特に公害に關係の深い大気汚染防止法、水質汚濁防止法の改正法案、あるいはまた農薬の土壌汚染防止法案等々十四の關係法律が提案されておりますが、これらの立法措置というものは、わが国のこれから公害行政を進める上において、確かに一歩前進である。あるいはもう一歩前進である。かもしれませんが、考えますと、大臣としては、今後の公害行政全般を考えたときに、法整備の面から見てこれと十分であるとお考えであるか。あるいは、さらにまた公害防止のためには新たな立法措置なり、あるいはさらに現在の法律そのものの改正等についても必要であるとお考えになるのか、まずその所見を承りたいと思ひます。

○内田国務大臣 今回の公害対策基本法をはじめ一連の公害關係法の改正は、現行の公害規制体制を数歩あるいはそれ以上前向きに進ませたものと、私はほんとうに心から思っております。ただし法律の条文等につきましては、それだけで公害が解消するわけではございせんので、要はこの法律をどう運用するか。さらにまたこの法律や行政官庁の運営に相對應して、公害の発生源でありますところの企業の心がまえや対策が、どの程度この法律に相對應して前向きに進むかといううなことも大いに期待を寄せてこそ、初めて今回の法改正の目的が達せられると私は思ひます。しかしそれはそれといたしまして、私はこれで全部が整つて、日本の公害対策が欠くところなしとは決して考えませんので、状況の推移に應じて今後さらに必要とあらば、補正や強化やその他の改正もいたすべきであると考えております。

ただ、この際さらに一言つけ加えさせていただきますと、公害対策本部というものがこの夏で

ますまでの間は、私ども厚生省が国民の健康やまたは生活環境を預かるという立場から、公害対策についての指導方針を打ち出すことに、私は正直に責任を感じ、また省内の体制などもそういうことで整えてまいりました。その間は五つほどの、公害対策を進めるべき原則というものを打ち出したことがございす。今度のこの法の改正は、いずれも私の五つの原則に触れ、その原則に従つて改正されたものであることに、私は満足を感じております。

○田畑委員 いまの答弁について私はもう少し深めていきたいのでありますが、大臣のお話のように法律ができたといひましたが、公害を防止するために企業責任をもつときびしくあらねばならぬと思ひます。法律上の責任をきびしくすることが必要であります。問題は、その法律が運用の面において、實際現実にしろもの公害を受けておる被害者について救済措置たり得るかどううか、こういう問題が一番大事な問題として、あろうかと考えるわけなんです。人の健康と環境の問題、人間と自然環境の相互作用の問題等について、もつと根本的な解決をはかるために政府は努力すべきだろと思ひますが、そういう意味においては、政府の出しております基本法を中心とする法律は、その面においてまだ欠ける面があるかと考えるわけです。同時にまた、現実に起きている公害被害者についての救済措置等について、私はもつと法律の面において深めていかなければほんとうの解決にならない、こう考えておりますが、そういう点について厚生大臣はどのようにお考えになつておられるのか、お尋ねしておるわけなんです。

○内田国務大臣 先ほどお答え申し上げましたとおり、今回の法体系というものは私どもが厚生省におりまして所期しておつた幾つかの原則に合致するものとして私はおおむね満足をしていたしておりますが、しかしこれは法律だけで済むことではございせんので、この法律の実施の状況に照らし

てさらに補正する必要があるれば補正も、強化もいたします。改正もいたす、こういう心がまえでございす。一つ二つ、できたならばこの際解決をしたほうがよかつたと思ひますが、なにかしもあるはずでございますが、しかしそれらにつきましても、いま言うように今後の実施に即した補正、強化またさらに再検討というようなこととあわせて、私は検討をしていきたいと思ひます。

○田畑委員 公害対策本部というのができましたが、公害行政については国民の生命と健康を守り、あるいは環境保全をはかつていく上において、一体公害対策本部が今後その中心的な機能を果たすのか、厚生省がそれを果たすのか、その両者の關係というものがわれわれには正確に理解できぬわけでありまして、要すれば、この公害行政というもののについては、内閣の責任はもちろん総理大臣でありましようが、その下にある公害対策本部長である総務長官のなかあるいは厚生大臣のなか、どちらが今後の行政面においてより大事ないわばイニシアチブを持つていくのか、この点どうなんですか。

○内田国務大臣 正直に申しまして、私は今度の公害対策本部というものが総理大臣を本部長としてできましたことは非常によかつたと思ひます。それは、たとへばいままで私どもが国民の健康や生活環境を守る責任ある官庁として公害対策についていろいろ指導原理を打ち出しても、正直申して、通産省を引き連れていたり農林省を連れてまいったり、あるいは運輸省まで一緒に厚生省が連れてまいるといふことができないで、私はそういう際に通産省とも二人三脚、あるいはまた運輸省も含めて、自動車の問題等あるいは大気汚染の防止等三人四脚で進んでまいつておるつもりであつて、したがって、運輸大臣も通産大臣も厚生大臣になつていただいたつもりであり、また私自身もそういう公害発生源を管轄する役所の大任になつたつもりでやつてまいりますというところを言つてきましたが、實際はなかなか厚生省の思うとおりにならぬ公害発生源を管理監督する役

所の動きというものはついてきませんでしたが、かし今度は中央公害対策本部というものができまして、そうして総理が本部長、総務長官が副本部長ということで、私どもだけの二人三脚ではなしに、指揮するもの指揮されるものとの関係、あるいはそれぞれの官庁がそれぞれの見地から公害対策を編み出すのではなしに、みんな一べんそこへ持つていって足並みをそろえて進むということになりますから、厚生省で私が唱えておりました原理原則なども、そういう仕組みのもとにおいて初めて出た面が幾つかございまして、したがって、私は今度の仕組みもいし、また公害対策の中心にはやはり総理大臣に立っていただくのがよい。

これはたとえ話が適当かどうかわかりませんが、いわば厚生省は国民の生活環境を守るという立場から、野球のチームでいえばキャッチャーでありますので、ピッチャーがキャッチャーの受け取れるようなたまをいつも投げてもらえるように、これはやはり監督者、総理大臣がおりましてチーム全体のチームワークをとっていただく、こういうことになってたわけでありまして、私どものほうは受け身のキャッチャーということで、悪いたまは遠慮なしにボールだということを宣言していただいて、ピッチャーにストライクを投げさせていただくような仕組みで始めたとは私共考えております。

○田畑委員 先ほどの答弁の中で、厚生大臣が五原則というようにことをよく言われておりますが、五原則というのは何と何なのか、さらにあなたの答弁の中で、なお、一、二の法律についてやはり整備をすることが公害行政を全うする上において前進であろう、こういうお話でございまして、その一、二の法律というのは何をさしているのか、それをもっと具体的に説明をしてもらいたい、こう思うのです。

○内田国務大臣 公害対策中央本部長ができましたので、私の五原則もそちらにお譲りしてしまいたわけでございますから、厚生大臣としての立場の五原則というものはいま残っているわけではござい

ませんが、私がそれまでの間に考えましたものの第一は、もう御承知のとおり、産業経済との調和条項の廃棄ということ、産業経済優先主義ということをやめることが第一原則。

第二原則は、いままでの公害対策というものは汚染局地対応主義であったと思います。水質にいたしましては水域指定、大気にいたしましては地域指定、あるいはまた騒音とか廃棄物の処理などにいたしまして、ごく狭いほうの地区だけを指定してそれに対する対応策をとってきまして、私は、公害というものはそういう局地対応策で済むものではなしに、広く生活環境を保全すること、こういう意味からすれば、全国あるいはまたできるだけ広い地域をその対象として規制をし、また公害の防止をはかるべきだということを第二原則として唱えておりましたが、それが大気汚染防止法の改正、あるいは水質保全法あるいは産業廃棄物処理法あるいは騒音防止法などにおきましても、それらの地域が、私が述べてきたような原則に合った改正が今回提案をされております。

それから第三番目は、特定の有害物質だけを狭く規制の対象にしないで、いままで緊急時などにおいてのみ対象にされておったような有害物質もできる限り広く常時規制の対象にすべきである、こういう規制物質局限主義の是正ということ、これは唱えておりましたが、それも今回大気汚染防止法などにおきまして、そういう改正がなされてまいりました。

それから第四番目の原則は、規制権限の地方委譲ということ、これは私が、これも御承知のとおり一〇〇%ということはいえないといたしましても、これは私の第四原則の達成せられる改正が行なわれることになったと考えております。

第五番目は、これは公害発生者の責任強化、こういうことを唱えておりました。これは今回の改正法のあらゆる分野においてそれが抽象的に、またものによつては具体的に規定がされましたが、それとの関係において無過失責任賠償原理というものは私は派生するのだということも述べ

てまいりましたことがございます。以上が私が考えてまいりました五原則でございまして、一、二の原則は間に合わなかったが、今後さらに追加を必要とすると考えられる一つは、いまの無過失責任主義に関する法制の整備というようなこともその一つでございまして。

○田畑委員 大臣の御答弁を聞いておりますと、公害対策本部ができたので、何かそこが主役になったように、しかも厚生大臣は、公害防止の五原則を堅持したのだけれども、対策本部ができたことによつて五原則もそちらのほうにいつてしまったのだ、こういうようなお話ですね。また厚生省はキャッチャーで、キャッチャーの役割りさえやっておればいいんだ、こういうようなお話でございまして、私はやはり厚生省側は公害問題については、国民の生命と健康を守る最も大事なことからの行政とすれば、厚生省こそピッチャーであつて、実質的にはこれが五原則に基づいて公害対策本部にかかあるべし、こういうことで積極的な機能を果たすことによつて、厚生行政が真に国民の福祉のための行政たり得る、こう思うのです。そういう意味においては、厚生大臣、公害対策本部ができたことによつてわが仕事の半分くらいはなくなったような御答弁でございしますが、これは私は遺憾であるし、またそうあつてはいかぬと思うのです。

さらにもう一つ、厚生大臣みずからが五原則の第五番目に、無過失損害賠償の立法化の問題を考えていらつしやうなわけですね。私はこの問題については実はお尋ねしたいのでございまして、厚生大臣なかなかいいことを言っておられますよ。この間の連合審査会等における答弁などを見ておきますと、九月の例の一日内閣のときに、総理大臣が無過失損害賠償法の立法化について発言されたということで、大いに気をよくしたと、こう言われておりますが、大いに気をよくしただけでは私は困ると思うのです。この問題について、もつと積極的に取り組む意欲こそ厚生大臣の姿勢じゃないか、こう思うのですが、この点について

大臣の心境を伺つておきたいと思うのです。

○内田国務大臣 ただいま田畑さんの御意見の前のほうでございまして、私は仕事の半分を公害対策本部に押しつけて身軽になつたとも考えませんし、責任が解除されたとも考えません。むしろ厚生省としては非常に仕事やりやすくなつて、私どもが考えていることの効果があるようになつた。通産大臣を二人三脚で私が連れていかなくても、公害対策本部長である総理大臣から指揮命令権が発動されるわけでありまして、運輸大臣についてもまだしかりとこういうことでございまして、ある意味では私は一そう国民サイドに立ちやすくなつた、こうさへも考えております。

ところで、いまの無過失賠償責任に関する検討でございまして、私は総理がああいうことを言ひだした。あの原稿は私が書いたものではない、おそらく山中君が書いたものでありましようが、そもそもは私の第五原則の発想に關係がある、私はほんとうにそう思うものでございまして。しかし、ああいうものを演説されたのは総理大臣でありますから、私といたしましては、だんだん私の考え方の方向に向かつていくことと非常に満足をしておりまして。

ところで、そのやり方につきましては、これは対策本部ができ、本部長ができましたので、どういう方法でやるかということにつきましては総理大臣また副本部長、また当面の法務大臣、関係大臣と協議の結果、このやり方については二つの方法がある。一つは、横断して、いかなる発生原因、いかなる毒性物質、いかなる有害物質によるかを問わず、また大気、水、その他の公害の態様を問わず、横にはらつたような、民法の七十九条の例外規定としての無過失責任法を一本にしてつくれるかという問題と、それからもう一つは、それは実際言ふべくして行なわれないので、個々の有害物質が発生する損失なり、あるいはまた大気なり水質なりその他の公害の発生する態様に応じて、いわばたて割り方式で個々に無過失賠償責任の法規を整備するか、それはひとつお互いに研究

していこう。法務大臣は、横割りの総括的な民法の例外原則法というものは、それは言うべくして實際行なわれないので、いま私が御説明申し上げたようなたて割りの個々の無過失責任法規というものをつくる方向でいくべきだということで、結局その両方につきまして目下関係各省が検討をいたしまして、そして公害対策本部へ持ち寄って、そこで結論を出すということになってきております。私だけがここで独走をして結論を申し上げることは、かえってこの問題のまとまり方を阻害することになりますので、このことにつきましてはいまのような態度で、総理大臣みずから言われたことを各閣僚がそれぞれの立場から検討して持ち寄っておりますので、しばらくおかしをいたしたいとおいたほうが、私は結果としてはいい結果が生まれる、こう考えるものでございます。

○田畑委員 いまの御答弁は、要するに無過失損害賠償の立法化については、民法の特例法としての包括的な一本の法律としてはなくして、個別法として検討しておるんだ、こういうことですね。個別法として検討しておられるとすれば、厚生省の関係されておる法律としてはどの法律がその対象になっていくのか、この点もあわせてひとつ御説明願いたいと思うのです。

○内田国務大臣 私はひそかに考えるところはございますが、いまお尋ねの点につきましては厚生大臣が先走りして申し上げる段階にありませんので、それはもう少しひとつ私にお預けをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

○田畑委員 私は大臣の答弁を聞いておりますと、そのあたりをもう少し大臣としても整理をして、はっきりとした識見なり方針なりを持つことが、政府全体の公害行政を進める上において大事なことだと思ひます。お話のように過失責任といたのが近代法の原則であるわけでございますけれども、しかし最近の社会経済上の移り変わりであるとか、公害の発生、そしてまたこれに伴う疾病構造の変化というものを考えたとき、従来の法

律の理論の中に閉じこもっていたのでは、この急激に変化する環境の条件に即応することはできないと思ひます。やはり健全な社会の環境を確保しながら、そしてまた人間の福祉をあくまでも優先しながら、人権というものを守りながら健全な社会生活を確保していくためには、どうしても従来の法律だけで処理できない、はみ出てきた部分が非常に多くなつてきておると思ひます。せつかく大気汚染防止法の一部改正あるいは水質汚濁法の改正法案を提案されておるわけであります。

が、すでに今日いわゆる熊本、新潟の両水俣病等についてその原因が何であるのか、あるいは四日市せんそく等についてその原因が何であるか、こういうようなことはおおよそ結論は出ておるわけです。しかも、すでにいわゆる四大公害訴訟としてこれは裁判に係属中の案件であるわけです。そういうことを考えてみますと、私は今度の立法といふものはそれなりの意味があるかもしれぬけれども、現実にはこのような公害の被害を受けておる人方についても、被害者救済措置という面から見るならば、具体的に何一つ成果は保障されていない、私はこう申し上げても過言でないと思ひます。そういう意味において、これらの気の毒な人方を、いわゆる十年訴訟という冷たい裁判で、あるいは故意過失の立証責任云々の堂々めぐりで長い時間の空費を黙って見ておるのが行政なのか、あるいはこういう問題等についてやはり立法の面から解決の方向を打ち立てることが真の政治であり、行政であるのか、私はここに問題があるうと考えておるわけです。そういう点から見ますならば、私は今回の一連の新しい法律の提案あるいは法律の改正といふものは面電点睛を欠くもはなはだしいものがある、こう見ておるわけでございまして、したがってその意味において水俣病にいたしましては四日市せんそくにいたしましては、厚生省の所管である大気汚染や水質汚濁との関係でこれらの病気が出ておるということを考えるならば、まず大事なことは、厚生大臣みずからがこの問題にからだを張って取り組むという意欲

と勇氣と前進的な姿勢が必要であると思ひます。であります。この点についても一度大臣の考え方を承っておきたいと思ひます。

○内田国務大臣 田畑委員のお考えは、私はたいへんよく理解できます。現に私自身が同じ発想に立った原則を出したわけでありますので、私が無理解であるはずはございません。ただ今回の基本法をはじめ一連の法制改正は公害の発生そのものを強力押えて規制する、またその規制の地域を全国的に広めるとか、あるいはまた原理原則として公害発生事業者に対する責任を強化する、こういうような面に立っての改正でございまして、公害が発生してしまつて不幸にして健康等に、あるいはまた財産等に損害を受けた人に対する救済措置というところまでは、今度の改正では及んでおりません。その面が、いま田畑さんがおあげになり、また私がかつて述べておりました無過失責任と大きな関連を持つものであると考えますので、私が補整とか強化とか、さらにこの上必要な場合には改正とかいうことを申したのも、そういうことも頭に置きながら申したことであります。

私はもととと法学者でございませぬが、たまたま私はポケットに——あなたの御質問に答えるために持ってきたんじゃない、みずからひそかに研究してあるものの一端がポケットに入つていたから出したのですが、無過失賠償責任の法理についてはすでに御承知のように幾つかあります。ここにただだけをあげまして、原子力損害の賠償に関する法律というものが、また鉱業法がございまして、またあまり人は言いませんが、水洗炭業に関する法律というものが昭和三十三年にありまして、これなども無過失責任をうたつた法律でございまして、あるいはまた独禁法の二十五条にも明らかに無過失賠償責任というアイテムまで掲げての条文がございまして、また国家賠償法等につきまして、おおむね同じような思想を入れた法制があります。私は公害などにつきましての問題を取り上げる際に、縦割りがいいか横割りがいいかは別といたしまして、こういうことも参考にな

る法制であると思ひまして、私も内閣の一員として、総理大臣がこの問題を検討するというわけでありまして、大いに検討の資料を出してまいりつもりでございまして。

○田畑委員 大臣のお話のとおり確かに鉱業法の百九条であるとか水洗炭業法の十六条あるいはまた原子力損害賠償補償契約に関する法律の第三条、労働基準法、国家賠償法の二条、独禁法の二十五条等いろいろ無過失賠償責任の立法といふものがあるわけです。たとえば水洗炭業法の十六条を見ますと、「水洗炭業者がその行つた各号に掲げる作業により、他人に損害を与えたときは、当該水洗炭業者が、その損害を賠償する責に任ずる。」これは何かというと「ばたの採取」であるとか「廢水の放流又は土砂の流出」こういうような作業で他人に損害を与えたような場合は水洗炭業者自体損害賠償の責任を負わねばならぬ、こういうことですね。その他の法律も似たり寄ったり、無過失損害賠償を立法化しております。

特に、公害に基づいて発生した疾病といふものは非常に悲惨な病気が多いわけですね。いまさら言うに及ばないと思ひます。そういうことを考えてみますならば、今回の一連の立法措置の中でこの無過失賠償責任の立法化を政府がたな上げをした、あるいは、いろいろ総理の答弁などを聞いておりましたも、法理論上むずかしい問題がある等々、いろいろなお話がございまして、そういう面もないとはいへませぬ。しかし私は、この法律をつくることをやめたということは、やっぱり政府の姿勢というものを世間から問われる原因だと思ひます。私はこの法律をつくつて初めて公害問題についての政府の姿勢がきちんとなった、こういうふうに思ひます。私は公害の今度出ました処罰法案等よりもっと大事なものは、無過失損害賠償の立法の問題だと思ひます。そういうことを考えてみますならば、先ほどの大臣の答弁は非常に形式的な答弁で終わつておるわけです。これについてこう考えるのだ、いま民事特例法として一本化の法律はやらないのかやるのか、この問

題をはつきりしてもらいたいと思う。もし一本化の法律でやらぬとした場合に、特に厚生省の所管である大気汚染とか水質汚濁、こういうような個別法規の中で検討するのか、いや検討が現に進行しているのか、このあたりをもうちょっとはつきりひとつ答えていただきたい、こう思うのです。

○内田国務大臣 私はその場限りの御答弁を申し上げているのではなく、現に厚生大臣であり、また公害対策本部ができるまでは私がその公害の責任大臣やらのつもりで、ほんとうにこの問題を考えてまいったわけでございますので、決してこれを避けてそのまま厚生大臣を終わろうとは思っておりません。おさなりの答弁ではございませぬので、私は自分の検討の結果をこの際公害対策本部に提出して、そして一日も早く妥当な法制化の結論が出ることを私自身も期待をするものでございます。ただ、これも賢明なる田畑先生ですから何でもおわかりだと思いますが、かりに無過失損害賠償責任の法律ができましたといたしまして、これは因果関係の認定というものが伴わなければ、故意、過失を要件としないといえませんが、その損害賠償の履行は行なわれません。それからまた一体その賠償の金額をいかに定めるべきかという問題もあるわけでございまして、因果関係の認定とかあるいは賠償、賠償の金額の認定というようなのは、すべてこれは裁判にかかることでございまして、故意、過失を論ずるだけの必要がなくなるだけの前進はございしますが、いま私が申し述べましたようなことにつきましても、いろいろむずかしい点がございします。水のほうの所管は実は厚生大臣ということには形式上はなっておりませんで、経済企画庁長官、こういうことでありまして、このほうはわりあい水の中に含まれる特定の有害物質等の原因による損害がはつきりしている場合もあるようでございますが、大気汚染に至りますと複合汚染の問題が出てまいりますので、いまの公害による健康障害の特別措置に関する法律などで、この慢性気管支炎の患者にある程度の医療費とか、医療手当とか、介護手当とか出す

ようなことはできません、その発生責任者との因果関係の結びつけというものは必ずしも簡単でないというような問題もございします。私はそういう点につきましても究明していかねければならない問題がありますこと、これは決して逃げるわけじゃございせんが、事実上そういう点をも究明をしないと、拙速主義で法律をつくったが、被害者はやはり長い間裁判にかかって、因果関係とかあるいは金額の認定とかでちがいがあかないといふことがないように、できるならば一歩も二歩も進められるようなことを考えていかなければならない、こういう気持ちもいたすのでございします。

○田畑委員 水質汚濁防止の法律が、これは経済企画庁の所管である、確かにそうでございまして、私、先ほどちょっと厚生大臣の所管とこう申し上げたが、それは訂正しておきますが、大気汚染防止法、それから騒音規制法、これは厚生省でしよう。水質汚濁の防止法についてはこれは一応経済企画庁長官ということになっておりますけれども、これに基づくと、たとえば有機水銀に基づく病気の発生ということになってきますと、やはり私は厚生大臣、こうすぐ頭にくるわけですよ。それだからして、私は厚生大臣にひとつこの問題について真剣に取り組んでもらわなくてはならぬ、こう思うのです。

あなたのお話を聞いておきますと、いわゆる無過失損害賠償の立法化だけでは問題の解決にならぬ、そのとおりだと思ふのです。なるほど民法の七十九条の不法行為を見れば、故意または過失によって他人の権利を侵害するといふことが原因で損害賠償ということになるわけでございします。その場合、加害者の行為と損害との間の因果関係の立証、この問題が一番大事なことになるわけですね。しかし問題は、この加害者と損害との因果関係の立証というものが、被害者自体のサイドで立証の必要がないということになってくれば、いわゆる裁判の迅速化ということが当然期待できるわけでございします。それで、私の申しておることは、いずれにいた

しましても、無過失の立法化ができたから直ちに裁判が不要であるとか何とか言っておるわけじゃないのです。問題は、気の毒な人方が十年裁判あるいはそれ以上の裁判といわれているような気の毒な状況下のもとで損害賠償を請求しなくてはならぬ。しかもまた、企業の側と被害者の側の財政的な実力の相違などを見るならば、これはやはりその不利な条件をだれが補ってあげるかという、やはり私は政府であり、行政であり、厚生大臣であるべきだ、このように考えておるわけなんです。だから、そういう意味におきまして私は、いまの大臣の御答弁というのは、どうも私の質問しておる最も大事な点を避けておるような答弁に承ったわけでありまして、私の質問の趣旨もおわかりだと思ふのです。したがって、この際大臣としては、抽象的な答弁で避けるのではなくして、もっとはつきり、政府内部でいまいこうなっているならこうなっている、こういうことを明確に述べていただきたいと思ふのです。ことに私は、大臣がこの間の内閣の改造でどうなるかということを実は心配していた一人なのです。ところが幸い、大臣は近來にない留任ということになって、これはわが国の厚生行政のためにたいへんプラスである、こう実は喜んだ一人なのです。ましてや四十六年度の予算編成という大事な作業、あるいはまた、これに伴う医療の問題、医療保険の問題その他重要な問題を厚生省はかかえておるわけですね。この臨時国会で間に合かなければ次の通常国会において、公害行政の面においては法律、予算等々でさらに充実することができるとして、大臣はその大事な責任を背負っておるわけですね。そういう意味におきまして私は、この無過失損害賠償の立法化についてどういう取り組み方をなさっておるのか、もう一度はつきりお答え願いたい、こう思うのです。

ことに私は、新聞の記事によれば、昨日の公害特別委員会において山中総務長官は、一般法としてはこれはなかなか無理だから、個別法の中で処理するように関係大臣に検討をお願いしておる、

関係大臣が検討しておるといふ答弁をなさっておるが、この二つの大事な問題、一般法としての提案といふものはもう政府は取り下げたのか、そして個別法だけでやっていくという考えに帰着しているのか、このあたりをあわせてひとつ御答弁をいただきたいと思ふのです。

○内田国務大臣 水質保全法あるいは農薬汚染法なりというものが厚生大臣の形式上の法律の所管であろうがなからうが、その公害の被害を受けるのは一般国民。一般国民の健康や生活環境を保全したり、さらに、でき得るならば被害者となる一般国民の心情を考へて、そうして国民の側の役所であるのが私は厚生省の任務だと心得ておりますので、そういう個々の公害規制法の所管にとらわれないで、私は被害者を守る役所の大臣という意味で、この問題でも、実はこの問題の発想も、またこの問題のプロモートもいたすわけでございします。でありますから、総理大臣でも、また副部長である山中大臣であれ、あれは考へておらぬとか、あれはやめたとかいふことは言わせないうもりでおります。これはやめたといふことは言い出せないはずですよ。そんなことになった場合には私も覚悟もあるわけであります。そのときは私が今度は厚生大臣案というものを出すかもしれません。しかし、いまのところは本部長がおり、またいろいろな法律を所管した各省がおり、いま田畑さんがお話のように、せっかく各省並びに本部でも、法務省でも、前向きで検討中、こういうことでございします。いま私がここで、その検討の中間報告はこうである、そういうことを言える状態にございしません。でありますから、こういうことに政府全体としてなりました、こういうことになることを私は期待し、また一そう推進をいたします。

それから、個別法か全体法かということにつきましては、法務大臣は一方の一般例外法としての立法は、これは実態にも合わないし、技術的にも無理であるといふことを今日でも強く述べられております。でありますから、公害の態様に応じ――

そういうことは使っておりませんが、私が解釈するに、公害の態様に応じ、また発生源の有害物質の種類等に依じた裁量りの法律でやる以外にない、こういうことを主張されておりますが、それはまあ法務大臣としての御研究でありますので、また私も、個別でやればこういうことになるし、全体でやればこういうことになるというふうなことを、自由な立場から、私は法務大臣でありますので、自由な立場から厚生大臣として、これをまとめる過程におきまして持ち出すこともあり得ると考えております。山中国務大臣もおそらくそういうふうな意味のことを言ったと私は聞いております、それは個別法だけでいくことになりましたというだけではなしに、いまのような法務大臣の考え方を伝え、また個別法としてのやり方でいくのが一応その方向づけはされていくが、しかしそれはきまっていたわけでもない、さらに詰めていくんだ、こういうことを言っているはずだと思えます。私もそう考えて、個別法であり、あるいは一般法であり、どっちがよくてどっちが悪い、こういうわけではございませんので、事態に即して、被害者の方々がその法律の恩恵をたいへん受け得るような姿の法律であることがよいと思えます。

○田畑委員 きょう裁判所のほうからおいでいただいておりますが、いわゆる四大公害裁判といわれておる熊本、新潟の水俣病の問題、あるいはまた富山県の神通川のイタイイタイ病の問題について、現在裁判がどの程度進行しておるのか、どういう状況になっておるのか、そしてまた、今後の見通し等についてはどうなのか、この点をひとつ御説明をいただきたい、こう思うのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 現在のとこ一番早く進行いたしておりますのが富山県のイタイイタイ病の件でございます。これはグループが五つに分かれておりますが、全部がそうであるというわけではございませんで、第一次、当初の訴訟につきまして、先月までの間に前後三十五回の法廷を開きまして、大体原告側の立証、すなわち被害

者側の立証を終わり、被告側の因果関係を否定しようとする鑑定申請を却下した段階でございます。

訴訟そのものとしたしましては、この段階で被告側から裁判官忌避の問題が起りましたので、いまその問題の審理が別方面で行なわれておりますので、現在のところ一時進行がストップいたしておりますが、そこから再び片づけば、まあ事務的に見ます限りは、そう遠くない段階で一応の結論を出す方向に進むのではないかとこのように見ておるわけでございます。しかし、これはあくまで事務的な見方でございます、裁判そのものは現地の裁判官が独自のお考えでおやりになるというところは御了承いただきたいと思えます。

その次に進んでおると客観的に思われますのは阿賀野川の有機水銀の事件でございます、これはやはり先月までの間に三十四回の法廷を開きまして、これまで証人三十四名、それから本人、原告本人でございますが、三名の証拠調べを終わ、検証も前後五回いたしております。ただこれにつきましては、被告側、会社側から因果関係を否定する関係の鑑定申請等もございまして、訴訟そのものとしたしましては、大体原告側の立証をほぼ終わり、被告側の立証段階に入つたということが申し上げられるかと思えます。したがって、その様子を見ましても、今後どの程度で一応審理を終了するという段階に至るか、いまのところはつきりとは申し上げられない状況でございます。

四日市にございます大気汚染事件でございますが、これも証人九名の取り調べを終わりました、法廷は前後三十一回開いております。この証人九名の中には原告側の証人としての鑑定人等六名を含んでおりますので、原告側の立証を一応終わつたという段階といえるかと思えます。しかしこれは、新聞によつて私も承知した限りでございますが、被告側の証人が出廷をいたしませんでした関係で、被告側の証拠調べに移りながらもその進行が一時ストップしておるという段階でございます。

ます。これは被告側の証拠調べが今後どのように進行いたしますか、それとのかね合ひでもって律せられる問題であろうと思えます。ただ前二者の水の問題と違ひまして大気汚染の問題でございますので、因果関係の積極的な立証あるいは積極的な反証ということが非常にむずかしい問題であると思ひますので、いましばらく時間を要するのではないかと考えております。

最後の九州の水俣病の問題は、実は訴訟が起されたのは昨年の春でございます。証拠保全のための証人調べを一部行ないましたけれども、まだ主張を整理しておる段階であります。年内にも法廷が開かれれば、そこで双方が証拠の申請を行なうということになる段階ではなからうか。したがってその審理状況は、少なくともあと相当の期間を要するのではないかと、そのように考えておるわけでございます。

○田畑委員 いま局長の御答弁で、いわゆる四大訴訟の裁判の進行の状況についておおよそ事実関係を把握できたわけでありましたが、私共聞きまして感ずることは、第一の富山県の神通川流域で発生したイタイイタイ病の訴訟案件については、すでに被害者側の立証が終わつておる。三十五回も口頭弁論がなされて被害者側の立証が終わる、これに対して被告側のほうから、いわゆる企業の側から、イタイイタイ病とカドミウムの因果関係についての鑑定申請が出されてそれが却下をされた。そこで、今日この事態では裁判官忌避の問題が起きておる、こういうことでございまして、いづれそう遠くない段階で結審になるであろう、こういうお話でございますが、私は、この事件について大臣よく考えていただきたいと思うのです。いまの神通川問題の三井金属鉱業会社を相手取つた損害賠償請求、これは昭和四十三年の三月訴訟の提起ということになったわけでありまして、それが一番早く結審になるであろう、こういうことなすね。ところが、その他の三つのケースについては、新潟の水俣病の訴訟については、すでにこれも三十四回の口頭弁論を終わつ

て、被告側から因果関係の鑑定申請が提出されておる。こういうことで、これはおそらく第二に、時間の面からいって、結論が出る訴訟事件ではないか、こう思ひます。いづれにいたしまして、この事件も、これは四十二年六月にスタートしているわけですね。

第三の四日市のぜんそくについては、大気汚染というふうな非常にむずかしい問題が原因であるだけに、四十二年九月に訴訟が提起されて、三十一回の口頭弁論が終わつて、被告側の反証の段階に入つた、こういったところまで進みますけれども、これも今後、判決が出るまでには相当の時間がかかるんじゃないかと思ひます。

第四の熊本の水俣病については、昨年の春の訴訟提起、こういうふうなことで、時間的にもおくれおるというふうな、裁判全体がおくれている一つの理由であると思ひますが、私はこの三つの事件を考えたとき、この神通川の三井金属神岡鉱山の公害に基づく原因ということが、いわゆる鉱業法の適用というところが、この第一の富山事件については法律の根拠が鉱業法の問題でございまして、したがって鉱業法九十九条による無過失責任制を根拠にしているから、やはりこの裁判のスピードアップというものが出ておるのじゃないか、このように判断するわけなんです。その他の三つの事件についてはそうでないわけです。この点について、私はこの際、矢口民事局長の所見をひとつ承つておきたい、こう思うのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のように、イタイイタイ病は鉱業法の百九条により主張でございますが、この四つの中では、いわゆる無過失損害賠償責任というこの事件でございまして、ただ、私も実務を担当いたしましております者として見てまいりますと、やはりこの損害賠償の問題になりますのは、故意、過失の問題と因果関係の問題でございます、その中で、どちらがさらに一番問題かといひますと、どちらかと申しますと後者、因果関係のほうが大きな問題であるろう。因果関係がこの四つの事件ではどれも最大

の争点になって、原告も主張、立証を尽くし、被告側も防衛の全力をあげておるといふところがございます。もちろん、故意、過失の立証が要るか要らないかという点で、要らないほうがいいにはまっていますけれども、この四つの公害訴訟の全体を流れます最大の難点と申しますか、争点は、被告の行為と被害との間の因果関係をどのように見ていくかというところに難点があるわけでございます。田畑委員のお話ではございますが、裁判官の一番苦労しておられるのは、やはりこの因果関係の存否の問題である、このように見るのが事案の見方として首肯できるものではないだろうか、現在のところどのように考えております。

○田畑委員 因果関係の立証が問題であるといふことは確かにそうだと思うのです。しかし、富山事件の場合は、原告側すなわち被害者は、三井金属神岡鉱山の事業活動によって被害を受けたのだ、こういうことを証明すれば、鉱山側の故意か過失かという問題まで論争しなくても損害賠償の結論が出るわけで、私は、そこに一番ポイントがある、このように考えておるわけです。特に矢口局長のような法律専門家であればあるほど、いまだそんなことをわれわれが申し上げる必要はないと思うのですが、民法七十九條の不法行為、これを公害問題に当てはめて、公害事件の裁判にあたつて、因果関係をめぐつて科学的な論争といふことになってくれば、現在こういう問題については学説がなお対立しておる状況下において、その被害者と損害との因果関係の立証といふことになってまいりますと、裁判自体が、これはいわばたいへんな迷路に入つたような結果になつて、非常な時間的な経過というものが必要になつてくることは、これは法律のしろうとだつてわかることだと思ふのです。

私の言いたいことは、やはりこの四つの訴訟の中で、富山事件の問題とその他の三つのケースといふものは、よつてくる法律の根拠において大きな違いがあるわけでありまして、その問題がや

はり裁判のスピードという面においても当然影響があるのだ、私はこう考えるのです。これはひとつ公正な見解を承つておきたいと思ふのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 大きな争点のうちの一つが立証しなくてもいいわけでございますので、客観的に申し上げても、田畑委員のお考えのようないふことがあり得るわけだと思ひます。ただ、この四つの事件の中で、はたしてそういう関係で進行がはかどるかどうかいふことになりまして、いろいろな要素がございますので、いまここで一がいに申し上げかねますけれども、客観的な問題といたしましては、確かに争点をなくしたほうがいい。ことに、損害賠償事件では、大きな争点といふのは、先ほども申し上げましたように、因果関係の問題と故意、過失のいわゆる責任の問題でございますので、その一方をなくすといふことは、訴訟の進行のために非常に寄与するものであるといふことが言ひ得るのではないかとと思つておるわけでありまして。

○田畑委員 矢口民事局長に対する質問並びに私の求めていた答弁はそれでいいのです。私は、裁判の訴訟進行において、故意、過失の責任の有無の問題が裁判のスピードアップができるかどうかといふ非常に重大なかぎを握つておる、こう思ふのです。だから私は、厚生大臣に、いまの民事局長の答弁をお聞きになつて、そこに立つて大臣の見解を承りたいのでございます。

要するに、無過失責任の法的な根拠といふものは、たとえはる種危険物を管理する者は、絶対的な注意義務を負ひ、自分のみずからつくり出した危険については責任を負ふといふ、いわば危険責任論、こういうのがやはり無過失責任の法的な根拠だと思ふのです。先ほど、原子力損害賠償補償契約に関する法律を、大臣自身も無過失損害賠償の一例をあげられたが、第三条を見ますと（無過失責任及び責任の集中）として「原子力の運搬等の際、当該原子力の運搬等により原子力損害を与えたときは、当該原子力の運搬等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に

任ずる。」私は今日このように科学技術が進歩し、そしてまた、企業の中にもいろいろ国民の生命、健康に有害な物質の排出をやる企業もあるし、またこの傾向といふものは、わが国の経済の成長の構成的な姿を見てもますます大きくなつていくんじゃないか。それは必然だと思ふのです。そういうことを考えてみますと、やはり大事なこととは、公害行政を全うするためには、一番大事なこと無過失損害賠償の立法化といふ問題を解決せずして、企業者の責任をきびしく追及すると同時に、不幸にして公害によつて気の毒な境遇にある人方を救済することは不可能だと思ふのです。私は、その意味においてひとつ大臣に、もう一度、先ほどのような一般論的な答弁ではなくて、明確な見解と今後の態度を承つておきたいと思ふのです。

先ほど大臣は、被害者救済の問題等について、この間の国会で成立を見た公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法をあげられたが、なるほどこの法律はここの二月から施行されておりますけれども、中身は医療費であり、医療手当であり、介護手当の支給、こういうことなんです。これもまた私はけっこうなことだと思ふんです。しかし、ほんとうの救済措置といふものは、悲惨な公害病で現実に病床にうなつておる人方をどう救済するのか、私はこういう問題の解決なくして、公害関係法を幾ら表向き整備しても、最も基本的な問題が忘れられておる、こう指摘したいわけなんです。

公害犯罪処罰法案といふものが刑事法の特例法として提案されているわけなんです。この法律の運用の評価についてはいろいろ疑問もあるようでございますが、しかし私は、同様に、民事法の特例として無過失損害賠償の立法化ができないはずはないと思ふのです。これはやはり、私は言いたくないんだが、政府の施策には財界の圧力や、また政府みずからがそういうところに遠慮をしておる。これも相関作用かもしれないけれどもね。今度の国会における公害関係の法律を見ま

すと、政府は十四の法律案を出しておりますが、いわば公害犯罪処罰法案といふものが政府の十四の法律案の目玉商品のように国民向けには宣伝されておるわけです。これを出したから、政府がいかに公害行政にきびしい態度をもって臨んでおるか、こういう一つの目玉商品的な役割りを公害犯罪処罰法案に期待しておるようでありまして、私は、ほんとうの姿勢といふものは、公害犯罪処罰法案ではなくて、運用の面からいふと、その道の専門家に聞けば、この法律は、成立を見ても適用といふことはめつたにできないであらうといふような意見が多いのを耳にいたしますが、ほんとうに大事なのは無過失損害賠償の立法化だと思ふのです。民事特例法の提案だと思ひます。

そういうふうな意味におきまして、私はもう一度無過失損害賠償の立法化について政府の姿勢、厚生大臣の姿勢並びに今後の取り組み方についてはつきりとした態度をひとつ述べていただきたいと思ふのです。

○内田国務大臣 たびたび申し上げますが、ぜひ私の真意を御理解いただきたいのであります。私はまづ今日のような高密度社会、機械文明、科学的な経済社会が発展してまいりますと、これは公害に限らず、無過失賠償責任の法理といふものがいろいろの面に出てくるのは当然だと私は思ひます。民法七十九條といふものは、おそらく私が生まれたころでできた法律でそのころの社会経済機構あるいは産業の発展状況といふものと、今日の高密度化した状況とはまるで違ふのでありますから、そういう機械文明の発展と高密度社会に対応する司法上の原理として、いま田畑さんが熱心に御主張なさる無過失責任法といふものができるのは社会の趨勢だと考えますので、これは公害関係におきましても、これをつくるのがよいという私自身の判断のもとにこれまでいろいろ進言もしましたが、また若干の検討もいたしました。今後一その態度を前向きに進めたいと思ひます。また、やり方につきましては、縦割り立法あるいは横に払つたような総合無過失賠償責任法の立法、

これはいずれでもいい、いずれでもいいが、被害者がそれによって非常に便益を受けるような方法である内容によって、この法制をできる限り早く政府全体としてまとめていくように、私は私の持ち場において積極的な努力をいたしてまいることをごに約束をいたします。

それから、いま裁判所の方からお話があったが、それだけでは問題の解決しない点は因果関係の立証の問題でございます。水銀の問題につきましても、カドミウムの問題につきましても、掘り下げれば掘り下げるほどその争点になる問題なしといいたしません、それはそれとして、とにかくその被害者が相手方の加害者の故意、過失を立証されなければならぬような、そういういまのような障害になっている法制につきましても、新しい無過失原則の法制をつくるということとで前向きに進みますことを、重ねてその努力をここで表明します。

○田畑委員 大臣の決意のほどを聞いて私も非常にうれしく思います。やはり公害問題は、もちろんこの臨時国会で終わつたのではなくして、これからあらゆる機会に法の整備と同時に、内容を充実することが必要になってくさうと思ひ、その意味においては、この臨時国会が終われば、引き続き通常国会ということになってくるわけですね。通常国会にはまたいろいろ問題も出てくると思ひますが、鉄は熱いうちにたたかないと本物にならぬわけでありまして、したがってこの臨時国会において、公害問題を中心に、これだけ国会の動きを国民も注目し、また国会の中でも、公害問題に白熱的な議論をかわし、その中には幾多の建設的な前向き、政府が取り入れてしかるべき問題も多々あるわけでございますから、やはりその一番大事な問題として、次の通常国会には、私がいま申し上げた無過失損害賠償の立法化について具体的な成果を得るよう期待するし、また当然大臣としても、山中長官と同じように、議會を通じて国民に約束できると思ひますが、その点重ねて大臣に御発言をいただきたいと思ひのです。

○内田国務大臣 たびたび申し上げておりますとおり、私は公害の被害を受けた方々の側に立ちまして、少しでもその苦痛が救われるような、医療面あるいはこういう民事立法面の改善の努力もいたしてまいらうとするものでございます。

○田畑委員 もうちょっと、この問題については、挙証責任の転換であるとか、その他お聞きしたいと思うのですが、いわゆる挙証責任の転換といふことがよく政府の答弁の中に出ておりますが、この点についてはどうお考えなんですか。そしてまた、政府の内部ではどのように検討されておるわけですか。

○内田国務大臣 それはまあ主として民事法の構成要素でございますから、何と申ししましても専門家の法務大臣傘下の法務省の主体的な活動がなければ結論に達し得ない問題であります、私は専門家ではありませんが、私なりに考えますと、挙証責任の転換にはやはり二つの面があるのではないか。一つは無過失損害賠償責任というものの原則までは踏み切れないが、しかし故意、過失がなかったかどうかという挙証を、被害者側の義務にしないで発生責任者側の義務に変えていくという面と、もう一つは、先ほど来触れております因果関係の挙証が非常に問題でありますので、今日の民事訴訟の組織のもとにおいては、救済を求める側が因果関係の存在を立証する責めがあるためになつてゐるはずでございますが、それにつきましてむしろその因果関係の存在を否定する、その責任を加害者側に与えるという面もある。そういう二つの面があるのではないかと私は思うとなりに考えております。しかし、いま挙証責任の転換というものはどちらの面を主として論ぜられておるのか、そのところは私も十分には了解いたしません。

○田畑委員 私の申し上げたいことは、いわゆる挙証責任の転換、その内容はいま大臣のお話になつたとおりでございますが、ただそのようなことで無過失損害賠償の立法化を逃げるようなことがあつては困る、こう私は申し上げたいわけなんです。それで、当然政府の側からせめて挙証責任の転換くらいは実現したいという答弁がなされておりますので、一体そういう固まつた政府部内での機会に法律の改正等が予定されていくのかどうか、これをお尋ねしているわけで、この点をもう一度お答えをいただきたいと思ひのです。

○内田国務大臣 挙証責任の転換の問題は、いま申し上げますように、結局は法務省を主体とした御検討に待つしかございませぬので、先般適合審査会もいたしました、公害関係の八大臣の出席のもとに五つの委員会が開かれておりますので、ぜひひとつ田畑先生から法務委員会等において、この問題について法務大臣にもただしていただきたいと思ひます。

なお、私どもが申せば申すほどむずかしい問題がございまして、カドミウムなどの問題にいたしましても、カドミウムの土壌蓄積性というふうなものもございまして、いまの時代の企業者が発生したカドミウムによって土壌なり水なりがよごれることはもちろんでございますが、昔からのいろいろな原因による蓄積カドミウムの上に新しい原因のカドミウムが乗つて、そしてそれによつて水がよごれ、あるいは土壌がよごれて農作物等が汚染して、厚生省が定める許容限度を越えるというふうなことになる場合に、その因果関係をどう持つていくかというふうなことがございまして、水銀にいたしましても、ある種の魚類は水銀を体内に蓄積する習性があるわけでございます。これは、たとえばマグロとかあるいはサメなどは、その辺に所在する水銀を蓄積するという習性がございまして、その上水銀発生の原因が重なりまして、これはもちろん直ちに許容限度を越えるような事態が生じております。私どもはそれはもう勇敢に、水銀の汚染による健康被害であり、また水銀の許容限度あるいはカドミウム許容限度をきめてまいりますが、その挙証の問題になりますと、いま言うような問題も現実に出されてくるようございまして、そこで無過失の原則に入るまでの間に時間がたつてゐる。その挙証責任の転換ということをはかつた場合に、いま言うような事態にどう対処するかというふうな問題もあるようございまして、私はとにかく被害者本位に解決するような法制をぜひつくつてもらいたいと思ひます。そういう意味から、失礼な言いぐさかもしれませんが、法務省のネジを巻いて、そして総理大臣のネジも巻くし山中大臣のネジも巻いていくということにいたしたいと、ほんとうに心から思ふものでございまして。

○田畑委員 それではこの問題については、大臣の最後の答弁を信用しまして次の通常國會を待ちたい、こう思ふのです。またそのときひとつ、この問題については実行されたかどうかよく見てまた質問を申したいと思ひ、ぜひひとつ、大臣が最後にお答えになつたように実現に最善の努力を払つていただきたい、こう思ひます。

次に、廃棄物処理法案について少しお尋ねするのでございまして、日常生活の水準が向上するにつれて、排出されてくる家庭のごみの量というものが非常にふえてくるし、またその内容も多様化してきております。申すまでもないことでございますが、耐久消費財などがそれでありまして、また、人口あるいは産業の都市集中、あるいは上下水道、屎尿処理施設、河川のしゅんせつ等による都市施設の整備等に伴つて廃棄物というものが非常にふえてきております。また、最近の都市再開発、建築業の振興がいかに見ましても、公共投資による建設資材、廢材の非常な排出など、わが国の今日までのいわばGNPの増大というのは、即廢棄物の増大と同義語だと思ひます。これは、しかし今日のこのような状況というものは今日に始まつたことではなく、この十年來の傾向なんです。ところが、今日まで廢棄物の処理等については政府は清掃法によつてやつてきたわけですね。たまたま今度の國會に公害関係法が提案されるというので、いかにも公害國會に便乗してゐるような形でこの廢棄物処理法といういわば大きなこの法律が出てきたわけでありまして、この十年間のわが国の高度経済成長のもとにおいて、産

業廃棄物というのは、とにかくたいへんな量にのぼって、今日にきているわけですね。そのような状況下にあるにかかわらず、今日まで清掃法の改正という問題を怠ってきたというのは、政府の特に厚生省の怠慢である、こう思うのでございますが、この点についてはどういおうお考えですか。

○内田国務大臣 公害対策基本法以下公害関係の法律が今度の国会に出されるということで、私どもはかけ込みで廃棄物処理法案を出したというわけではございません。これはもう私が厚生大臣に就任をいたしてからでも、この社労また参議院の社労で、産業廃棄物の排出が膨大なる量のぼって、おること、またそれがいまのような清掃法の処理体系のもとにおいては、どうい処理し得ないような状況にましまして、常に御意見の開陳をございまして、これらに対する処理体制の推進をはかるべき旨の御激励、御要望がたくさんございまして、私も全く同じ事態を認めてまいりました。

そこで、廃棄物処理法を単独に出すこともむろんかまいませんが、しかし、今日の産業廃棄物の処理の目標というものは、これまでの清掃法にございまして、伝染病の発生を予防するといったような、そういう局限的な目的からだけではなしに、もう人間の生存する環境の適性化をはかるという広い見地から処理することが必要だ。そのためには、むしろこちらから進んで公害対策基本法の中に産業廃棄物のこともうたい込めたいというように、公害対策本部に持ち込みまして、二、三カ所に、全く新しく基本法のほうにも産業廃棄物の推進をすべき旨を載せました。それは第三条でございまして、ことに、産業廃棄物を排出する事業者の責務というように、この一つとして、事業者が事業活動に伴って廃棄物を出す場合には、みずから処理する責任を負わせるようなことを基本法に入れると同時に、また、地方公共団体と申しますか、あるいは国も含むのでございまして、それらは下水道の処理――

下水道のことは基本法にございまして。この下水道の処理とあわせて、産業廃棄物処理もつとめるべきだという条項を基本法の中にも入れることにいたしましたので、それと頭とつばをそろえる、こういう意味になりますか、基本法だけ頭を出して何もないということであるよりも一緒に出すということを出したようなわけで、深いおもんばかりをもちまして、実をやってまいりました。

それから、実は私自身もふしぎに思ったのですが、こういう産業廃棄物などを含める生活環境の汚染の状況に對しましては、新しい事象は新しい皮袋に盛るべきだということ、私は従来の経緯は知りませんものですが、天からながめたような姿で思いついた廃棄物の処理の方式でいくべきだ、という、こういうようなことも考えてみました。が、いまの清掃法の現行体制というものと等しい、正面に申しますと、それとの調整といいますが、そういうようなことも現実面としては考えざるを得ない面もございまして、こういう形になりました。私はほんとうにもっと早くこういう体制の、総合的な広い産業廃棄物処理法というものを厚生省も出すべきであったと実は正直に考えます。ただし、昭和四十二年から昭和四十六年度、来年度までにかかっています、旧体制ではございまして、このごみ処理施設整備の五カ年計画というのを厚生省が立てられまして、これがその四年目、来年は五年目が来るわけでございます。しかし、それは旧体制でございまして、来年の五年目には、実質的にはもうこの法律に基づく新体制による計画に切りかえるような形で、新しい中期計画を立てるようなつもりでやらせていたのだ、というふうな考えでございまして、

○田畑委員 通産省の方、だれか来ていますか。――通産省が、これはいつの調査か知らぬけれども、産業廃棄物の処理、処分状況の調査というのを資源化技術協会に委託してやったことがございまして、この調査の目的は何なのか、そうしてまた、この調査の結果はどういう内容なのか、同時にまた、この調査の結果に基づいて通産省は

何を考えていらっしゃるのか、こういうふうな点について御説明を願いたい、こう思うのです。

○児玉説明員 お答え申し上げます。昭和四十五年年度の予算事業といたしまして、産業廃棄物の処理、処分状況の調査というものを四月から実施いたしました。その実施機関は、資源化技術協会というところでございまして、国の委託調査として実施をいたしました。

その概要をいかんまで御報告申し上げますと、調査対象になつておりますのは、いわゆる産業廃棄物ということで、今回の廃棄物法の対象と必ずしもびつたりではございせんが、通商産業省所管にかかりますところの廃油、廃酸、廃アルカリといったものあるいは固形状のものというものでございまして、その排出の主体は、製造業と電気業、ガス業というものに限定いたしました。対象工場五千工場でございます。この調査が返つてまいりましたのはその約半分でございます。二千四百四十三工場でございます。

調査の項目といたしましては、まず、総排出量についてでございます。総排出量は、昭和四十四年という時点をとりますと、その一年間に調査対象二千四百四十三工場から出されました排出物の総量は、約四千万トンということでございます。ちなみに、これを全工場、いま申し上げました工場の出荷額が大体日本全国の製造業の出荷額の七割を占めておりますので、それで割り戻しまして、一応の全製造業ベースに焼き直しますと、五千八百四十万トンという数字になります。それが第一の調査項目の結果でございます。

それから、第二の項目といたしまして、どうい種類別産業廃棄物内容構成になっておるかということでございますが、これは大きく分けて四つになります。そのうち一番大きいのは、固形状の不燃物というものでございまして、これが五七%を占めております。それから次に、大きいのが、どる状態の液体の不燃物というものでございまして、これが三六%を占めております。

【増岡委員長代理退席、伊東委員長代理着席】

それからあと二つは、問題なく燃えるものということで、木くず類等が四%でございます。それからもう一つは、一番問題になります、燃せるけれども燃した場合に煙等問題があるものというのがございまして、これも八十三万トン程度ございまして、全体に占める比率は二%と低うございまして、絶対量としては相当大きなものでございます。

それから、将来の予測といたしまして昭和五十年の一応の推算をいたしておりますけれども、これは先ほど申しました全国ベースの五千八百四十万トンの約倍ということで、一億一千万トンという数字を推定いたしております。

以上でございます。

○田畑委員 四十四年度の調査で五千八百四十万トン、五十年になれば一億一千万トンという見通しだ、というお話でしたが、これは産業廃棄物だけなのか。さらに、あなたと直接関係ないけれども、廃棄物処理法の一般廃棄物というふうなものも含めて、産業廃棄物だけなのか。

それから、第二のお尋ねは、この調査の目的は何なのか。

第三、この調査の結果に基づいて、通産省はこの廃棄物の問題についてどのように今後の行政の運営に反映されようとするのか、この点をひとつお答え願いたいと思うのです。

○児玉説明員 この法案で取り上げております一般廃棄物というものは対象にいたしておりません。したがって、この法案で申しますと産業廃棄物、しかもその中の一部ということになっております。と申しますのは、通産省所管にかかると産業の分だけでございまして、したがって、建設業等の廃材等は含んでおりません。

それから、第二のこの調査目的でございまして、これは排出者責任主義を貫きましてこれを行政指導いたしますためには、まず調査をする必要がございまして、しかも、その産業廃棄物を支障のないような形で処理、処分をさせますためには、やはり業種の所管大臣といたしまして十分行政指導を

する必要がございますので、その実態把握ということで予算をつけていただいたわけでございます。

それから、これを今後どういうふうに生かしていくかということでございますが、三点ございまして、一つは技術開発の基礎データにするということとございまして、特に燃焼するけれども煙等に問題があるというものにつきましては、相当緊急に技術開発を展開する必要があります。それからもう一つは、前処理という段階で、現在は三割程度前処理をいたしておりますけれども、全体といたしまして前処理はまだ完全でございせんので、事業者には前処理を十分やらせる。そのためにはいろいろな施設をする必要がございますので、その施設を指導、助成するという必要がございます。それからもう一つは、全体といたしまして、産業基盤という問題にかかわってまいります。これがふん詰まり現象を起こしますと産業が健全な発展もできませんし、国民生活の高度化というものでございせんので、そういう面からの免許行政に生かしていききたいというふうに考えております。

○田畑委員 厚生省にお尋ねしますが、生活環境審議会の中で、「都市・産業廃棄物に係る処理処分の体系及び方法の確立について」というのが第一次答申として今年の七月十四日に出ておりますが、この中で取り扱っておる廃棄物というのは、いま通産省の説明のあった産業廃棄物を含めてその他一般廃棄物、こういうことになると思いますが、この調査に基づくのが国の廃棄物の実態というものはどういう内容であるのか、これをひとつ説明願いたいと思うのです。

○浦田政府委員 この七月十四日に答申をちょうだいいたしました「都市・産業廃棄物に係る処理処分の体系及び方法の確立について」という中におきまして、産業廃棄物は、ただいま通産省のほうから御説明がありました産業廃棄物を含んでおるわけでございます。

○田畑委員 含んでいることはよくわかりますが、たとえば、この生活環境審議会の中で、廃棄物についていろいろ分析しておるが、その中で、たとえば一例を見ますと、家庭の廃棄物に対して産業廃棄物は二十倍にのぼっておるというふうなことがいわれております。通産省の所管しておる産業廃棄物だけでも、もうすでに昭和五十年には一億一千万トン予想される。こういう状況下において、その他の産業廃棄物並びに家庭から出てくる一般廃棄物というものは、厚生省としてはどの程度の量のばらつきかでおるのか。この法律は、したがってそのような数字の上に立って処理される法律だと思いますが、その基礎数字がどうなっているかということをお尋ねしているわけですか。

○浦田政府委員 先ほど通産省のほうからの御説明にありましたのは、通産省のほうからお断わりがありましたように、通産省管轄の産業から出る廃棄物でございまして、別途私どものほうといたしましては、大阪府下におきまして産業廃棄物の廃棄量の調査をひとつとして、それを全国的に推計いたしました。昭和四十二年末の調査でございまして、昭和四十二年末の調査でございまして、一応日量は百十万吨余というふうに出してございまして、この中には畜産業あるいは種々の製造業、建設業、それから第三次産業あるいは都市の機能として出てまいります下水道からの汚水あるいは尿尿処理施設、ごみ処理施設から出ますごみ残渣、こういったようなものも含まれておるわけでございまして、それから一般の廃棄物、ことに家庭から出ます廃棄物の量でございまして、これは私どものほうといたしましては、第二次五カ年計画を策定する場合に、十分にその辺の実態を調査いたしました。それに応じた設備計画を進めているというところで、たとえば昭和四十二年から四十六年までの五カ年計画の年次ワックでございまして、四十二年におきましては、尿尿処理施設につきましては一人一日当たりの排出量を一・二リットルといたしまして、その五千二百九万人分を四十六年までに処理するというところで、事業量で申しますと七万二千七百キロリットル毎日という処理施設をつ

くるということを目指している。またごみにつきましても、一人当たりの排出量を四十二年のスタートにおきまして、予測を八百七十三グラム毎日一人当たり出るというふうな、実績に基づいた数字で自今五カ年間の事業量、また事業の目標というものを定めまして、四十六年におきましてはこの数字をはば毎日六万トン処理できる能力を備えるというふうにして、いずれも私どもとしては調査をいたして計画を立てているわけでござい

○田畑委員 調査についていろいろ数字を検討してみてもまた問題が出てくるのでそれはやめませんが、そこで、この法律全体を通じて事業者の責務というところを強くうたっておりますが、第三条を見ますと、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ。」事業者の排出した廃棄物は事業者の費用と事業者の責任で処理する、これが法律の一貫したたてまえであるのかどうか、これが第一点です。

それから同じく第三条第二項を見れば、事業者としては適正な処理が困難なようなものは、できるだけ生産など押えねばならぬ、こういうことが書いてあります。生産を押えなければならぬどころじゃなくもっと強化しなければならぬ。でなければ産業廃棄物に伴うものも公害というものは防げないと思うのだが、この点についてはどう考えておるのか。通産省としてはいろいろ調査の結果、三つの目的にこれを考えておるとい

うお話がございましたが、産業廃棄物として処理困難なもの生産自体等について、何かこれを抑制するなり規制するなり、こういう点については通産省としてはどう考えているのか。厚生省も、同時にその点についてひとつ明確に、簡単にいいから、御答弁を願いたい。

○浦田政府委員 三条の一項で出ております事業者責任というのは、これはこの法案全部一貫して通じておることとございまして、原則としては、事業者はその排出物についてはすべて責任を負うと

いうこととございまして。

それから、第二項の困難なときというこの努力規定をもう少し強めてはということとございまして、実際に、現状を見ますと、廃棄物として最終的に出てくる段階では、どうしても一度消費者の皆さま方の手を経て出てくるというふうなこともございまして、また実態上の問題としては、物の製造、加工その他製品をつくるに際しましては、いろいろ技術的な制約ということも現実の問題としてあるわけでございまして、現段階としてはこのように努力規定というふうにするのが妥当ではないかと考えております。

○田畑委員 私は、これは大臣にお尋ねするわけですが、元来関係委員会ではしばしば質問され、また大臣も御答弁なさっておりますわけですが、要するに、たとえば牛乳びんの代用としてポリエチレンの製品を使うとかいう問題等、これは第三条の第二項等からいうならば、できるだけ押えていくということにつながる、こう思うのです。この問題については、大臣としては、ポリエチレンを牛乳の容器として使うことは私が大臣である限りは認めない、こういうふうな方針だと承っておりますが、実際そうなのかどうか。聞くところによれば、国立衛生試験所の意見というのは、衛生的な面から見ると無害だ、こう言っておる。同じ厚生省の中でも、環境衛生局の中の乳肉衛生課というところでは、これは使えぬ、きだと言っているし、公害部のほうは、公害の立場からいや反対だ、こう言っている。その上に立って大臣が裁いておる、こういうことなのでしょうか、こういうふうな問題について、この法律のたてまえから見れば、大臣のとらえておる措置がけだし当然だ、こう思うのです。単にこれだけじゃござい

ません、一例を申し上げただけでございまして、この点今後どういう方針でいられるのか、もう一度お聞きしておきたいと思うのです。

○内田国務大臣 法的には非常にむずかしい問題を含みます。この廃棄物処理法におきましても、事業者すなわち企業は、みずから出す廃棄物

なしに三条に書いてあるようなことを満足して一べん外に出しますが、こういうふうな処理の方法を自分の会社がやるなり、あるいは別会社をつくってやらせるなり、配達するときは毎日配達するのでありますが、回収する場合には毎日回収しないのであります。労力を省略する方法もございまいし、あるいは処理の別会社をつくる方法もございまいし、あるいは再生会社をつくらせる方法もございまいし、あるいは再社会をつくらせる方法を条件として許可する、こういうことで許可するがよろう、無条件の許可は押え込む、こういうことで各省が私の処置に納得してくださっているようにございまして、これは農林省ばかりじゃなしに、さっき申しましたが、公害対策本部長でありますか、副本部長なども、それはそういうことでいうじゃないか、こういうこととございますから、政府の行政方針としてそうであると御理解いただいていいと思います。

○田畑委員　それから、もう一つ私がお尋ねしたいのは、今度の法律を見ますと、こまかくたされたばいろいろなありますが、その中で特に都道府県のやらねばならぬ広域的な処理、この問題は非常に重要な問題であるし、同時にまた、市町村の処理業務として一般廃棄物並びに産業廃棄物と、こうなっております。したがってそのための処理施設の財政措置等々、この法律の運用の面から見ますと、地方公共団体の財政負担というのは相当なものであろう、こう思うのですね。同時にまた、どうしてもこの膨大な今後の廃棄物を処理するかとなつてきますと、広域的な都道府県の行政というのは非常に重要になつてくると思うのです。

先ほどの局長の答弁によれば、一体いま一日どのくらいのごみが出るんだという私の質問に対して、大阪府の調査を例にとつて推量すれば日量百十万吨余であらうとお話でございますか、われわれの間くところによれば、大阪府というのは廃棄物の処理については先進県であると聞いておるのでございます。ことに大阪府のほうがいま

計画なさつておる都市廃棄物の広域処理対策ですね、これについて私も要綱を見たのでございませうが、いわゆる廃棄物処理センターをつくつて一貫的な処理体制を進めていく、こういうことですね。私は今度の法律の運用を見たとき、少なくとも大臣、清掃公社くらいをつくつてやらすようにしなければ、この膨大な廃棄物の処理はできないのじゃないかと思うのです。したがって、この法律のどこか一条に、清掃公社くらい頭を出して、そして別に清掃公社法を出して、その清掃公社については、やはりいろいろ国が財政援助等をやるような措置がとられなければ、この法律を見る限りにおいては、結局都道府県や市町村だけが非常なしわ寄せを受ける、という結果になるだろうと思うのです。

大体、国の援助措置を見ますと、二十二条と二十三条があるだけで、二十二条は国庫補助、二十三条は特別な助成となつていますが、内容をよく読んでみますと、まことに国の助成というものは薄いわけですね。この点について局長はその専門でございまして、大阪府がいまやつておる計画等についてどう考えておるか。これは全国的な処理センターとして指導する方針はないかどうか。また、そのためにはやはり清掃公社法のような特別の立法も必要であると私は判断するが、大臣はどのようにお考えであるか、この点を御説明いただきたいと思ひます。

○内田国務大臣 これは、私は田畑先生に迎合するわけではないのですが、あなたは私の考えたとおりのことを言われておる。私もそういう公社を設けたい。ただあなたと違ふのは、全国一本の公社をつくるのではなく、現に各都道府県に住宅公社とか道路公社というものをつくつて、それが有料道路を経営したりあるいは住宅を建てたりしているから、それらの例にならつて、そういう各都道府県ごとに、もしそれを欲する府県は公社にしてよい、そんな形にしてやたらどうか。その公社の資金は、産業廃棄物を排出するところの企業者からも出資させる。そして都道府県やなんか

も必要に応じて出す場合もございませうし、出さない場合もある。国は起債くらいでカバーしてやる。国が出資するといふわけにはまいりませう。そういうことをしたほうが、産業廃棄物を排出する企業の協力体制のためにいいのではないかといいことになりましたが、どうも一躍そこまでするやうでございませう。これは厚生省ということではなしに……。そこで、これはあとからくらんくたさる、この中に産業廃棄物処理業者といふのがございませう。でありますから、それは公社であるやうと財団法人であるやうと、大阪は財団法人か何かでやられておるやうであります。財団法人であらうと、あるいはまた民間の株式会社であらうと、基準を与え、管理、監督をしなからせらるわけでありませうから、いまあなたのおっしゃるやうな全国一本にした公社はできません。(田畑委員「全国一本じゃない。都道府県」と呼ぶ)都道府県の公社ですと、この産業廃棄物処理業者を許可する際に、その案をつくる際に都道府県の条例等でやういふ公社にして、そして都道府県知事がこの法律に基づく監督権を――条例等でその公社にいろいろの指導や助成や監督ができるやうなたてまえのものもこの法律でやらうと思へばできるのです、公社とは書いてありませんが。しかし、公社にして全国的な一つの基準を与えることになりませうと、別にその基準を政令で設けるといふことの必要も起りませうが、一応これで、公社とはいふがやうなやうなやうな状況のもとで、地方自治団体等の意向がございませう場合にはやれないことはない、こういうふうに御理解いただいてもいいと思ひます。ただ、これは産業廃棄物ではございませうが、一般廃棄物等につきましては、いままでの市町村の処理体系とか、あるいはその委託業者の体系とか、従来の関係もいろいろございまして、私は初めは天から降つてわいたやうなことを言い出しました、やはりどうも既存のいろいろな仕組みを利用したほうが万事ものごとはスムーズにいく場合もこの

件についてはあるやうでございませうので、そういうことも御理解をいただきたいと思ひます。なお、いずれであれ、国の助成などにつきましても、きょう午前中も大橋さんその他からも御要望や御議論がございまして、できる限り国の助成なりあるいは起債のお世話なりをやつて、来年度の財政投融資あるいは国の助成なんかにつきましても、新体制が出発した体制において国も協力してはす所存でございませう。

○浦田政府委員 いまほとんど大臣のほうからお答えがあつたとおりでございませうが、ただいま大阪府で計画しております処理体制と申しますのは、先生も御案内だと思ひますが、関係の市町村がお互いに相寄りまして、出資し合ひまして、いわば一つの考えとしては財団法人といったやうな考えでもつて一つの事業体をつくり、そして関係市町村の実際の排出量また廃棄物の種別、それからそれを運搬する場合の運搬の計画あるいはそれをどこでどのような形で処分するか、処理施設並びに最終処分地の決定といったやうなことを事業内容としていたしましてスタートさせるといふこととでございませう。これに對しまして、この事業体の中に、やはりある程度は都市そのものから出てくる廃棄物もある。たとえば下水道の終末処理場から出てまいります汚泥でございませうとか、あるいは各市町村の焼却施設から出てまいります最終的な残渣、燃えがらでございませう、こういったものの処分といふことも実は大問題でございませうので、これらの部分については、私も現時では現行の市町村に対する補助の一環として考えられなにか、その延長として考えられなにかとして、補助金といふことを要求したやうと思つております。それからその残りの部分といひますか、大部分は産業廃棄物の処理になるわけ、一般の事業活動から出るものの処分になりますので、これらにつきましても、各関係の事業者のほうからの出資と、それから国といたしましては、応分の財政の投融資といふことによつてそれを援助していき、こういうやうな考えでもつて近々はつきりし

た法人という形でスタートするといふふう聞いております。また実はこの計画の進捗にあたりまして、今年度すでに起債を認めておるといふ段階でございまして、私も将来この方式を全国的に広げていくかどうかといふことにつきましても、ただいままでのところ詳細な検討といふものがまだ終わっておりません。また実際に大阪でやっております運営の実績といふものも、いまのところスタートしてないわけでございますので、まだ手入できない段階でございませう。したがって、これは今後の問題として十分に前向きな姿勢で検討してまいりたいといふふうに考えております。

○田畑委員 私の質問時間もきましたから、これで終わりますが、私は、大臣、いまの点は全国的にという意味ではなくして、各府県ごとに公社方式のやうなものでどうか、こう申し上げたわけですが、その点は大臣の考え方と同じわけなんです。ただ大臣はいまある業者を中心といふこととありますが、私はいまある業者をいふことは非常に問題があると思ひます。これはもう長くは申しませんが……。

○内田国務大臣 私が、じゃないのです。○田畑委員 そうですか。だから、私はそうじゃなくして、大阪方式といふもので、やはり厚生省としても十分検討されて、全国的な面でもしそれがいいとすれば、そういう方向で取り組まなければ、この膨大な法律に基づく廃棄物の処理といふことは私はできないと思ひます。そういうやうなこと、したがって私は、大阪がやるのを待つて云々といふよりも、やはり厚生省みずからがこのような問題については、このやうな法律を出した責任上から見ても、また全国的な財政、技術指導をやらねばならぬ厚生省の立場から見ても、当然こういうやうな問題についても深く検討し、指針を与えるべきだ、こう思ひます。そういう意味において私は大阪方式を一例に出したわけでありませうが、どうぞひとつそういうやうな方向で、せつかくこの大法律ができたが、實際上被害

を受けるのは市町村であつたり府県であつたり、そのような混乱などがないように十分ひとつ配慮して、いま私の言つたような公社方式等についても御検討をいただきたい。このことだけを強く申し上げて私の質問を終わりたい、こう思うのです。

○浦田政府委員 先生の御趣旨に沿つて、實際上支障のないようにこの廃棄物処理法案の運営にあつては十分につとめてまいりたいと思ひます。

また、先ほどごみの排出量につきましてちよつと数字を間違ひましたので訂正させていただきます。一般家庭ごみの排出量は四十二年が七百五十五グラムということであり、四十二年が八百五十五グラムということ、そういうふうにして毎年実際に応じて予想を立て、かつそれに応じた計画を進めているということであり、七百五十五グラム、一日一人当たりということでございます。

○田畑委員 それじゃ質問を終わります。

○伊東委員長代理 寺前厳君。

○寺前委員 発言にあたりまして私は委員長にお願いをしておきたいと思ひます。いま問題になっているところの廃棄物処理に関するところの問題、歴史的に清掃法という形で廃棄物の処理が社会生活の上においてきわめて重要な位置でもって仕事をしてきたというのだけに、しかも産業の高度経済政策のもとにおける新たな段階との関連性において産業廃棄物が出てきた。こういう段階において、ここに新しい段階の法案として出されてきただけに、現場でいわれる清掃事業に携わつてこられた方々あるいはまた市民の代表、あるいはまた東京都の知事をはじめとする市長さんその他の代表の方々を呼んでもらつて、新しい段階における苦勞はどこにあるのかということ、本委員会においてひとつ参考人として御意見を聞く機会をつくつてもらつて、この法案を国民にとつてほんとうに意義のあるものにするように私は要望をしておきたいと思ひます。

そこで、これから質問に入るわけですが、私

はこの法案を審議するにあつて、基本的に三つの問題点を持っているというふうに思ふのです。

その一つは、歴史的に清掃法ということで住民の生活環境を美しくする、衛生的に保つていく、まさに住民本位の仕事、それがなされておる。ここに新しく事業活動によるところの廃棄物が出てきた。これが社会的環境を保全する上において悪い役割りをしてきた。そこでここに新たに加わつた問題がある。この角度からこの法律は基本的に住民の環境が衛生的に美しくあるという、それを基本とする法律、それにプラスして事業活動をやるものに対する規制という、あるいは処理と立場からこの法律がつくられてきているのか、それとも産業廃棄物を中心にして、都市の清掃であるいは市町村の全体の清掃問題を考へておるのか。私は、いずれの立場をとつてこの法律ができているのかというのが一つの基本的な問題だと思ふのです。現に、都市におけるところの清掃の仕事をしておられる方々が、住民の仕事をやつていく、全体として産業廃棄物の処理屋に変わつていくのじゃないか。その分野の仕事がふえていくのではないか。そこに巻き込まれていく。費用もばく大にかかつていくから、それは下請に流れていく。ところが一つの問題点として社会的になつてくるにあつて、基本をどこに置くのかという問題を一つの問題点として論議をする必要がある。最初に、私は基本的問題点を提起しておきたいと思ひます。

それから第二番目に、大臣が何度か珍しく、この法律に限つて論議をするときには、地方自治体の固有の権限であるというお話が何回か出ました。一体この廃棄物に対して、国はどういう責務を持たなければならぬのか。この問題について明らかにしておくというのが、私は一つの基本的な問題点だと思ふのです。

それから第三番目の問題点は、はたしてこの廃棄物の処理、ここで出された法案によつて廃棄物がうまく処理されるのかどうか。実際はどういう結果になつていくであろうか。この問題が一つあると思ふのです。

私は大きくつてこの三つの問題点において国民の期待する側にこの法律がなつておるのかないのか、この三つの点で深めてみたいというふうに思ふのです。

そこで、今度は細部にわたつて質問をしたいと思ふのです。

第一番目の問題です。歴史的に考へてきましたら、私たちの個人の生活、そこからは家庭生活といふゆる生活系の廃棄物が出ます。都市におけるところの道路、河川などにおけるところのいんな不衛生な事態が生まれておられます。従来、これらの問題を清掃法は処理をしてきたというふうに思ふのです。これは社会生活を送る上において基本的な仕事だ。私は自治体におけるところの基本的な仕事だと思ふ。火事から防ぐための消防が要る。いろいろな学校が子供の教育のために要る。これは公共的な事業として、私は、社会生活を送る以上、社会生活を送る個々人の共通したやらなければならぬものとして、生活関係あるいは環境のいわゆる公共的な処理、それはもう固有の自治体の使命としてあるだろう。これに対して、事業活動をやるという問題は、その事業活動については、規模の大小を問わず、この住民が持つてくる環境保全に協力する義務が、事業活動における廃棄物については持つというのが基本的な考え方ではないだろうか。したがつて、お互いに住民税を払つて生活をする以上は、家庭生活あるいは公共的なそういう生活の事業に対しては、税金、住民税を払つておる。そのもとにおける自治体においては、固有の仕事としてするのは当然だ、生活並びに公共的なそういうものに對して。これは私ははっきりさせる必要があると思ふのです。私は、この一番考へ方の基本点について大臣がそのように思われるのかどうか、ちよつとこれは、ば

くはこの法律のでき方の体系を整理するためにお願いしたいと思ふのです。

○伊東委員長代理 最初に委員長に対する御要望がございましたが、委員会の運営に関する事から、各党の理事と相談をいたします。

○内田国務大臣 寺前委員のおっしゃることは私もよく理解できます。それにまた最近の家庭ごみあるいはまた魚屋や八百屋のような事業をなさつておられる方から排出されるごみ、これも類似のものでございましょうが、そういうものも多いし、かつまた狭い範囲のいわゆる産業廃棄物といわれるものも多々ございまして、そういうものが一般の家庭から出るごみの十五倍にも二十倍にもなるというふうな事態に對処いたしまして、今日、地方の住民の方々の清潔で幸福な環境を守るための法律としてこの新しい法律を組み立てたわけでございます。寺前さんが御指摘になつておられるような、住民税を払つておられる一般の住民の幸福を犠牲にして今度の法律を組み立てた、こういうことじゃございません。

○寺前委員 ところが、この法律によると、そうはならないのです。固有の義務だといふふうにしよつたというならば、これはちよつとこの分類のしかたも私は異論があります。一般廃棄物と産業廃棄物に分けて、産業廃棄物の指定の以外のものは一般廃棄物だといふ言い方ですから、産業廃棄物から逆に表現してはいますからね。そうじゃなくして、私は逆に必要があると思ひますが、そのこまかい論議は別として、この法律からいくなれば、この一般廃棄物の処理は、第二章の五条のところにあります。ところがこの五条によるならば、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならぬ。」といふことであつて、市町村がみずから処理をしなければならぬとはなつていないのです。計画はどういうふうを持つてもかまわないのですよ、この解釈は、法律論からいつたら、だから固有の権限であるというならば、また固有の仕事だといふことになるならば、みずから処理をす

ということをしてここで明確にしなかったら、法律的には生きてこない。私はこれは基本問題だと思ふのです。そうしてみずからやるということになったら、そうすると、いままで委託業者にとらしておいた問題については経過措置として、一定の期間の間これの条件が備わっている場合には、その問題は委託するけれども、対処をしますよということに明確にしなければ、私はいまの精神は生きてこないと思うのです。そのかわり、そういう問題を提起したときに、固有の問題であるという問題が明確にされた場合には、財政的にも——したがって、それは無料で取り扱うものとしなければならぬという発想に次には押えなければならぬと思うのですが、局長どうですか。

○浦田政府委員 先ほど大臣からも御答弁がありましたように、従来の一般家庭生活系から出てまいります廃棄物、いわゆるごみにつきましては、今回の改正法案の中におきましても、これはそのままできるだけ踏襲して、現在あります市町村の清掃事務体系というものは尊重するということが第一の点でございますが、それがいままで市町村のいわゆる固有事務として取り扱われておいたものであるという受けとめ方につきまして、今度の改正法案の中でこれはどのように読むのかということでございますが、これは第五条の第一項で「一定の計画を定めなければならない」ということと、第二項の、この計画に従って「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」ということで、その表現というものは当然に市町村の義務、またさかのぼりまして第四条におきましても、市町村の清掃に対する心がまえというものがはっきりと書かれておりますので、今回改正法案をつくるという大前提に立った考え方と、それからこの四条、五条の表現、また全般を通じます考え方というものからいきまして、従来の市町村の固有事務であるという考え方についてはいささかも変わっているものではないと存じます。

○寺前委員 この法律でいって五と六条で、どっちでもいいということなんですよ。ほんとうに明確に市町村がやらなければならないというのだったから、明確にみずから処理すると書いたらいかぬのですか。私は非常に明確になると思いますが、局長どうですか。

○浦田政府委員 その点につきましては、現行の清掃法が国会で前回議論されましたとき、あるいはそれに至るまでのいきさつにおきましても、市町村がみずから行なうという表現についていろいろ議論が出たところだと記憶しております。その段階におきます議論といたしましては、市町村がみずから行なうこのためをどのようによろしく法の中で読み込んでいくか、あるいは法文としてあらわしていく場合にどのようなあらわし方があるかということでございますが、現にかなりの許可業者の占めている部分があらわすわけでございます。そして、しかも当時からすでに進行しておりました全国的な都市化、それから工業化、こういう問題も背景にございまして、市町村で実際に取り扱うべきごみの量というものは年々非常な速度で増大してきた、また区域も広がってきた、対象人口もふえてきた、こういったような状況があったわけでございます。これらの現実を踏まえ、さらに一体どの程度まで市町村長の義務として果たせばこれが市町村長の義務としてみずから行なうということになるかという点について少なくとも——まあ具体的な例で申しますと、東京都におけるような、いわゆる委託という形式、これはやはり最終的に市町村長の責任というものが明確であるからして、これは市町村みずから行なうというふうに読めるのではないかといたしたような議論、それから全体的な傾向といたしまして市町村がどの程度まで義務を負えるかという実態的な問題とのからみで、直営という思想を盛りつつも、みずからといったような、その市町村自身でなければといったような表現については私どもとしては妥協を欠くものではないかというふうに考

えておいたわけでございます。それから今回の法改正に至りまして、その間の状況が改善されておるが、実は全国的に申しまして許可業者の数としては減少の傾向にあるように聞いております。また直営ということの実際上の運営について、支障のないように進捗しておるというふうにも理解しております。したがってこのような実態というものを踏まえまして、今回の法改正で原則的にいまやっておることについてはこのままで盛り込むという考え方が一つ。それからこれは少し立論の根拠が違いますが、その後は都市化あるいは工業化といった傾向に伴って市町村の収集業務というものが減少したか拡大したかと申しますと、これは実はその後拡大しており、ますますまたその質も多様化しておるといったようなことでございまして、やはり四十一年の論議、四十年のそのときに行なわれた議論というものが現在も援用できるのではないかとこのように考えるのでございます。

○寺前委員 いまのお話では、実態がそういう業者がおるということ、事業活動がふえてきている。

〔伊藤委員長代理退席、委員長着席〕
だから実際にはそういうふうにきめても実態に合ふのじゃないかということが、大体の基本的なお話だったと私には聞こえるのです。大臣、そういうふうに聞こえるのです。いいですか。そうすると先ほどから、精神はそれとおりだと言われけれども、そういうことであるならば、業者の実態がこうだからということが前提だったから、これは経過措置で済む話。事業がふえてきているという話は、事業量がふえてきているという話は、それは産業活動における結果の事業、この分野の事業活動がふえてきているのだから、産業活動、事業活動の廃棄物の処理問題をどうするかという考え方の問題として処理しなければならぬ性格なんです。だから日常生活を送る市民、住民の側の問題から言うならば、基本的に住民の生活は、直営のもとにおける、みずからが

その自治体において処理をするという生活の中に入るべきであって、事業活動の新たな増の問題については、それをどうするかという問題として別個に検討する。だからここで基本的に第五条でうたう場合には、みずからが解決するということを明確にしないか。いまの立論の基礎は私は成り立たないと思う。大臣、違いますか。

○内田国務大臣 私はすなおに伺っております。寺前委員のおっしゃるようなことがこの法文でそのとおりいけるように考えます。つまり市町村における一般廃棄物の処理が、市町村のやるものと、また市町村がそうしたほうがいいと考えれば委託をするものと、また市町村がそうしないけれども、市町村の許可によつてそのものをやらせるわけでありまして、市町村がみずから全部やる能力があるときには、委託をする必要もなければ業者を許可する必要もないわけでございまして、これで御趣旨は十分達成される。できないもので市町村に押し込まれるということも、これは最近たいへんごみがふえてきている状況から見ると、さつきもお話がありますように、排出量が、いままでは一人当たり五百グラムとか六百グラムとかのものが、このごろは皆さんたくさん食ってたくさん外へ不要物を排出すると見えまして、一キロ以上にもなるのだということでございますので、やはり市町村のおきめになるところでこれはきめる、こういうことでよろうかと思ひます。

○寺前委員 それじゃやっぱり違うんです。それはおのれの責務としてやるということになって初めて、それじゃ、その費用はそういうことを保障してやるためにどうするかとか、そういう問題で考えていく。社会を構成しているのだから、構成している社会の中でなければならぬ固有の仕事——消防というのでもそうだと思うのです。だから、家庭生活、日常生活の処理というものは、公共的な処理というものは、やはり自治体がやらなかったら、住民税を払ってやっているのは

何で住民税だかわからぬことになる。だから、これは固有の仕事だつて、自治体で成り立つように国としても保障するということを、これは別個に考えるものであつて、それが自治体の必要な構成要件なんだという立場にしっかり立つてもらう。そしてもう一つは、みずから処理するという問題の持つてくる性格というものは、特に農村へ行くこととまた明確になってくるのです。いま現に行なわれているのは、民間業者に委託している分野が非常に多いのが農村部に多いわけでしょう。そうすると、ここでもどういふことになつてくるかという問題が生れたり、あるいはまた目的のまかしの問題が生れたり、それをめぐつて社会的にいろいろ問題が生じているという事実から見ても、私は、この問題については、固有の問題としてやつてもらう、このきつたる態度をつくり上げないことにはだめだ。そして、ここで重要なことは、産業廃棄物がふえてきているのだから、その処理問題をどうするかということで、新たにつけ加わつた問題として検討するという立場に立つていく。この問題については、これはみずから処理するというのが基本的である。みずから処理するけれども、事業活動におけるところの廃棄物については、量の面から、質の面から、自治体、協力を、零細な業者に対する援助をやつてやるという問題として処理する分野と、それから、零細であつても、量と質によつては有料にして世話をしやうという分野と、それから、全く事業体自身がやつて、そのあと始末についてはどこに置かないかという置かす計画まで含めるところの広域的な都道府県の仕事も生まれてくると私は思うのです。これが新たにふえてきた、高度経済成長政策の結果のいまふえていっている分野だから、この分野の問題をどうするかという問題でいかなければ、市民生活のほうの分野の清掃業務のほうのしわ寄せを受けるという結果が生まれてくる。だから、ことを変えて言うたら、私

は、この法律の一番基本点は、歴史的に考へて、清掃という社会生活全体に対するところの基本的な清掃業務については、市町村の固有の責務の問題として、みずから処理するという責任を明らかにし、みずから処理するその問題は、料金の面においても無料であるという立場をきつてとる。それに対する助成の問題は、国の責務の問題として明確にうたう。この立場をとつてもらうというふうになつたら、これは基本的にこの法律が狂うてくる。これが私のこれを見ての第一番目の意見です。

時間もありませんから次に移りたいと思ひます。

次に、国の責務の問題です。大臣、この法律の中で国の責務は何ですか。

○内田國務大臣 これはそれぞれ市町村の責務、都道府県の責務、国の責務ということで第四条にございまして、国は、いまおっしゃる、市町村がみずからの計画でやりなされること、あるいはまた、産業廃棄物などで広域的に、今度都道府県などが産業廃棄物処理について若干の仕事も出てまいるのでございまして、そういう場合における市町村、都道府県のその仕事が円滑にいくように、技術開発の推進でありますとか、あるいは技術的、財政的な援助を与える、こういうことが国の任務と考えまして、国営の産業廃棄物処理場というものはまだ考へていない、こういうことでございます。

○寺前委員 これは「努めなければならぬ」という規定でした。国の規定は、技術開発とそれから財源上のやつを。そうでしょう。第四条の三項で「市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。」援助をするとは言っていない。しかも、財政のところを見たら、「国庫補助」というところがあるでしょう、二十二条。それから二十三条、ここへきましたら、「国は政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部」とわざわざ入つてゐるんだね。費用の補助をするとは

言っていない。「一部」というんだから、ほんの一部分だろう。「一部を補助することができ」というんだね。補助しなければならぬとは書いてない。その次に、「特別な助成」の場合に、「国は、」云々と書いてあつて「資金の融通又はそのあつせんを努めるものとする。」これも「努める」なんだよ。一般産業物の処理施設あるいは産業廃棄物の処理施設その他の産業物の処理施設ですから、これは民間に対しても融資の世話をする。大企業の民間にもということになるわけですね。この条文からいって、都道府県に限りませんから……。そうすると、国の責務というのはこういうことになつてしまふ。しかし、いま実際に清掃の業務の面からいふと、国にやつてほしいことは、市町村がやらなければならぬその固有の仕事としては、先ほどから何回も問題になりました第三項の二項によるところの、いわゆるワンウェイ方式のプラスチック容器の類ですね。これが実際には、高熱を発生し有毒ガスを発生して、たまたまもんじやない。品物は家庭用品の中に入つてきて、家庭から出てきた。市町村は、自分かそんなものを使うてもよろしいとか、使つたらいかぬと言う権限は持つていない。使つてもいいというものは、ある分野に限つて厚生大臣が持つてゐるけれども、使つてはいけないという権限は全面的に持つていない。そうすると、結局、業者自身がほとんど家庭生活の中にほうり込んで、あと始末だけはものすごい苦勞しなければならぬというのが市町村の悩みのところと私は思う。だから、ほんとうに押えようと思つたら、この使つてもよろしいというその分野において、国が責任を果たしておいでくれたら……。それは市町村が果たせといつたつて、その品物をつくるのは、京都でつくつて東京へ持つてきたり、東京でつくつて秋田へ持つていったりということになりますから、だから、これは広域的なものなんだから、したがつて、国がそこそこにおいて、使つてよろしい、その使つてよろしいという場合には、こういうふう

して回収されるからこれはよからうとか、条件があつて初めて、使つてよろしいということがきめられると思う。だから、一番大もとにおいて押えておいてほしいというのが願ひだと思ふのです。あのアメリカのコカコーラですか、あれだけ最大の利益を追求していく上では世界的に大きなあすこでも、いまだにびんでしょう。あれにいったらもつと安くあがるからびんであつとやりよるけれども、なかなかアメリカでもそうはさせてくれないわけでしょうが、だから、ああいうものの使用については、どういふ結果になるかという責任を國家がそういう面を果たす。それは私は、自治体に対する使命だと思ふ。そういう意味では、私は、事業者がつかめなければならぬという、これは努力規定でしょう。そうじゃなくして、国の使つてよろしい、使つてはならないというそういうことと、責務の問題を明確にうたつてくれ、そうしなかつたらこれはだめだ、これが国の責務の問題として抜けている私は重要な一つであらうと思ふ。

それから、もう一つ重要な問題は、これはそのあとの産業の問題となつてきますけれども、産業廃棄物がずつとふえてきた。この産業廃棄物が、おたくのほうの資料を見ても、埋め立てに使われるのが五〇何%だ、こうなつておられます。そうでしょう。そうすると、どんどん埋め立てをやつていくといつたつて、これは都道府県のお世話によつてあそこへはかしてよろしい、ここへはかさないといふことこの計画の中に従属した仕事になつてくるわけですね。だから、今度の法律で大きなウェイトを占めるのは、その産業廃棄物の処理問題が入つてきていると思ふのです。この産業廃棄物はみずから処理するけれども、みずから処理するものをどういふふうにするかというところは都道府県が計画を立てることになつていふでしよう、十条ですか。だから都道府県が結局計画を立てて、そしてどういふふう処理するかということ明確にさせて、そして、そこへそれぞれ業者が、発生しているところがやりな

い、こういうふうになってきててもほうっておくわけにいかぬから、都道府県がこういう問題の計画を立てなければならぬわけでしよう。ところが、計画を立てるけれども、実際には事業体はほとんどなかっただけでいていく。都道府県はそれを押えることはできないのだから、何ら押える権限がないのだから、都道府県としてはたまったものじゃない。そこで、これの処理問題というのに都道府県もがものすごいウエートを取られてくるということには目に見えておりますよ。特に財源上の問題からも、この分野の責務というのが非常にかかってくるだろう。現に東京都の担当者の話を聞いておいても、要するに、この法律を見ていて、都道府県でも、要するに、一番頭痛い、こう言うのです。明確に都道府県がここにはとクロージアアップしてきているという問題は、計画しなければならぬといふ問題で出てくるのだけれども、結局国は財政的には何も考えないわ、一体何をしてくれるんだ。おれらだしんどいじゃないか。だから私はそういう意味において、家庭廃棄物の中に入ってくる問題、すなわち第三二項の事業者責務という問題に終わらしているという問題を、国の責務において押えるということによって市町村に協力してやるということは重要な使命だと思うのです。

もう一つは、都道府県の負わされるであらう諸計画を考えた場合に、財政上の責務の問題というのほもと考える必要がある。それから市町村ののほもみずから処理しなければならないという義務、これを保障するための責務を国としてもつと明確にするうたう必要がある。それがこの法律の中における国の責任が非常に弱い問題点ではないかと私は思う。大臣、意見を聞かしてください。

○内田国務大臣　非常に広範な御意見、お尋ねでございしますが、三条二項の産業廃棄物、なかんずくプラスチック製品などの製造加工あるいは製造加工されたものの容器についてまで、産業廃棄物ではなしに一般廃棄物になってしまふものについてまでも私どもはこういう義務を負わせましたことが、これを寺前さんのようにもう一步進めますと、

寺前さんのそのめがねはもしべっこうでなければプラスチックでございます。私はここに万年筆もサインペンも持っておりますけれども、これもみなプラスチックでございまして、これの使用を禁止してしまわなければならない。いま見ると、このお盆もプラスチックでございます。それほど国民生活に入っておりますから、それを禁止をするぞ、こういうところにまでいかないわけでございします。だから、その事業場の中において生ずるそういうもののかす、廃棄物は事業場処理の責任にいたしますけれども、一般消費者の手に渡ったものについては、私も、できれば寺前さんのおっしゃるようになりますけれども、そうするといま言ったようなめがねや万年筆や何かみんなそういうことになりますので、そこで私どもは、そういう努力規定をかけながら、一方においては、いま例に引かれましたようなカコーラなどがかりに私のほうにあの容器をプラスチックにしたいという申請がございまして、この三条の努力規定による処置について明瞭な計画を持ってこない限り、私はたとえアメリカに関係があるカコーラの会社といえども許可などは絶対にいたしません。

それからまた地方公共団体に對する國の義務なんかなく補助などの問題につきましても、たびたび申し上げておりますが、これだけ廃棄物がふえてきておりますので、産業廃棄物のほうは各事業者みずからが責任を負うのは当然でありますから、國から補助なんか出すべきではないと私は考えますが、市町村等がやる廃棄物の処理につきましてはできるだけ國の補助、助成というものを高めるように努力をいたしたいと思ひます。ただ、「一部」と書いてあるのはほんのちよつぱりであらう、わざわざ「一部」と書いたのはけしからぬとおっしゃるが、全部出すことにしますと、地方税などというものはみんなやめてしまつたり、國から地方へ出します例の交付税をやめてしまつて、全部國の収入にしておいて、それから仕事のたびに分けてやるということにいたしますと全部いく

のでありますが、地方に固有財源が相当いっておりますから、それとのかね合いにおいて固有財源を交付税の配付基準として計算をしながら、一方においてはまた直接の補助金もできるだけ私どもががんばって出していこう、こういう両手づかいのできるだけの心配はいたすつもりであります。

○寺前委員 さつき言ったのは禁止することもあるし、しないこともあることを私は言っているの
で、たとえばプラスチック一つとってみても、決
定的な問題になってくるのは、プラスチック容器
のワンウェイ方式というものです。ワンウェイ
方式のものが決定的になってくるわけでしょう。
量が違うんだから。毎日があがんだから。だから
問題は国の責務においてこの程度だったら、いま
の使っている量はこうだからある程度いけるだろ
う、そこらを全面的に分析しながら、しかも個々
の会社の回収方式を総合的に検討しながらやって
いくということ、国の責務として明確にうたう
必要がある。厚生大臣の権限をひとつふやそう
じゃないかという問題ですね。これは事業者の責
務の段階に終わらしておいてはだめだという問題
の提起、これが一つ。

それからもう一つの問題は、財源の問題について、私がさっき言ったように家庭排出物に対するところの廃棄物、それから公共的なもの、これは自治体の固有の仕事だ。それにふさわしい財源保障を計算して無料でやれるようにせよ、この立場に立った財源保障を明確に市町村に対してやりなさいということで、計算し直してやりなさいということをおつておるのです。私の言っているのは非常に明確なんです。それで無料方式をやるにふさわしい財源方式をやりなさいということです。どうです。

○内田国務大臣　ワンウエーの乳製品等に対するプラスチック容器につきましては個々に、この法律ではなしに食品衛生法のほうで、透明なガラスびん以外のものを使うとする者は厚生大臣の許可を求め、こう書いてございます。したがって始末の方式がつかないものについては食品衛生法

のほうでワンウエーの許可はできない、こういうことで私がかんばっておる、こういうことは御了承のとおりでございます。

補助の問題につきましては、いま申し上げたとおりでございます。地方財源をみんな国にとつてしまつておいて全額補助するよりも、おっしゃるとおり地方の固有事務であるならば、やはり地方に固有財源を与えておいて、それでその足りないところを一部国がめんどろを見てやるという両手づかいの方式でいまやつておる。しかもそれとできるだけフルパーセントで、そのために地方住民の税金を引き上げたり、あるいは手数料を新しく引き上げるというようなことがないように、私どもも補助などについては考えてまいるように努力をいたします。

○寺前委員 これは、時間がないのでその程度にしておきます。

それから第三番目の問題、産業廃棄物の処理の問題に入りますが、これは何といても発生源で押えなければ、こういうものは困るわけです。ですからたとえば、さっきも言いましたけれども、知事はその地域における産業廃棄物の計画を立てるということが十条で義務づけられていますね。これは義務だよ。「定めなければならぬ」「二項で「基本的事項を定めなければならない」「都道府県公害対策審議会の意見を聞かなければならぬ」これはまた、きびしくきつと規定したわけですね。ですから、自分の都道府県における産業廃棄物の処理状況についてきちっとした計画を持つてということでしょう。ところが計画を持つにしても、それぞれの会社がどういうふうに処理をやっていくか——こういうような処理施設では、おまえさんのところの工場はやってもらうわけにはいきませんという、一番大もとの都道府県知事にちゃんと許可を求める——それだったら私の計画の範囲内に入る、よろしい、こういう關係を確立しなかったら、大もとで押えられぬじゃないか。大臣、どうですか。

○内田國務大臣 これは市町村の、先ほどから固有事務だとおっしゃるが、一般廃棄物の処理につきましても、先生よく読んでいただいていたいへん。ありがたいのでありますが、やはりこの五条の二項で、市町村は収集し、運搬し、処分しなければならぬと書いてあるのと同じように、都道府県のほうもそうしてございまして、また事業者についても、第十一条には事業者はみずから発生する産業廃棄物をみずから運搬し、処分しなければならぬ、こういうわけで、これは一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、外へはうり出されたままであってはならないわけでありまして、それぞれ市町村の区域の計画、また広域計画はございまして、合理的な計画を立てていただくということ、いづれも、「ならない」、こういうことには実はいたしてございまして。

○浦田政府委員 各都道府県段階で、いわゆる産業廃棄物の広域処理をするという事業を行ないます。場合には、前もって十分にその当該地域の産業廃棄物の種類の量、それからそれがどれほど事業体自身でもって処理されておるか、都市のほうにどれだけの廃棄物が出てくるかといったような、そういう実態を全部調べる。それからそれに基づきまして具体的な収集計画、運搬計画、それから処分の計画というものを立てさせるわけでございます。これで私もは来年度には、これらの計画を推進するための費用というものが大蔵省に予算として要求中でございます。

○寺前委員 局長、都道府県がその計画を持つんでしよう。持つのはいいけれども、自分の都道府県内におけるこの産業廃棄物がどういふふうになるんだという計画を立てるにあたって、その個々の会社がどういふふうに出して、いくらか、べらぼうな産業廃棄物を出して、みずから処理するといふけれども、その出してきたものをどこへ持っていく最終的始末をするのかというところまで見届けなかったら、都道府県としては責任が持てぬわけだ。そうすると、個々の会社がどういふ計画を持つのだ、その計画でよろしいと

いうことと関連して都道府県の計画を持っていないか、仕事にならぬじゃないか。とすると、個々の会社の持つ計画——この会社は産業廃棄物をこれだけ出して、それはどこへどういふふうに出して、よろしい、全体としてそれだったら私の府県の環境を保全することができるといふことの責任を都道府県知事はそこで初めて持て持て持て持て、逆に言ったら、個々の会社の廃棄物がどうなるかという問題について許可を取るといふことを明確にしておかなければならぬ、その環境を守ることにならないんじゃないか。厚生大臣、どうですか。

○内田國務大臣 それはもう十一條にみないでございまして、都道府県知事が、事業者がやるやり方がまずい場合には、それはもういつでも立ち入り検査もできるし、その運搬、処分、保管の方法の変更命令もできる、その他必要な措置を命ずる、こういうことになっておりまして……。

〔委員長退席 栗山委員長代理着席〕

都道府県が暗やみで、事業者のほうには手も触れないといふことではなしに、大いに監視をして事業者を取り締まらせる、こういうことではございまして。

○寺前委員 それではだめなんだよ。計画というのは、全面的なことなんだ。だから個々の会社がどういふ状況にあるかという問題と全体との関係の問題なんだから、おまえさんのところは行くえがわからぬようなそういう状態で、つくってしまつてあとから立ち入り検査してもだめだから、つくる段階においてどういふふうに出して産業廃棄物が出る、これについては東京府のどこどこにほうり込ませていただけないか、あるいは千葉県、どこのどこにお願いしてございまして、よろしい、一つ一つの会社との関係で初めて計画が成り立っているのだから、自分が計画を立ててみたって、個々の会社が何をやっていくかわからぬという状況では責任を持てない。だから個々の会社が、まず建設するにあたって処理計画を明確にして、私のところはこういうふうに出して処理をいたしま

すよといつて、これを当局へ持つていく、当局のほうではよろしい、許しようというものと計画と関係する、こういうふうにする必要があるんじゃないかと云っているんだ。

○浦田政府委員 寺前先生十分御存じでいろいろと御質問しておられるかと思ひますが、第十四條に産業廃棄物というところで都道府県知事に対する事柄届け出といふことが明記されているわけでございます。それから第十八條で必要な報告の徴収といふことを、都道府県知事に権限が与えられることになっております。さらに第十九條では、これらの施設に対する立ち入り検査といふことが認められているわけでございます。さらに第二十條では環境衛生指導員として、これらの立ち入り検査をする者は、一定以上の資格のある者であるとした、目の備わった人達を任命しろ、こういうしかけてございまして。また、これから都道府県でもって広域処理計画を立てるといふことは、実はあしたやれといふことではございまして。大阪については、ある程度具体的計画ができています。したがって、幸いにしてこの法律が成立をいたしますれば、直ちに大阪としては来年度からでも対応できると考えておりますけれども、その他の都道府県におきましては、必ずしもそこまで進んでいないといふことで、来年度この法律の成立を待ちまして、具体的に計画の立案作業といふふうには、この点から着手していくことに相なるうかと思ひます。もちろん、そのような全体的な計画が立つといふまで待つておられるようなゆるやかな事態ではございませぬので、既存の体制といふものを十分に活用して、その間の補いをしてまいりたいと考えているわけでございます。

○寺前委員 これも、もうあまりやりませんが、問題は届け出なんだよ。明確に許可しなければだめなんだよ。発生源といふものを明確に許可にして、よろしい、これだったら責任が持てるというふうにしておいたらいのだけれども、届け出だけの話だったら、それで済まないんだから、責任を持つといふことをやらなかったら、あと始末

だけさせられておつたらたまったものではない。これはもう一回考えておいていただきたい。

それから同時に、今度は罰則だ。これも何回も出ている話だけれども、たとえば禁止された場所へ投棄した場合など、五万円の罰金だ。大きな産業廃棄物をみずから処理しなければならぬ、それでみずから不法投棄をしに行つて五万円を済むのだったら、ひどい話だ。しかしこれは非道徳なことだから、そんなものは何ぼかけたって、それはあかぬといふあかぬかもしれぬ。しかし非道徳なことが公然とやられておるといふところに公害の特徴があるのと違ふのかいな。阿賀野川の問題にしたつて、みな平然と非道徳なことをやってきた。それを考えてみたら、非道徳なことに対してこんな五万円やそこらの罰金に基づくところの罰金は五万円以下でしよう。十一條四項に基づくところの問題は六カ月以下の懲役、五万円以下だ。十八條、十九條一項、二十一條の一項によるところのものは三万円だ。非道徳なことを公然とやってきた人間を相手にして、こんなもので許されるのだったらどうにもならぬ。大臣、どう思ひます。

○内田國務大臣 不法投棄は罰金でございまして。しかしそれが事業者に対しては、不法投棄したものの回収命令を出してそれに従わない場合には、今度は体刑で六カ月でございまして、一年でございまして懲役を食らわせる、こういうことにはなつておりませんこと御承知のとおりでございます。

○寺前委員 しかもこれは、結果的には事業主そのものにいかないようなことになるのでしよう。どうなるのです、事業主にいくのか、社長にいくのか。

○内田國務大臣 それは実態によりまして、社長が指揮したり、またここで見ないふりをして、いろいろな場合には、私が検事でありませう場合には社長に及ぼすようにします。

○寺前委員 ところが実際には担当者についてしまうというのが落ちになる。

もう時間のようでございますので質問を終わりますけれども、もう一度もとへ戻って全体的に考えてみると、市民生活、社会生活を送る家庭、住民、ここを基本とした法案の立て方、そういうふうにはなっていないように私はこれについて基本的に思うし、国の責務の問題においても問題を持っていろいろ思うし、それから産業廃棄物処理活動における処理のしかたにおいても幾つかの問題がある。だから当然、この法案については基本的に修正を要するのではないかとこのように私は思います。

これで発言を終わりたいと思います。

○栗山委員長代理 次に、自然公園法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。唐沢俊二郎君。

○唐沢委員 さきの六十三国会で国立公園、国立公園の海中景観を保護するための改正案を成立させましたし、また引き続き本国会でも緑地の保全、自然環境の保護のために、わが国で最も美しくあるべき自然公園について、国及び地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者等の責務を規定する等の改正案を提出されました。このようなことで自然公園法が徐々に整備されることは非常に喜ばしく思うものでございます。ただ問題は、法律案の提案理由の説明の中にありますが、「最近、国立公園及び国立公園の自然環境の汚染が著しく進行し、このまま放置することが許されない状況となっておりますことは、御承知のとおりであります。」このように述べておられるわけでございます。従来法律がなければともかく、国立公園法は昭和六年に制定されました。自然公園法は三十二年十月からすでに施行されておる、ここに問題があると思うわけでございます。自然環境の汚染が著しく進行しているというのは、特別地域

及び特別保護地区における湖沼とか海中公園だと思わなければならないと思いますが、事実私は一年の五分の一くらい自然公園の中で生活をいたしておりません。確かに、著しく汚染してはいないけれども、かなり汚染をしておることは事実でございます。で、よその人を連れていっていつも恥ずかしい思いをすることがある。今後は所得の増大、労働時間の短縮等によって自然公園の利用が急速に高まると思いますが、過剰利用によって自然環境が今後また阻害されるのではないかと非常に憂慮にたえません。今回の改正で湖沼等への汚水の排水を規制されました、これはかなりの効果はあると思いますが、責務を定めた規定とか訓示規定を加えただけではどれほど効果があがるか疑問に思うわけでございます。

なお罰則も四十九条以下にあります、あまり適用されたことはないようにございまして、特に管理員がわずかに五十五名しかおられない。自然公園はわが国民の貴重な資産ともいふべきものだと思います。今回の改正で管理員が五十数名しかいない、まことに寒心にたえないわけでございます。今回の公害国会を機に管理員の大増員をしていただきたいと思います。

また同時に、自然公園の美化に必要な施設でございますが、これがわが国の場合非常に利用者が多いわけですから、その利用者に比較した場合に非常に少ないと思うわけでございます。東海自然歩道等の新規の計画ももちろんけっこうではあります、既存の公園の維持管理のための予算を大幅に増額していただきたいと思います。自然公園が著しく汚染しというような文言は入れないで済むようにどのような措置をとられるか、また管理員の増員と予算の大幅な増額についてぜひ大臣から伺いたいと思います。

○内田国務大臣 唐沢さんからたいへんありがたい御激励をいただいたと思っておりますが、今回わざわざ自然公園法の改正案を出しましたのは、私の考えでは、従来の自然公園法についての私と

もの考え方というのは、自然の風光を保存して国民にレクリエーションやまた人間修養の場所を与えるというような考え方がおもったように思っています。ところが一方公害立法を見ますと、自然公園の存在するようなところは、これまでは指定水域にもなっていないし、指定地域にもなっていないというようなことでございまして、私はその考え方はたいへん間違っています。よごれておるところあるいはよごれている水域を指定地域や指定水域にすることも必要だけれども、理想とするところは、よごれていないところをきれいに保たせる、そのままだに保存するということが、これがそが広い意味における公害対策あるいは環境汚染防止の眼目だということで、国立公園についてのもの考え方、指導方針というものを、公害的な要素を入れて自然環境の保全ということからもこれを見るべきだ、したがって場合によっては、国民の聖域だから、どこかの省の所管であるにかかわらず、そういうことを超越して厚生大臣が自然公園の区域については特別の基準でも何でもつくれるようにしたいというような意気込みをもって、この関係の方面を奮励してまいりました。幸いに今回水質保全の改正、大気汚染防止法の改正が行なわれることになりました、これらの狭い指定地主義がなくなりましたので、それらの環境保全のための排出基準というものは、当然自然公園の区域、自然公園の水域にも全部かかることに相なりました。しかし、それだからといって安心できませんので、従来の、木を切ったり大きい建物を建てたりすることを規制するばかりでなしに、今回ここに述べましたことを、厚生大臣なり知事なりが国立公園保全のためにやるようにいたしましたことを、ひとつまず御理解いただきたいと思います。

それから、国立公園管理等のための人員、国の人員、また予算はまことに少な過ぎると私は感じております。わずかに十億か十五億か、その辺の程度でございまして。人間については、国家公務員である者はいまのお話のとおりでございます。もっともこれに対しては地方も相当のお金を出し

ていますし、また人員も協力をしていただいておりますし、また民間のボランティアと申しますが、自然公園監視員というふうなものを民間でもこしらえて、このほうは数百名おられるはずでございますが、そのみでは十分ではございませんので、明年度は予算につきましてもさらに私どもは要望を出しておりますので、御期待、御激励に沿うように今後も努力をいたしてまいりたいと考えています。

○唐沢委員 大臣のお話はよくわかって非常に期待申し上げているわけですが、部長は、国立公園関係の予算ですが、大体どの程度の要求をしておられるか、前年比の増加率をちょっと教えてください。

○中村（一）政府委員 ただいま先生に御指摘いただきましたとおり、私も国立公園関係の予算が十分でない、日ごろからこの飛躍的な増大をいろいろと努力をいたしてきているのでございしますが、十分でないことはまことに申しわけないと思っております。明年度におきましては、特に自然の保護の強化という点に重点を注ぎまして、そういう関係の自然保護のための植生の調査でございますとか、あるいは湖沼の水質の調査、あるいは自然の保存のための土地の購入費の補助金、あるいは清掃関係の補助金、それから先生御指摘の管理員の増員、そういうような経費に重点を注ぎまして、本年度の予算としまして約三割五分増しぐらいのことといたしまして要求いたしております。

○唐沢委員 時間がありませんのでこまかいことは伺いませんが、三割五分では十分足りるかどうかが、私は非常に疑問に思っています。ただいまの大臣の御発言を期待をいたすということで、この問題はこれで終わります。

今度の改正案で問題となりますのは、特別地域及び特別保護地区における河川への排水についての規制がないということです。湖沼とか、海中公園における汚水の排水については、十七条、十八条において規定を設けることになっております

が、河川が入っておらない。どうして河川に対して同じような取り扱いをされなかったのか。水質の汚濁は公害対策基本法において典型公害の一つにあげられている重要な問題でございますし、特に内陸地帯の自然公園は河川の一番上流に位置するものであつて、影響するところはきわめて大きいわけでございます。河川と湖沼、湿原等に分けて排水がどのくらいあるか伺いたいと思うのですが、これは非常にむずかしいと思いますので、これは省略いたしますが、河川でも湖沼の周辺一キロメートルの区域内においては十七条が適用されるところでございますが、これではもうとても問題になりません。そして湖沼、湿原、海中公園等、これだけ取り上げて規制をして、幾らこれに対して規制をいたしても、それをつなぐパイプ役であつて、しかも実質的に距離は一番長いと思われる河川を野放しにしていたのでは、大臣の意図せられた効果はあらがないのではないかと申すわけですが、特別地域等における河川についても同じように排水設備を設けていただきたいと思います。どうしてこれを除外せられたか、それについて伺いたいと思います。

○中村(一)政府委員 河川でございますが、私も、自然公園におきまますところの自然環境の保全につきましていろいろと議論をいたしまして検討を重ねてまいつたのでございますが、今回河川が入っておりますのは、排水につきまして、厚生大臣または都道府県知事の許可を得なければそこへ排水できないという、こういう法律のしかけにいたすわけでございまして、一方から申しますと、その周辺に生活しておられる方々あるいはそこでいろいろ事業をやっておられる方々につきましては、この排水の許可制と申しますことは相当な規制になるわけでございます。そこで私も、河川並びに湖沼の、極端な場合は自然公園の全区域につきましてやるべきでないかという議論もいろいろとやつたのでございますが、いまさしあたって一番問題は、湖沼が一番汚染された場合の

回復がむずかしい、復元ができない。河川の場合におきましては、河川の自然の浄化作用というものが期待することができ、ところが湖沼あるいは湿原の場合におきましては、これはもういままさしく予防措置をとらないといへんことになつてしまつたというので、私もいろいろ検討を重ねておりますが、とりあえずこの国会におきましては、最も重要な湖沼、湿原並びにその周辺一キロメートルの水域あるいは水路というもののに対する排水を規制する。そうしてそれを、先ほど大臣お答えしましたとおり、厚生大臣または都道府県知事の許可がなければ許さない、こういうしかけにいたした次第でございます。

○唐沢委員 湖沼及び湿原等が一番汚染しておるから、まづ先にこうやりたいということとはよくわかりますが、河川も自然公園内全部やるわけではないので、指定すればよいわけですから、特別に指定すべきものはやはり私は指定していただきたいと思つておるわけでございまして、特に問題となつておる河川はいまのところありませんか。

○中村(一)政府委員 現在、河川で自然公園の区域内におきまして私どもや心配になりますのは、吉野熊野国立公園におきまして、いわゆる八丁の景でございます。これは水の美しさが非常に特徴でございますので、そこにおきましては慎重な取り扱いが必要だと思つておりますが、いまのところ、自然公園の中におきましての、特に特別地域におきましては、幸いにいたしまして問題になつておるところはないと私どもとしては考えております。

○唐沢委員 では、時間がありませんから、次へ行きます。

特別地域とか特別保護地区における許可を要する規制は、特別地域とか特別保護地区に指定されるかもしくはその区域が拡張された際に未着手であつた行為のみに適用されまして、既着手の行為は除外されております。これでは現在以上に汚染されるのを防ぐだけであつて、より美しくすることとはむずかしいのではないかと。自然公園内の水と

いうものは、山紫水明ということばのあるように、最も清澄でなければならぬわけでございまして、改善命令を出すことはできるわけでございまして、改善命令を出さなければならぬわけではございません。改訂後著しく汚染されることのないように行政指導を強化していただきたいと思います。従来からある旅館や民家からの排水でございます。私はいまでも自然公園内に生活する者は自然公園の美化に協力する義務と責任があると思つていますが、しかしいまさら急に地域住民に過重負担をかけるのも問題だと思つたので、今国会を機に何らかの措置をとつていただけないものでしょうか。

○中村(一)政府委員 ただいま御指摘になりましたとおり、自然公園法のたてまえといたしましては、公園が指定になりました場合に、その指定以前にすでに着手した行為につきましてはこれを認めるを得ないという法律の立て方になつておるのでございまして、今回の場合はも政府の部内におきましていろいろ議論いたしました結果、今回の場合におきましてこの方式はとらざるを得なかつたわけでございまして、しかしながら、ただいま御指示いただきましたとおり、改善命令を出すということが政令で認められておりますので、そういう点を十分考慮するとか、あるいは融資のあっせんをするというような措置によりまして、今回の改正が成立しました際におきましては大いに努力を重ねたい、こう考えております。

○唐沢委員 たとえば下水道法三十四条を根拠とする政令で、都市化している地域に対して下水道を敷設する場合に補助金を出しておるようですが、そういうようなことを考えていただけないかと、また特に国立公園内にいろいろ浄化槽などを設ける場合にも補助するということも考えていただけないでしょうか。

○中村(一)政府委員 ただいま御指摘になりましたとおり、自然公園の区域内におきましての浄化のための施設につきまして、これを公園の事業といたして補助の対象にするということは、これは

十分研究していただきました。私どもとしまして大蔵当局その他とさつき検討させていただきます。たいと思つております。

○唐沢委員 次に罰則でございますが、自然公園で職員の手引に従わないでみだりにいろいろものを捨てたりなんかした場合に一万円以下の罰金でございますが、今度の廃棄物処理法では投棄禁止は五万円というところになつております。これは当然五万円が適用されると考えていいと思つて、いろいろ条文の前後の関係で、これは変えるということとはむずかしいと思つて、これは変える理法の罰則が適用されるということだけを確認しておきたいと思つております。

○中村(一)政府委員 そのとおりでございます。適用になるわけでございまして。

○唐沢委員 では、最後に大臣に伺いたいと思つております。

今回の自然公園法の改正に関連して、ここに観光政策審議会の答申がございまして「国民生活における観光の本質とその将来像」というのがございまして、それとの関係について伺いたいと思つて、ちよつと聞いていただきたいと思います。

わが国では古来、汗を流して働くことを美德として余暇を軽視してまいりました。しかし、科学と経済の長足の進歩によつて、それに伴うストレス解消のためにレジャーとか気分転換は、日常生活において労働力再生産のため必要不可欠からざるものとなりました。むしろそれなくしてはあすの産業活動に支障を来すという現状になりました。特に高密度激動社会である都市に住む者は環境を変えることによりまして、たとえばいい空気を吸うとか景観を楽しむとか、その他さまざまな刺激を得ることによつて精神が安定する。幸福の条件は生きがいのある生活、精神的な豊かさを求めるようになってまいりました。さらに所得の増大と労働時間の短縮により観光に充てられる時間も大幅に増加している。このような現状認識と観光についての考え方に立ちますと、国民のこのような観光欲求を充足するために厚生省も、

いままでのように自然公園の自然保護とか管理、維持ばかりではなくて、積極的にいってば観光地を造成するお考えはないでしょうか。すなわち自然公園における保存と開発との調和を、いままでのように受け身ではなくて積極的に考えるべきではないか。私はもちろん無秩序に自然を破壊するのには絶対に反対の立場に立つものであります。が、反面自然保護の美名に隠れて、どこもかしこも千古おのをしらぬ原始林に放置するのも無策だと思ひます。自然保護が大事である地域に対しては、自然の回復能力以上の人間の立ち入りを制限することだつてあり得ますし、反面場所によっては自然美に人工美を加えて、りっぱな施設を設けて国民に最高のいこの場を提供する必要があると思ひわけでございます。現在までの開発状況を見ますと、自然公園では、開発してもよきところとところがまだ手をつけてない、そうでないところは心ない人間によってなくすに無計画に開発をされていく状況でございます。これでは本来なら一級の観光地になるところが二流三流の観光地になっている、素材としては世界で最も美しいわが国の自然が生かされていない、まことに残念なことだと思ひます。

そこで自然公園以外につきましてはこれは別にいたしまして、国立公園について伺いたいわけですが、幸い自然公園は国有地や公有地が多くて、たとえば国立公園では国有地と公有地が八割を占めておる、しかも法の規制があるからあまり荒されてはいないわけです。そこで大臣、ぜひ国立公園くらいは公園別に長期的な計画を早急に立てていただきたい。だから保護計画と利用計画を含めた公園別の計画を早急に立案していただきたいと思ひわけです。これが十二条の規定の精神に沿うことだと思ひます。いままでなぜこういう規定があるのに公園別の公園計画を立てなかったのか、ぜひ早急に立てていただきたいので、そのお約束をいただきたいと思ひわけであります。

○内田国務大臣 私は唐沢委員の御意見まことにひとつともであると思ひます。今日また今後、国

民の所得水準も上がり、また勤労条件なども非常に進みまして、一週五日制というようなことも行なわれるような時勢になってまいつてきておりますし、またレジャーとかレクリエーションとかいうものは次の労働強化のための体力の温存といううようなことではなしに、もうレジャーとかレクリエーションそのものが人間生活の一部になってきているような、そういう事態にきているという認識を私は持つものであります。それと国立公園行政というものの運営は私は今後一そう結びつけて考える必要があると思ひます。一般の人々がレジャーとかレクリエーションを求めて休みの日に外に出ましても、むなく疲れて帰ってくるというような場合が多いことはお互いに感じているところでございますので、それらに対応して、私どもは自然を温存すると同時に、これらのレジャー、レクリエーションに対する健全なる施設を整備する、いわば第二種区域といううような考え方を取り入れまして、その方面の施策、計画というものを具体的に立てるのがよろしい、これはもうぜひひとつそういうことで御協力をいただきたいと存じ、お答えいたします。

○唐沢委員 部長に伺いますが、いままで個別の公園計画がなかったというのはどういうことなんでしょうか。

○中村(一)政府委員 御指摘の自然公園法十二条におきますところの公園計画及び公園事業につきましては、たとえば集団施設地区でございますとか、あるいはその他の保護、利用につきまして、ある程度の計画は当然ございまして実施しておるわけでございますが、ただいま御指摘を受けましたような将来のこういふ増大いたしますところの利用に對しまして、おっしゃいますような大規模な総点検と申しますか、あるいは総合計画ということにつきましては、不十分な点があったかと思ひております。たとえばアメリカの国立公園の行政を見ましても、最近におきましてはそういうようなアメリカの国立公園の中を幾つかのグループに分けまして、そしておのおの保存を徹底すべ

きところ、あるいは野外レクリエーションに大に開放すべきところといったような分類をいたしまして、積極的にその保護あるいは利用のほうを進めていくことが着々と進んでおるようでございます。私どももそういう外国等の状況も見、かつわが国の現状に顧みまして、ただいまそういううな総点検、計画のやり直しということをやっているところでございまして、なるべくすみやかに計画を樹立したいと思ひております。

○唐沢委員 いま総点検をしていただいているので、非常にありがたいと思ひますが、確かに部長のおっしゃる通りに、その場合、類別化指定とかレイアウトをぜひ考えていただきたい。そうすれば、お話のようにそのまま自然保護に徹底した公園も出てくるでございましょうし、また、いまより若干開発される公園も出てくる。また、場所によつては同じ公園が幾つかの地区に分かれて、自然のままのところとか、あるいは自然の遊歩道くらいできるところもある。また、静かな別荘地や会議場といったところもあるでございまして、一般の観光に開放するところも出てくると思ひわけでありまして、ぜひいまの線に沿つて早急に公園別の計画を立てていただきたいと思ひわけでございますが、そのような総点検をされる場合に現在の部で十分かどうか。大臣は積極的に汚染による公害を除去するだけではなくて、よい環境をつくらうというお考えでありますので、観光行政が非常に重要になつていくことをお考えになつて、昔局であつた部をさらに局に昇格させて、じっくり取り組むお考えはないかどうか、その点を最後に伺いたいと思ひます。

○内田国務大臣 これは局でありましても部でありましても、行政の内容を充実させるのが私どもの眼目でありまして、一方におきまして行政機構の問題などもございまして、当面私はこの部を局に戻すといううな計画は立てておりません。

○唐沢委員 時間が来ましたので、局でも部でも一生懸命やっていたらいいことであると思ひますので、今後とも自然公園を最高に美しい、そして

最も品位のある観光地として造成していけることを希望いたします。私の質問を終わります。

○栗山委員長代理 渡部通子君。

○渡部(通)委員 大臣、あしたは御都合が御悪いとかで、たいへん長期間になりますが、大臣に対する質問だけを数点伺いたいと思ひます。

第一点は、今回の改正による目的の問題などでございますが、第一条でうたつてありますとおり、この自然公園法の目的は、一つには国土の自然の保護でございます。第二点として国民が広く利用する、この二点がうたわれております。しかしながら、今回の公害関係法としてのいろいろな立法を見ますと、交通規制あるいは騒音防止あるいは農業等の使用規制によつて野鳥の保護とか、そういったさまざまな関係法案が成立してまいりますと、どうもこの二つの目的が矛盾してしまひませんか、これを感じるわけでございます。ですから、どうしても国立公園を自然のままに保護したいというその保護と、それから先ほど大臣もおっしゃいましたが、それをレジャー等に使用したいという国民の意願、こういったものの目的が、今回の改正によつて移行されはしないだろうか、そのたてまえが今後どのような方向に進んでいくものか、大臣のこの法律に対する基本的な姿勢を伺いたいと思ひます。

○内田国務大臣 今回の法改正にあたりまして、自然公園法第一条の目的の改正には触れていないはずでございます。しかし、自然公園というもののについての政府当局である私どもの考え方、また国民の方々の考え方というものを少し変えていたのもいいではないかとかねて思つておりました。それは、従来の目的に加えまして、自然公園というものはわかりやすいことばで言うところの人間の聖域である、こういうふうな考えまして、ことにこれまでの公害対策が、局地汚染主義と私は言つておるものであります。水城などにつきましても、国立公園の中にありますところの河川、湖沼等は指定水域に指定することなく、よごれるにまかせてもいいようなたてまえをとつておつた、大気汚染に

つきまして、国立公園の地域につきましては指定地域からおおむねはずされておった。そこで、そういうことはおかしいのだ、公害対策というものはよくおこなうところだけをきれいにすればいいではないに、人間の聖域としてきれいであるべき自然公園のようなところには、経済企画庁やその他の役所が環境保全をやってくれないならば、厚生大臣みずからそこに特別の規制をかけていくというふうなことを言い出しまして、私は閣議へまでそういう話を持ち出しました。そして、この聖域を守る考えを述べてまいりましたが、幸い水質保全法も大気汚染防止法も局地主義をやめまして、国立公園を含む全水域、これは河川も湖沼もまた大空もこれらの規制の対象となることになりましたので、私はそれで非常に満足をしておるわけでありました。

しかしながら、今回提案をいたしましたような最小限の規制はやはりしておいたほうがいいと考えますと同時に、利用者の方々、また地方公共団体等につきましても、同じような考えを持っていただくという意味において、補完的な改正をいたしましたわけでございます。そしてまた、国立公園の内容をどう充実させるかということにつきましましては、いわば第一種地域と第二種地域があるように私は考えます。これはいままでの特別保護地域というところは別に、第一種地域というものは自然環境の保護ということを目的にして整備をするところ、第二種地域につきましましては、その中の利用計画、また利用施設というものが国や公共団体がお金をかけてつくりますので、国民のレジャーやレクリエーションの対象としてもほんとうに満足されるようなレクリエーションの環境をつくりたい、こういうことを私はねらいとして、また目的として考えるものでございます。

○渡部(通)委員 そのたてまえはわかったのですが、現実の問題として、尾瀬沼なら尾瀬沼をきれいに保護しようという一つの行き方と、それから日曜日レジャーで尾瀬沼へ行こうという押しかけてきた大衆に、もうこれ以上自動車が入っては

困る、あるいはマイカー族もこれ以上入れたくないといった場合に、一体来た人間を帰していいのか。もう自然保護のほうへ重点を置かれるのか、それとも多少汚染は目をつぶった上でも自動車の乗り入れや遊び、レジャーのほう、国民の利用というほうに重点を置かれるのか。いま大臣の御答弁ですと、それを第一種と第二種に地域を分けて規制をするというふうな受け取れませんでしたけれども、その基本姿勢はそういうことでございませうか。

○中村(一)政府委員 先ほど唐沢先生の御質問にもございましたけれども、私どもは、たゞいま自然公園の中を完全な原始状態に保つとすると、それからレジャーのために使用することと、そういうふうに分けていきたいと思っております。

それで、たゞいまお話しのような地区、場合に よりましては非常に原始性を保つためにはある程度利用を制限せざるを得ないというところも出てくるかと思ひます。これは御承知かと思ひますが、目黒に文部省でやっておりますところの自然植物園というところがございます。あそこは常時三百人しか入れないということで、入場を制限いたしておるようなこともございます。自然公園の場合は、ああいうような都市公園と違ひまして、そういう現実的な規制はできませんが、たとえば尾瀬沼のごとき、ああいう狭い橋を渡らないと通れないというやり方は、一面においては自然保護のために利用をある程度制限するという効果も実は持っております。いろいろな手法を考えましてやりたいと思っております。

○渡部(通)委員 いろいろ制限するとなると、今度は情報の提供等でいろいろなめんどろな問題が起きてくると思うのですが、きょうは大臣の要点質問だけにしほらせていただきます。

先ほど話が出ましたけれども、管理体制というものの非常な不備というものが私も一番問題だと思ひます。先ほど管理員が五十五人ということとでございました。面積にすると日本国土の総面積の約一割強、一三・二％が国立公園だけでも計算

をされておりますが、その管理体制の不備ということに対して、特に人員増強あるいは予算措置に 対して大臣の御自信のほどはいかがかという点 を伺わせてください。

○内田国務大臣 自然公園についての価値判断と いうものは、いろいろな意味から公害なども関 連しながら高まってきていると私は思ひます。い ままでは、ここに大蔵省の方がおられるかどうか 知りませんが、自然公園というふうなものとはあ と同じようなことで、あまり予算もつけられな かった。せいぜい十億か十五億程度だったと思 いますが、最近では自然歩道というふうなものさ えも、世論の力に押されて長期計画の予算をつけ ていただけるような時代になってまいりましたの で、私はこの自然公園の管理また活用のための予 算もぜひふやすようにできるだけの努力をいたし てまいりたいと思ひます。現にまたそういうたて まえから、四十六年度の予算要求もいたしてあり ます。

それから管理体制の人員でございますが、これ は東京にあります皇居前のあはれ国民公園とい いますが、あるいはまた新宿御苑なども国民公園 で、これは直接厚生省の役人が管理をいたしてお りますが、自然公園の中、国立公園、国定公園で も、都道府県知事にその管理をお願いをする分野 がございますので、五十五人というのは、国家公 務員である国立公園の監視員と申しますか管理員 でございます。そのほかに都道府県の当該関係 方面の職員の方々の協力はたくさん得ておるわけ でございます。また、国立公園指導員という名 前のもとに国家公務員でも地方公務員でもない民 間のその方面のボランティア、愛好者を編成いた しまして、その数約八百人くらいと存じますが、 それらの方々に国立公園の管理、活用につかま して御協力をいただいております。こ れらについても、決してそれで十分だとは思へら れませんので、国立公園の価値判断が上がるの に 応じて、私は、管理体制、人員などにつきまして

も、さらに整備の方向へ進めるべきだということ で努力をいたします。

○中村(一)政府委員 予算の点につきまして、先 ほど唐沢先生の御質問のときに、間違つた答弁を いたしたのでございますが、明年度三割増と申 しましたのは、八割の増で要求いたしましたのでござ います。まことに申しわけございません。訂正さ せていただきます。

○渡部(通)委員 次でございますが、湖沼等への 汚水の排出規制でございますが、これが「厚生大 臣が指定する湖沼又は温泉及びこれらの周辺一キ ロメートル」、こういう指定が行なわれたよう で ございます。ですから、これはやはり特 別地域全域に及ぶべきであつて、一キロメートル というワクをはめたのはなぜなのか、あるいは一 キロメートルをこえて特別地域がずつと広がつて いる場合もたくさんありますが、そういう場合には 特別地域全体を規制の対象とすべきである、こ う思ひますが、いかがでございますか。

○内田国務大臣 御承知のとおり特別地域につ きましては、いろいろの施設を設けます際はすべ て許可にかかっているわけで、ほうとうはそのま までいいのかもしれない。しかし、せつかく私 が言い出しまして、国立公園は聖域であるから、 そこにある川でも湖水でも、厚生大臣あるいは厚 生大臣の系統を引く知事にさらに規制の措置をか けさせたいということがございまして、いわば厚 生大臣の言いぐさに義理を立てたようなことであ りまして、これは水でございますから経済企画庁が、 水質保全法並びに今度改正されました排水規制法 によつて、そんなことはみんなおれのほうでやる のだ、もともとそんなことを言つても——昔は やつていないといつても、それは昔の話で、昔は指 定水域に入つてなかつたが、今度はみんな指定水 域に入りますから、向こうがやってくれる。また 経済企画庁が、水質保全法の系統を引く地元の方 がやるわけでございます。しかし国立公園は聖 域なんだから、おれのほう並びにおれのほうの系 統を引く知事にやらせるといふことで、単に水質

保全の規制をかけるということでは経済企画庁と重複になりますので、その排水施設を設けて、そしてその水を流す場合は施設の許可ということ、で、私どものほうが特別監視をする、こういうことに実は相なりました。

一キロの制限につきましては、大体大規模なものは、それはもういまの法律でも施設のほうは取り締まります。工場をつくったりあるいは大規模の管造物をつくることは全部——これは公害ということではなしに、風光的見地からだろうと思ひますが、許可制になっておりまして、それで運営はつくわけでありまして、水そのものは水質保全法でいえますが、湖沼周辺の、たとえば旅館とか料理屋とかあるいはキャンプ場とかというようなもので、必ずしも従来の特別地域における規模の大きい工場とか施設とかいうものにひっつかからないもので水をよごす施設が、最近ではぐんになつていまして、たゞくさん出てきております。旅館類のモーターなどというものは私は気に入らぬのでありますが、そういうものから出されるような水に着目いたしまして、水を流すためには必ず、といや施設がつくられるのでありまして、それからその施設で経済企画庁の力が及ばないところはこつちがやる、こういうことでやっておるわけで、まずこれでいける、こういう考えでございます。

○渡部(通)委員 大臣の意向はわかったのですが、どうせそこまでお考えいただいたのですから、やはり特別地域内全体において規制はする、こうしていただいたほうが、やはり国立公園を守り、国立公園を守るという上からいっても、たゞまえ上もそのほうが筋が通ると思うのです。なぜ一キロに限定しなければならぬかということとは、根拠は非常に薄弱であるかと思ひますし、川といふものは長いものでございますので、上流との辺からそういった汚物が流れてこないとも限りませんし、ぜひともこの条文においては、一キロという排出規制ははずして、公園全体に及ぼしていただきたい。これはあしたもまたこまかくお願いを

するつもりでございますけれども、これはぜひこう変えていただきたいと思うわけでございます。もう一点質問申し上げますが、特別地域における排水の許可基準の問題でございます。

特別地域における排水については、やはり「国立公園にあつては厚生大臣の、国立公園にあつては都道府県知事」という十七条三項の規定でございます。この排水の許可基準というものが一体内容的に水質の許可になるのか、あるいは排水施設の許可を含むのか、そういった内容をまずちよつと簡単でございまして、

○中村(一)政府委員 許可の基準でございますが、特別地域の中でも特に規制の厳格でございますが、特別保護地区におきましては、原則として排水は許可しない、こういう方針でございます。したがひまして、これは許可でございますから本来排水は許可すべきじゃない、認めるべきじゃない、自然の流水以外は認めないということを原則といたしまして、たゞしどういふうぐあいに認めるかという基準でございますけれども、この場合にはやはり一つ一つの湖沼あるいは湿原ごとにつくっていくわけでございまして、それぞれに環境基準、それから排水の基準と分けまして一つ一つについてつくっていく、こういう方針でございます。

○渡部(通)委員 そうすると公園別にケース・バイ・ケースで環境基準、排水基準を設けるというお説でございますね。

○中村(一)政府委員 公園別と申しますか、一つ一つの湖沼あるいは湿原でございます。たとえば尾瀬沼なら尾瀬沼はどの程度なら認めるかという一つ一つをつくっていくわけでございまして、

○渡部(通)委員 それで、対象となる湖沼、そういったものはどのくらいございましてしょうか。

○中村(一)政府委員 現在国立公園の中にございまして、その主要なる湖沼が百二十八、それから国立公園におきましては五十五の湖沼がございまして、それから、おもなる保護すべき国立公園の中の湿原と申しますのが十数個ございまして、国立

公園におきまして六個の湿原、これは保護すべき非常に貴重な価値のあるものがございまして、そういうようなものにつきまして、一つ一つについて基準をきめていくと考えております。

○渡部(通)委員 それを一つ一つ調査をして環境基準、排出の許可基準をつくるということは、全体調査は終わっておりますでございまして、

○中村(一)政府委員 まだ完全にでき上がっているわけではございませんが、現在のところにおきましては、先ほど大臣もお答えになりましたように、指定すべき湖沼、湿原等はまだ実は汚染がそこまですべてではない。むしろ予防的な意味におきまして、一歩前進して今度の改正をやっておりますので、いわゆる一般の公害のようにございまして、またものを復元するというよりか、現状を、その湖の持つてゐるその状態を、そのまま維持するということをやれば十分であるという場合が大部分でございまして、

○渡部(通)委員 大臣にちよつとその御所見を伺いたいと思ひますが、いま復元的な考えはないという部長さんのお話でございますが、予防的なことだけではないでございまして、やはり現在環境調査をするとかかなり汚染されているところもあると思ひます。そういったものを、この許可基準というものは全然回復基準としての実態調査による設定はなさらないのか。全くこれからの問題であつて、現在汚染されているものをどれほど回復させるかという意味の許可基準の設定なり、あるいはそういう法の運用のしかたはなさるおつもりはないのか、その辺の姿勢をお伺いいたします。

○内田国務大臣 一つ一つの許可基準がまだ部長から私には相談はございせんが、まず第一には、部長のお答えしたとおり、よごれていないものをよごさないように、まず排水は許さない。特別保護区域は排水は許さない。その次の特別地域というものについては環境基準のようなものをつくりまして、それもやはりこれ以上よごれないことを目的とした基準をつくりませんが、よごれてしまったものもあるわけであります。それにつきま

しては、私はそれが水の自然の自浄作用によつてきれいになるまでの間はより強い環境基準をかけるべきだと考えますので、状況に応じてこれはケース・バイ・ケースにきめていかなければならない、そのよごれ方によつてきめていかなければならないと思ひますので、よごれたものはやむを得ないとして、国立公園内の湖沼について目をつぶるということはいたさないつもりでございます。

○渡部(通)委員 わかりました。そうしますと、現在霞ヶ浦とか猪苗代湖とか、そういうたいへん汚染のひどいところ、そこには特別の許可基準を設けて回復をしようという大臣の御答弁と伺ひましたが、それでよろしうございまして、

○内田国務大臣 よろしうございまして。経済企画庁のほうから別に排出基準というものがかるのでありまして、それを横目で見ながら、私のはうは私のほうで、この法律において目的を達するようなことをやるのがこの法律の目的でございます。

○渡部(通)委員 もうちよつとお願いをいたします。今回の法律が施行されますと、たいへん小さな旅館やホテル、そういった方たちが非常に苦しむようなことになりはしないか。そういった人たちが水の浄化装置等をつくるにあつての助成については、お願いができませんでございまして、

○内田国務大臣 旅館や何かですと環境衛生金融公庫がございまして、幸いにそれが厚生省の管轄下にございまして、一つの衛生基準の改善の方途として資金を出すようにとめてまいりたいと思ひますし、またその対象になり得ないようなものにつきましては、これは国民金融公庫なり中小企業金融公庫なりという方面から、一般の公害に対する資金のあつせんなどと同じような意味において心配をいたすようにいたしたいと思ひます。

○渡部(通)委員 最後に国立公園内における民有地でございますが、これは買ひ上げていただけれ

ば、自然保護にとっては一番大事な、前進的なことになると思うのですが、現在四百二十万三千六百ヘクタールと聞いたのですけれども、その民有地を買い上げの方向に大臣はお考えでございましょうか、あるいは財源的な裏づけはありますのでしょうか、最後にこれを伺わしていただき。

○内田国務大臣 何しろ国立公園、国定公園を入れますと、その数は百近い数字になるように思いますので、たいへんでございますが、毎年若干の予算を計上いたしましてぜひやりたいというところから、実は買い上げを行なっております。でございますので、今後そういう考え方を続けて、国有地にしておくほうがいいところは国有地にし、また県に御協力を求めまして、ある県などは非常に御熱心で、ほんとうに県有地として買い上げられて、そして非常な汚染防止といえますが、風致阻害の原因を遮断しておるところもございしますので、そういうことをなお助成するようにいたしてまいりたいと思います。

○渡部(通)委員 終わります。

○栗山委員長代理 次回は明九日午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

社会労働委員会議録第一号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

二 三 末 九 し尿浄化槽 し尿浄化槽

三 一 八 間かなければなら かなければなら
ない。 ない。

昭和四十五年十二月二十三日印刷

昭和四十五年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H